

昭和二十年八月五日に、佐賀地域の一部が空襲を受け、戦争の脅威が直接的になった。戦争体験は第八章に市民から寄せられた体験記を載せているが、戦争が市民にとって何であったかを、これから読みとることができよう。

昭和前期は、こうして戦争によって市民生活が多くの困難をきたした時期であったが、この苦しみから解放されたのは、昭和二十年八月十五日の日本敗戦であった。

以上のように、本巻で扱うのが激動の時期であるだけに、佐賀地域も大きな変化がみられ、明治期と異なる状況になった。しかし、この時期は絶えざる戦争によって生活が窮乏し、また諸権利も国家目的遂行のためということで著しく制限され、庶民にとっては暗くて苦しい時期であった。

# 一 市勢の展開

## (一) 市政機関と市議会

### 1 執行機関

明治二十三年（一八八九）五月以降の歴代市長・助役・収入役については、その詳細な一覧表が『佐賀市史』上巻（昭和二十年刊）に収められており、最も整備されたものであるので摘記しておく。

#### 歴代市長

氏名	就任	退任	勤続年数
石丸源作	明治二十二年五月二十日 (年俸 五〇〇円)	明治二十四年十二月	二年七月
石丸勝一	明治二十五年二月二十六日 (年俸 五〇〇円)	明治二十九年二月	四年
永田暉明	明治二十九年四月十六日 (年俸 五〇〇円)	明治三十一年二月二十三日	一年十月
村岡致遠	明治三十一年十一月二十二日 (年俸 五五〇円)	明治三十二年九月	十月
石丸勝一	明治三十二年十月二十六日 (年俸 六〇〇円)	明治三十八年十月二十五日	六年

#### 市勢の展開

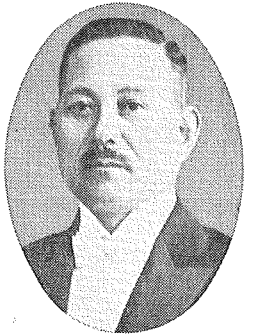
歴代佐賀市長  
(明治22年から昭和21年まで)



石丸源作



村岡致遠



野田鞆雄



石丸勝一



長谷川良之



横尾敬義



永田暉明



野口能毅



橋爪勇

石丸勝一 明治三十九年二月十四日 (年俸一、〇〇〇円) 明治四十二年十月 三年八月  
 長谷川良之 明治四十三年一月七日 (年俸一、〇〇〇円) 明治四十五年四月十九日 二年三月

明治四十四年四月七日法律第六十八号を以て市長の任期を四年に改められ、同年十月一日より施行された。  
 当市に於ては長谷川良之の市長在任中の事に属す。

野口能毅 明治四十五年七月五日 (年俸一、〇〇〇円) 大正五年七月四日 四年  
 野口能毅 大正五年七月五日 (年俸一、五〇〇円) 大正七年三月六日 一年八月  
 野口能毅 大正八年二月三日 (年俸二、五〇〇円) 大正十二年二月二日 四年  
 野口能毅 大正十二年二月三日 (年俸五、〇〇〇円) 昭和二年二月二日 四年  
 野口能毅 昭和二年二月三日 (年俸六、〇〇〇円) 昭和六年二月二日 四年

野口市長は如上五期連続市長の任に就き全国に於て稀有の永年勤続者であるが、其の在任中、大正十五年の改正市制(第七十三条)に依り「市長は市会に於て之を選挙す」といふ事になり、従前の如く市会に於て三人の候補者を推薦し御裁可(うんぬん)云々の制を改められたので、今後はただ市会に於て之を選挙すれば事足るに至ったのである。此の改正法に依り其の後左の如く選挙就任した。

野田鞆雄 昭和六年二月三日 (年俸四、〇〇〇円) 昭和七年七月二日 一年五月  
 横尾敬義 昭和七年八月二十日 (年俸四、〇〇〇円) 昭和十一年八月十九日 四年  
 橋爪勇 昭和十一年八月二十七日 (年俸四、〇〇〇円) 昭和十五年八月二十六日 四年  
 (以下の部分は「佐賀市特別職に関する記録」による。)  
 橋爪勇 昭和十五年八月二十六日 四年  
 橋爪勇 昭和十九年八月二十六日 四年  
 橋爪勇 昭和十九年八月二十五日 四年  
 橋爪勇 昭和二十一年十月十五日 二年一月

野口能敬	昭和二十二年四月二十日	昭和二十六年四月十四日	四年
小野哲一	昭和二十六年四月二十六日	昭和三十年四月八日	四年
小野哲一	昭和三十年五月一日	昭和三十四年四月三十日	四年
宮田虎雄	昭和三十四年五月一日	昭和三十八年四月三十日	四年
宮田虎雄	昭和三十八年五月一日	昭和四十二年四月三十日	四年
宮田虎雄	昭和四十二年五月一日	昭和四十六年四月三十日	四年
宮田虎雄	昭和四十六年五月一日	昭和五十年四月三十日	四年
宮田虎雄	昭和五十年五月一日	在職中	

歴代助役

市制施行当時における助役は、市会に於て之を選挙し、府県知事の認可を受くるを要し、其の任期を六年と規定されていた(旧市制第五十一、五十二条)、そして此の規定に依り本市では最初の助役石丸勝一以来左の如く選任せられていた。

氏名	就任	退任	勤続年数
石丸勝一	明治二十二年五月三十日	明治二十五年二月二十六日	二年九月
広渡顕展	明治二十五年三月二十一日	明治二十九年三月	四年
酒井令亮	明治二十九年四月四日	明治三十二年一月	二年九月
大木友次郎	明治三十二年一月三十一日	明治三十二年十二月二十三日	一年
大木友次郎	明治三十三年一月十二日	明治三十九年一月十一日	六年
大木友次郎	明治三十九年一月二十二日	明治四十二年十二月	三年十一月
嘉村彦四郎	明治四十三年一月二十四日	大正五年一月二十二日	六年

嘉村彦四郎 大正五年一月二十四日 (年俸 九〇〇円) 大正八年一月十六日 三年  
 明治四十四年四月の市制改正に依り助役の任期を四年に改められ(改正市制七十五条)同年十月一日より施行された。当市では嘉村助役在任中の事である。

原吉太郎	大正八年四月七日	大正九年一月十日	九月
徳永治吉	大正九年二月十七日	大正十三年二月十七日	四年
徳永治吉	大正十三年二月十八日	昭和三年二月十七日	四年
大正十五年六月の市制改正により助役は従来市会に於て選挙し、府県知事の認可を受けてゐたが、此の改正から助役は市長の推薦により市会之を定め、市長その職にあらざる時は市会に於て選挙することに改められた(市制五十七条の二)。此の改正は当市では徳永助役在任中の事であるが其の後、この法規に遵ひ左の如く選任されてゐる。			
小林一男	昭和三年四月十日	昭和七年四月九日	四年
小林一男	昭和七年四月十日	昭和八年五月二十六日	一年一月
中野才次	昭和八年五月二十七日	昭和十二年二月八日	三年十月
竹本鹿太郎	昭和十二年七月二十七日	昭和十六年七月二十六日	四年

(以下の部分は「佐賀市特別職に関する記録」による。)

竹本鹿太郎	昭和十六年八月九日	昭和二十年八月八日	四年
竹本鹿太郎	昭和二十年八月九日	昭和二十二年一月十七日(不時の災害)	一年五月
白仁宝一	昭和二十二年五月二十九日(議会の同意)	昭和二十三年四月一日	十月
楽満金次	昭和二十三年五月十三日	昭和二十三年九月二十八日	四月
小野哲一	昭和二十三年十月八日	昭和二十六年三月二十五日	二年五月

橋本与一	昭和二十六年七月六日	昭和三十年七月五日	四年
橋本与一	昭和三十年七月六日	昭和三十四年七月五日	四年
橋本与一	昭和三十四年七月六日	昭和三十八年五月二十五日	三年十月
堤実	昭和三十九年七月二日	昭和四十三年七月一日	四年
横尾助二	昭和四十三年八月十二日	昭和四十七年八月十一日	四年
横尾助二	昭和四十七年八月十二日	昭和五十一年八月十一日	四年
田中佐一郎	昭和五十一年八月十二日	在職中	

歴代収入役

市収入役は市の収入を受領し、其の費用の支払を為し、其他会計事務を掌る（旧市制七十条一項）要職に在るので、その選任に就ては市参事会の推薦に依り市会に於て之を選任し府県知事の認可を受けるを要し、身元保証金を提供することとなつてゐる。任期は市制第五十二条の適用を受け六年となつてゐる（旧市制第五十八条）ので本市に於ても此の法規に則り左の如く選任されてゐる。

氏名	就任	退任	勤続年数
小柳文蔵	明治二十二年六月七日	明治二十八年六月十日	六年一月
小柳文蔵	明治二十八年六月十一日	明治二十九年三月	九月
東島忠八	明治二十九年四月四日	明治三十八年四月四日	九年
橋本広茂	明治三十八年十月二日	大正十四年十一月二十五日	二十年二月

明治十四年四月の改正に依り、市に収入役一人を置く、但し市条例を以て副収入役を置くことを得（改正市制第七十九条の一）る事となつたが、本市には副収入役の設置は未だ之を見ず、そして収入役の任期は改正法第七十五条の適用を受け、

従来六年であつたのが四年となるに至つた。（改正市制第七十九条の一）

黒木一郎	大正十四年十二月十日	昭和四年十二月九日	四年
諸隈宗雄	昭和四年十二月二十日	昭和六年四月二日	一年四月
雪竹彪二	昭和六年四月二十四日	昭和十年四月二十三日	四年
雪竹彪二	昭和十年四月二十四日	昭和十四年四月二十三日	四年
雪竹彪二	昭和十四年四月二十四日	昭和十八年四月二十三日	四年

（以下の部分は「佐賀市特別職に関する記録」による。）

雪竹彪二	昭和十八年四月二十四日	昭和十九年九月三十日	一年四月
高園伊五郎	昭和十九年十月二十一日	昭和二十二年一月二十日	二年三月
小柳萬吉	昭和二十二年五月二十九日	昭和二十六年五月三十日	四年
中原登	昭和二十六年六月二日	昭和三十年六月一日	四年
中原登	昭和三十年六月二日	昭和三十四年六月一日	四年
小柳松市	昭和三十四年六月三十日	昭和三十八年六月二十九日	四年
小柳松市	昭和三十八年七月二日	昭和四十二年七月一日	四年
田中佐一郎	昭和四十二年七月五日	昭和四十六年七月四日	四年
田中佐一郎	昭和四十六年七月五日	昭和五十年七月四日	四年
田中佐一郎	昭和五十年七月五日	昭和五十一年八月十一日	一年一月
富永貞夫	昭和五十一年八月十二日	在職中	

## 2 市議会

市会解散事件 明治三十四年（一九〇一）一月十日政府は佐賀市会の解散を命じたことがあった。

その問題の発端は前年の県会にあり、複雑な様相をもつものであった。いまその経過を『佐賀県議会史』上巻によつてうかがうと、明治三十三年という年は佐賀市にとって大きな話題があった年であった。すなわち、五月の臨時県会における道路改修費（佐賀停車場から県庁舎に至る停車場寄りの五百三十間にわたる新道路の開設）がそれであった。

県当局としては原案として既存の唐人町を拡張することにしてはいたが、土地買収費、家屋移転費などがかさむので唐人町の西方にこれと平行して新しく開通させることとして一万七千円の予算を計上していた。ところが唐人町の町民としては新道開設には反対であつて大島重蔵以下八四名が県議会議長江副靖臣あての歎願書を提出した。『佐賀県議会史』上巻所収の同歎願書によれば、

運輸交通の便否は商工業の盛衰消長に至大の關係を有し候事は更に贅弁を要せざる次第に有之候。我佐賀市唐人町は北かみ上かみ佐賀地方を控へ、特に九州鉄道佐賀停車場に接着致候を以て、実に佐賀市の咽喉にして、百貨輻湊の要衝に御座候得共、其道路は旧藩時代の開修に係り、其最も狭き所は僅かに二間余、広きも尚且三間余に過ぎざるを以て、人車の来往甚だ困難を感ずるのみならず、延て佐賀全市の商工業に影響を及ぼす儀に付、道路の取扱は独り我町民の希望に止まらず、実に全市の輿望に有之候

とあり、その年の秋には陸軍大演習のため天皇行幸のこともあるのでこの機会に道路を拡張しようと希望し

ている。ところが県当局は、新道開設を計画していた。すなわち歎願書には、

如何なる事情のありしにや我町旧来の県道を捨て、新に西方神野村地内を経て佐賀停車場に達する道路御開設の事に庁議御決定に相成候趣有之、町民の失望落胆実此事に御座候。果して新道開設相成候様に御座候得ば、我唐人町は人車の来往俄かに相減じ、恰も現時の寺町と同様の悲境に陥り候は秦鏡に見るが如く、町民一同痛心罷在候。若し夫れ新道開設の費用と、我唐人町取扱の費用とに於て、莫大の差額有之候はば、何れも御願申上兼候儀に御座候得共、其の費額に於て格別の差違無之候得者、我唐人町道路取扱めの事に庁議御変更被成下度、町民一同にて歎願致候得共御採用無之旨承り、町民の失望実此時に御座候。……又土地収用及家屋移転補償等に於ては町民一同平素の覚悟も有之候に付、県庁の見込額に服従可仕候

とあり、町民一同の犠牲までも覚悟しての歎願であつた。

県会の委員会では原案を変更して町民の願いを聞き入れ、本会議で可決された。天皇行幸時の御座所となる予定であつた議事堂の増築修繕費も同時に可決をみている。

明治三十三年（一九〇〇）十一月二十日からの通常県会では三十四年度予算が審議されたが、臨時費を「急破土木費」に流用した件で問題が起つた。この臨時費の流用手続について議長江副靖臣は執行部側（番外三番）を追求するところがあつた。

執行部としては「府県制」の第六十八条二項によつて参事会決議にしたがつたと釈明したが、議長はその決議事項を印刷して議員に配布すべきであると主張し対立した。十二月五日の県会では竹下以善議員（名譽職参事会員）と議長の間で「参事会決議は必ず議事に報告すべきもの」という点で議論がなされ、さらに議長に手落ちがあつたかどうかという点で川原茂輔議員と議長とで論争がなされた。翌六日も議長は川原議員

に「失言の取消し」を求めて紛争が起った。

十二月七日の県会では、あらかじめ政友会派の川原議員を中心に久布白兼武県会副議長、参事会員、野口警部長らが知事官舎で協議のうえ、三好勝一議員が「議長の一身上に関する建議」をするためとの理由で議長の退席をもとめた。しかし議長はその建議内容の説明を強くもとめたが、結局、退席を拒否する議長を警察官が議場外へ押し出してしまった。このようすを見た江副派・進歩派議員は憤慨して退場してしまい、久布白副議長が会議を続行していった。

この争いは政友会派のうち江副派と、県当局に同調していた川原派との対立であった。

江副議長は事件後直ちに長文の電報を臨時総理（西園寺公望）・内務（末松謙澄）両大臣に打電・上申したが一方関清英知事も同様に上申した。

佐賀市会も江副靖臣が議長であったが同年十二月二十八日の市会最終日に協議会を開いて関知事不信任と辞職勧告を決議した。

一、明治三十三年十二月七日以後の佐賀県会を無効なりと認む。

一、無効の県会を経由して賦課する県税は負担の義務なきものと認む。

一、右本月七日及其以後に於ける佐賀県知事関清英の行動に対し、同知事を不信任と認め、其辞職を勧告するものとす。

県当局はこの決議を政府に報告したところ、前述のように明治三十四年（一九〇一）一月十日、佐賀市会は解散を命じられたのであった。そして三か月以内に市会議員の改選を行うよう政府は市長に命令したので

ある。

この事件について『佐賀市史』上巻は次のように述べている。

佐賀市会の解散命令は当時の佐賀人士に一大衝動を起こさしめ、何故の解散なるかを叫び、或は前年十二月二十八日市会閉会后に為されたる市会議員の決議が其の因を為したるものとせば、彼の決議は市会の席上に於て決議されたるものでもなく、市会議員としての決議でもない、ただ市会議員の人々が、市会閉会后に於て、一市民としての集會席上に於て為されたる決議にして市会とは何の関係はない、然るに関知事は之を以て市会の決議と妄断して、解散を申請したのではなからうか、若し爾ふたとすれば、知事は事実を誤認（ぶつちやう）誣妄（ごうまう）し、無謀の行為を敢てせるものではないか、などの議論が市井巷衢（しせいこう）の間に行はれた、それは兎も角（か）とし此の解散命令の結果、三ヶ月以内に市会議員の選挙が行はれねばならぬ訳である。そこで市役所としては選挙準備に着手したが、今回の選挙は第三期の議員選挙となる訳で、明治三十四年三月二十一日より二十三日まで各級の総選挙が執行され、その結果左の人々が当選したのである。

### 三級

江副靖臣<sup>4</sup> 吉村喜平次<sup>1</sup> 西脇理平太<sup>2</sup> 横尾峰吉郎<sup>2</sup> 三浦一作<sup>3</sup> 古川貞吉<sup>2</sup> 井手永敏<sup>2</sup> 蒲原弥平<sup>1</sup> 大塚鉄造<sup>1</sup> 板部六郎<sup>2</sup>

### 二級

神崎東蔵<sup>2</sup> 古賀新吾<sup>1</sup> 米倉経夫<sup>1</sup> 岡山敏之<sup>1</sup> 江口綱一郎<sup>1</sup> 高取元吉<sup>1</sup> 東種一<sup>1</sup> 松永徳次<sup>1</sup> 石井日出雄<sup>1</sup> 原幸吉<sup>1</sup>

### 一級

大石廉蔵<sup>1</sup> 梅崎綱吉<sup>1</sup> 原田岩九郎<sup>2</sup> 吉田久太郎<sup>1</sup> 飯盛太市<sup>1</sup> 塩田範一<sup>1</sup> 福田慶四郎<sup>1</sup> 豊増龍次郎<sup>1</sup> 木下亀次郎<sup>1</sup> 伊丹彦次郎<sup>1</sup>  
また当時の新聞『佐賀』（明治三十四年一月二十三日付）では次のように論じている。

抑も昨年十二月七日、県会議場に於て、知事関清英氏が県会議員川原茂輔氏等と共に謀し、警察権を濫用して江副議長を議場

外に強拉し、及び其以後に於ける専横無法、法律規則を無視蹂躪したる行為は吾人の夙に痛論せし所に於て、又県民一同の切齒扼腕せし所なり。右大暴行事件に就ては当時直に江副議長より内務大臣へ電申して処分を仰ぐ所あり。又内務省よりは清野書記官出張して詳細取調べをなしたるのみならず、既に日本全国の輿論となりて貴衆両院の問題とならんとせり。実に佐賀県会に対する関知事並に川原氏等の行動は言語同断沙汰の限りにて、県民の大賊、法律の大罪人たることは何人も疑はざる所なり。されば内務省にても到底之を輿論の中に葬ること能はず、遂に大々の決断を以て本県会の解散を命ずるに至りたるものなり。これ固より当然至当の事にして、県会解散、知事処分事は吾人の夙に論ぜし所なれば敢て怪しむに足らずと雖も、内務省がよくこの処置に出たるは吾人の多とする所、ただその処置の少しく遅れたるを遺憾とするのみ。

もっともこの新聞は江副派系の新聞であったが、対抗紙である『西肥日報』は別に論評していない。ただ『佐賀新聞七十五年史』によると『西肥日報』の主筆栗山資四郎の論評「知事失政十カ条」が挙げられている。

①濫りに県官郡吏の更迭を行ったこと。②議員の選挙に横暴を呈せしこと。③御用派議員相互の衝突を来たし県政をびん乱したこと。④県議会議員不法選挙の結果、幾多の秕政を生じたること。⑤臨時費を乱用したこと。⑥県会議場の大混乱をかもせしこと。⑦郡町村自治体を破壊せしこと。⑧教育家の困惑を来したること。⑨農工商の営業を妨害せること。⑩佐賀県をして難治に陥らしめしこと。

この事件後の市議会議員の選挙は前述のとおりであったが、県議会の方は明治三十四年三月十九日に選挙が行われた。政友会は川原茂輔を中心として圧倒的優勢を示し三月三十一日の臨時県会では川原が議長に選ばれた。江副靖臣は市会には出たが、県会には立候補しなかった。四月二日知事関清英は群馬県知事に転任

し、後任に鳥取県知事香川輝が発令され、野口警部長も八月二十日秋田県に転じ、後任として奈良県警部長龍岡篤敬が発令され、この事件もおさまったようである。

このころの全国的な政界の動きをみると、日清戦争後の第三次伊藤内閣が地租増徴案を第十二議会に提出したとき自由党と進歩党とは共同して反対し増徴案を否決してしまった。これを契機に両党は合併して憲政党が成立、明治三十一年六月、藩閥勢力は内閣を政党にひきわたした形で、最初の政党内閣である第一次大隈内閣が成立した。しかしこの内閣も連合政党内の内部対立でわずか四か月で崩壊した。その後、第二次山県内閣が成立したが、憲政党が山県内閣と絶縁して、党の将来の方策に苦慮しているとき、藩閥内の一角である伊藤博文は政党の改善と、それによる理想的な政党政治を強調し、自ら模範政党を組織して進もうとしていた。

自由党の後身であった憲政党は第十三議会で地租増徴案を支持し、明治三十三年八月、憲政党を解党して



川原茂輔

伊藤らの新党に結合して立憲政友会を結成したのであった。そして十月十九日、伊藤博文を首班とする政友会内閣が成立した。このとき小城町出身の松田正久は文部大臣として入閣した。明治三十四年十一月二十日、松田は佐賀市新馬場劇場の政友会佐賀支部発会式に出席している。ちなみに県支部の中心には県会議長川原茂輔がなっていた。

明治三十五年（一九〇二）八月十日の第七回衆議院議員総選

挙においては、佐賀市で進歩派の江藤新作が当選、江副靖臣は次点、その他郡部では進歩派の武富時敏・神崎東蔵の二名、政友派の松田正久・川原茂輔の二名、政友系の関清英の五名がそれぞれ当選している。関・

長野県知事（旧佐賀県知事）は佐賀郡を地盤とする政友会系の革新クラブに推されて当選した。明治三十七年三月二十一・二十二・二十三日の半数改選では、中央の政党派閥の影響をうけて市会においても進歩派・実業派・旧議員派などと党派にわかれていたものが、その前年からの日露関係の悪化という国情から選挙としては平穏な状態で行われたと『佐賀市史』上巻は述べている。

三級

○退任者

西脇理平太 三浦一作 井手永敏 蒲原弥平 板部六郎

○当選者

西脇理平太<sup>3</sup> 三浦一作<sup>4</sup> 井手永敏 蒲原弥作 板部六郎（すべて前記退任者を再選）

○留任者

江副靖臣 吉村喜平次 古川貞吉 横尾峰吉郎 大塚鉄造

二級

○退任者

古賀新吾 岡山敏之 石井日出雄 東 種一 米倉経夫

○当選者

古賀新吾<sup>2</sup> 岡山敏之<sup>2</sup> 石井日出雄<sup>2</sup> 東 種一<sup>1</sup> 指山源太郎<sup>1</sup> 松本嘉次郎（補）

○留任者

神崎東蔵 江口綱一郎 高取元吉 松永徳次 原 幸吉（辞任）

一級

○退任者

梅崎綱吉 福田慶四郎 豊増龍次郎 外二名（氏名不詳）

○当選者

梅崎綱吉<sup>2</sup> 福田慶四郎<sup>2</sup> 豊増龍次郎<sup>2</sup> 下村平四郎<sup>1</sup> 高岸武平<sup>1</sup> 小林房一（補）<sup>1</sup> 小柳善助（補）<sup>1</sup>  
 ○留任者（うち退任者二名、辞退者二名をふくむ。）  
 大石廉造 原田若九郎 吉田久太郎 飯盛太市 木下亀次郎 塩田範一 伊丹彦次郎

佐賀市会解散事件は前に述べた明治三十四年一月十日の場合とは別に明治三十八年十月三十一日にも清浦内務大臣によって解散命令が出されている。このときの事情は詳細にわたって『佐賀市史』上巻に述べてあるので、その要点を引用しておく。

石丸勝一市長の任期満了を目前にしてその後任市長候補者を推薦する市会が開かれたのは明治三十八年（一九〇五）九月三十日であった。

当時市会議員の党派的分野は実業派・進歩派・旧議員派に分れ進歩・実業の両派は合同して一勢力を成し、旧議員派は其の頭数においてこそ合同派に及ばざるものあれど、兎角反対意見を持し、種々の運籌画策を以て常にこれと相対抗してゐた。されば今回の市長候補者推薦に就ても、合同派が横尾純喬を擁立せんとするに對して旧議員派は現市長石丸勝一を支持して、その再選を期してゐた。されど石丸現市長を再選するには、勢ひ自派の頭数を増すか、さもなくば敵派の頭数を減らす

か、二者その一を拵(くさ)ばねばならぬ議場の状態である。是に於て旧議員派は市会開会までに、種々なる運動を起して進歩・実業連合派の切崩しに着手し、或る程度の目的を貫徹して、先づ成功といふ域に達し得たのであった。

しかし、横尾・石丸両候補について投票を行ったところが、十一票対十一票で同数の得票となつてしまつた。そこで議長は市制第四十四条により抽せん(くせん)で決定しようとした。

市制第四十四条とは

市会ニ於テ市吏員ノ選挙ヲ行フトキハ其ノ一名毎ニ匿名ヲ以テ之ヲ為シ有効投票ノ過半数ヲ得ル者ヲ以テ当選トス若シ過半数ヲ得ル者ナキトキハ最多数ヲ得ル者二名ヲ取り之ニ就テ更ニ投票セシム若シ最多数ヲ得ル者三名以上同数ナルトキハ議長自ら抽籤シテ其ノ二名ヲ取り更ニ投票セシム此ノ再投票ニ於テモ過半数ヲ得ル者ナキトキハ抽籤ヲ以テ当選ヲ定ム、其他ハ第二十二條、第二十三條、第二十四條第一項ヲ適用ス 前項ノ選挙ニハ市会ノ議決ヲ以テ指名推薦ノ法ヲ用フルコトヲ得

というものであったが、

然るに旧議員派では、市制の第四十四条には斯の如き規定なしとて反対し、議場は又騒然たらんとするので議長は更に決選投票を行はんとしたが、之亦旧議員派側で不同意を称へ『市長推薦の如き問題は市制第四十四条の決選投票を以て決定すべき性質のものにあらず、苟くも御裁可を仰がざるべからざるものなれば、宜しく慎重なる態度を以てするの要あるに依り、本日は之を停止し、更に日をあらためて市会を開き、これを推薦するを可とす』とて、神戸市会が市長推薦に就て、数回の市会を開会したる例など挙げ、賛否の議論又復喧嘩(けんか)を極むるものあり、議長は穩便に事を処せんとの考へから議場に諮り、議場は日を更めて市長候補者推薦市会を開くを可なりとする説大多數を占められたれば、遂に此の説に決定して午後三時散会した。

こうして市長候補推薦については日をあらためて市会を開くことになった。同年十月十日午後二時十分から

開会された市会では、

出席議員二十二名（議長とも）であったが、開会の劈頭、旧議員（派）側から議員兩名に対する忌避論が起つた。それは第一議員は養父死亡して十数日に過ぎず、小柳善助議員は昨日伯父の死に逢ひ、孰れも至親の忌避中にあるを以て、市制第四十三条に依り、宜しく本会を忌避すべきだと云ふに在つた。

市制第四十三条、議員ハ自己及ビ其ノ父母兄弟若クハ妻ノ一身上ニ関スル事件ニ付テハ市会ノ議決ニ加ハル事ヲ得ズ、議員ノ数此ノ除名ノ為メニ減少シテ会議ヲ開クノ定数ニ滿タザルトキハ府県参事會代ツテ議決ス

此の忌避論に対して進歩・実業の合同派側では何等市制第四十三条の規程に抵触せるところなきを論じ、彼の忌避論の如きは為めにする為めの假論(げろん)ならずと駁撃し、旧議員派は忌避中は普通の場合でさへ万事に遠慮せざるべからず、況んや本会の如き、御裁可を奏請すべき市長候補者推薦を行ふの時に於ては猶更らることならずと論じて両議員の忌避退席を主張する、蓋し両議員の忌避退席すると、せざるには市長候補者推薦の投票に影響を及ぼし各派得失の問題を伴ふ結果を生ずるを以て、其の賛否の議論は頗る猛烈であつたが、豊増龍次郎議長は両議員を決議の數に加へずして採決することとした。時に着席議員の數は上記の如く依然二十二名にして増減なし、起立採決の結果、両議員は忌避すべきだとの説を賛成するもの十名を數へた、此の時江口綱一郎議員は両議員を採決の數に加へざるは何故なるか、議長は之を加ふべしと主張せしより茲に又復議論沸騰して議場騒然たるものあり其の間議員は漸次退場し去り、議場は遂に制規の員數を欠ぐに至つたので、市長候補者推薦の市会は已むを得ず流会(りゅうかい)となり了つた。

市長候補者推薦の爲めに開かれた十月十日（明治三十八年）の市会が流会となつた結果、翌十一日午前十時から市会が開会された。然るに旧議員派側から、当日の市会招集は市制第四十条の明文に背反せる招集だとの議論が提議された。

市制第四十条 市会ハ會議ノ必要アル毎ニ議長之ヲ招集ス、若シ議員四分ノ一以上ノ請求アルトキ又ハ市参事會ノ請求アルトキハ必ず之ヲ招集スベシ、其ノ招集並ニ會議ノ事件ヲ告知スルハ急施ヲ要スル場合ヲ除クノ外少クモ會議ノ三日前タ

ルコシ

其の明文には少くも会議の三日前に招集状を発することとなるにも拘らず、此の期間を置かずして開会するは違法である、現市長の任期は本月（十月）二十五日までなれば、其の間猶十余日を存し、問題も亦急施を要する問題にあらず、要するに違法の招集に因る市会なるを以て、本日の市会は之を散会し他日更に開会すべきだとの所論である。一方実業・進歩の合同派側では違法の招集にあらず『開議の三日前』云々の如きは、平日凡常の際に於ける招集の謂ひにして一面また会議の案件に対する考慮時間と与ふる立法の精神に出たものと見るべきである。然るに本日の問題たる市長候補者推薦の件は既に数回の会議を経、且つ現市長の任期も僅々十数日を余すに過ぎずして、事、不急と謂ふべからず、如之徒らにいたすらに之が審議を怠り、荏苒、日を送るは曠職の譏りを免がれぬであらう、宜しく市会を続行して推薦を執行すべきであると主張して相譲らず。

議長は討論をどめ之を採決すると演告するや、旧議員派の江副靖臣議員は『多数議員は本日の会を閉会すべしと論じ居れば今更ら採決する必要なし』と述べ、議長は『本問題は既に討論をどめ採決せんとしつつある時である』とて江副議員の発言を禁じたるも、江副議員は『其の採決に就いての意見である、議長は宜しく本員の結論を聴くべし』とて、尚も豊増議長に向かって抗議的論鋒を進めんとするので、議長は屢々注意するも肯かず、依って議長は議場の秩序維持のため江副議員に退場を命じた。而も江副は『退場を命ぜらるる理由なし』とて肯かず、其の間議場は罵声飛び、怒号起り、收拾し難き状態に陥つたので、議長は遂に臨監の警部巡査をして江副議員を退場せしめんとし、十数名の警官は江副を場外に強拉し去らんとするので、議員も総立ちとなり、江副と警官、そして警官と多数議員との間に一大騒擾を惹き起し、議場の混乱名状すべからず、江副は迫り来る警官を前後左右に排除し豊増議長を目指して進み行く際、数名の警官の爲めに遂に場外に押し出されてしまった。江副の退場と見るや、同派の議員は何れも席を去りて退場し、斯くて議場の静粛に回るを待ち、着席せる議員十二名に依りて議事を続け、左の如く市長候補者の推薦を了し本県庁を経て御裁可申請の手續を爲した。

第一候補者 横尾純喬

第二候補者 古賀善兵衛（初代）

第三候補者 伊丹弥太郎

其の後御裁可の模様なきより、進歩・実業合同派側で其の事情を探查せるに、旧議員派側から本県庁に対し、（明治三十八年十月）十一日の市会状況を内申し、殊に臨席の警官をして議員を議場外に退場せしむるが如きは、府県制には其の明文（第五十九条）あるも市町村制には是れ無し、而も彼等は之を敢てし、市制を無視し警察力を以て議員を場外に退場せしめ、残余の議員のみで市長候補者を推薦せるも、其の推薦は無効であらねばならぬ、無効の推薦に対し御裁可の手續を爲すが如きは抑も違法で、若し其の手續きを爲すことあらば、延いて県当局も亦、其の累を被るであらうと進言せられ、県も亦、其の言に聴き、手續を躊躇し居れる如き事情が窺知せられた。一方、十一日の市会を無効とせる旧議員派側では十月二十二日付を以て、井手永敏・大塚鉄造・江副靖臣・古川貞吉・岡山敏之・三浦一作・板部六郎・蒲原弥平・横尾峰吉郎の九議員連署を以て左の市会開会請求書を豊増議長に提出した。

- 一、佐賀市長石丸勝一ノ任期ハ僅々数日ヲ余スノミ
- 一、後任市長推薦ノ為メ至急選挙会開会ナサルベク候
- 一、開会招集状直ニ御発布相成度候

然るに此の請求書は議長より返戻せられたるを以て、上記の議員は再び連署を以て同月二十四日更に左の如き再請求書を議長に提出した。

曩ニ我々ガ提出シタル市会開会請求書ヲ返却セラレタレドモ我々ハ市制第四十条ニ拠リタル我々ノ権利ニ属スル行為ナルヲ以テ如何ナル場合ト雖、貴下限りニ之ヲ拒止セラルベキ理由ナシ仮令我々ノ請求事件ニ付キ貴下ニ於テ異議アリトスルモ其の当否ハ為ニ開カレル市会ノ議決ニ依ルベキモノニシテ貴下ニ専断ノ権能ナキハ辨ヲ須タズ貴下ハ宜シク市制第四十条ノ

命ズルトコロニ從ヒ開會ノ手續キヲ尽スノ外ナカルベシ依テ茲ニ前請求書ヲ再呈シテ速ニ市会ノ開會アラントヲ要求ス  
 當時の市制では議会の招集権は議長に属してゐたので（市制第四十条）、旧議員派側では豊増議長に市会を招集して前回の市長候補者推薦のやり直しを為すべく迫つてゐた、しかし議長は前回の市会は適法にして、今更ら之を再招集せざるべからざる何等の理由なきことを主張して一蹴し去り、自身は別に法律事務の要件を帯びて上京したれば、その不在中に彼の一派は吉田久太郎副議長に対し、市会招集を迫りたるも、副議長は「議長に於て既に招集の必要なことを言明せるに、副議長として招集せざるべからざる理由が何れにあるか、蓋し君等は我輩を脅迫して其の意を貫徹せんとする計画なるか」と、断乎として刻付けたので、これを如何ともし難く、県に於ても此の市会の状況に躊躇し曩に推薦せる候補者の御裁可申請手續にも及ばず桂萬経過してゐたが、遂に十月三十一日付を以て、内務大臣清浦奎吾は市制第二百二十条により佐賀市会の解散を命じた。

佐賀市会は茲にまた解散を命ぜられたが、政府に於ても亦感ずるところありしもの如く、其の後、市制の改正に伴ひ、従来市制第四十条に依り議長の権限に属せし『市会招集権』を改め、第五十一条に於て市長の権限に移し、また市制には從來議場の秩序維持に就て、必要の場合は警官の処分を求むることを得る規定なかりしを同第五十九条に此の規定を設くることに何れも改正増補されたことは、蓋し這般、佐賀市会の紛擾が其の動機を為してゐるらしい。

**市制の改正** 以上が『佐賀市史』上巻の記述であるが、市制の改正については、これより前、明治二十八年（一八九五）三月二日法律第六号によって、ごく一部の改正がなされている。それは公民権の関係を明確にし、市会の定足数の三分の二を半数に改めたものであった。ついで明治三十一年六月二十八日法律第二十号によつても市制が改正されたが、これは同年六月二十八日法律第十九号をもつて東京・京都・大阪の三市に関する特例が廃止されたことに関連する改正であつて、右の三市の区について定めたものであった。明治

三十三年三月十二日にも法律第四十六・四十七・四十八号によって部分的に改正があり、明治三十九年第二十二回帝国議会及び翌年第二十三回帝国議会に、政府は市制・町村制全文改正案を提出したが不成立におわり、結局明治四十四年（一九一一）第二十七回帝国議会に桂内閣が提出した市制・町村制が通過し、明治四十四年四月七日法律第六十八号によって市制が、法律第六十九号をもつて町村制が制定され、明治二十一年公布の旧市制町村制は廃止されたのである。

『佐賀市史』上巻にいう「其後市制の改正に伴ひ」といつているのは、この明治四十四年の新しい市制のことを指しているのである。

新しい市制は十章百八十一条からなり、その編成は第一章総則（第一款市及其ノ区域、第二款市住民及其ノ権利義務、第三款市条例及市規則）、第二章市会（第一款組織及選挙、第二款職務権限）、第三章市参事会（第一款組織及選挙、第二款職務権限）、第四章市吏員（第一款組織、選挙及任免、第二款職務権限）、第五章給料及給与、第六章市ノ財務（第一款財産、营造物及市税、第二款歳入出入予算及決算）、第七章市ノ一部ノ事務、第八章市町村組合、第九章市ノ監督、第十章雜則である。

町村制は九章百六十一条よりなり、市参事会に関する条項を除くと、市制と同じ編成である。市町村が公法人たることを明記して、その権能及び負担の範囲を明確にし、区の指定を勅令に譲るとともに、区が公法人たることを明記し、市町村内に住所を有する者をもつて住民とし（市制第八条、市内ニ住所ヲ有スル者ハ其ノ市住民トス）、公民権に関する規定を整備し（市制第九条、帝国臣民ニシテ独立ノ生計ヲ営ム年令二十五年以上ノ男子二年以来市ノ住民ト為リ其ノ市ノ負担ヲ分任シ且其ノ市内ニ於テ地租ヲ納メ若ハ直接国税年

額二円以上ヲ納ムルトキハ其ノ市民トス……。第十条、市民ハ市ノ選挙ニ参与シ市ノ名誉職ニ選挙セラ  
ルル権利ヲ有シ市ノ名誉職ヲ担任スル義務ヲ負フ……。市会議員の員数の制限を撤廃し、旧法と同じく選  
挙人の等級を市では三級に分け、議員の任期を四年ごととし、かつ全部改選とし、投票は単記式、自書たる  
を要するものとし、各級において選挙すべき議員数で選挙人名簿に登録された各級の人員数を除して得た数  
の七分の一以上の得票がなければ当選者たりえないものとし、市会はその権限に属する事項の一部を市参事  
会に委任しうるものとし、市長が市会を招集開閉するものとした。議員が招集を要求するには定数の三分の  
一以上の要求があるときとした。また市参事会を議決機関とし、市長を市を代表する執行機関とし、あらた  
に市参与の制を設けた。市制において旧法では市参事会が執行機関であったのを市長を執行機関としたのは  
このときの改正において、もっとも重要な点であった。すなわち、旧法では、市参事会が市を統轄して、こ  
れを代表し、かつ市の行政事務を担当したのであって、市長は市参事会の議長となり、市の事務を指揮監督  
したにすぎないのであるが、新法では、参事会を市会と相並んで市の議決機関とし、市長をして市を統轄さ  
せ、かつこれを代表させることにしたのである。参事会の職務権限は、  
(一)、市会の権限に属する事項でその委任を受けたものを議決すること。  
(二)、市長より市会に提出する議案につき市長に意見を述べること。  
(三)、その他法令により市参事会の権限に属せしめられた事件。  
であった。参事会が市長・助役及び名誉職参事会員よりなることは前と変わらないが、名誉職参事会員は市  
会の互選によることとした。

この市制・町村制はこの後大正十年(一九二一)に市制は法律第五十八号、町村制は法律第五十九号をも  
って部分的に改正され(大正十年四月十一日・法律六十三号では郡制が廃止された)、大正十五年には地方  
議会にも普通選挙の制度がしかれることになり、さらに昭和六年(一九三一)八月十日(市制町村制施行令  
中改正)、昭和八年十月二十三日(市制町村制施行令中改正)、昭和九年七月五日(市制町村制施行規則中  
改正)などの改正を経たが、終戦後の大改革にいたるまで行われた。

## 市議会議員

## ○ 第四期議員(明治三十九年一月)

## 三級

江副靖臣<sup>5</sup> 横尾峰吉郎<sup>3</sup> 蒲原弥平<sup>3</sup> 大塚鉄造<sup>2</sup> 重松為介<sup>1</sup> 岡山敏之<sup>3</sup> 古川貞吉<sup>1</sup> 池田広吉<sup>1</sup> 小野利金<sup>2</sup> 秀島徳一郎<sup>1</sup>

## 二級

板部六郎<sup>4</sup> 石井大作<sup>1</sup> 井手栄吉<sup>1</sup> 山口文一郎<sup>1</sup> 香田官一郎<sup>1</sup> 坂井庄三<sup>1</sup> 中島彦藏<sup>1</sup> 坂田文一<sup>1</sup> 須藤惣三郎<sup>1</sup> 成富則教<sup>1</sup>

## 一級

古沢和平太<sup>1</sup> 黒田壮二<sup>1</sup> 水野秀一郎<sup>3</sup> 高岸武平<sup>3</sup> 松本嘉次郎<sup>2</sup> 古井英治<sup>1</sup> 中溝逸作<sup>1</sup> 蒲原大助<sup>1</sup> 横尾喜助<sup>1</sup> 横尾萬吉<sup>1</sup>

『佐賀市史』上巻所収の当選者は以上のとおりであるが、続いて明治四十二年(一九〇九)一月の半数改  
選の結果を記載している。なお半数改選の制度はこの期までであった。

## 三級

## 退任者

蒲原弥平 小野利金 横尾峰吉郎 池田広吉 秀島徳一郎

当選者

吉村吉郎<sup>1</sup> 下村平四郎<sup>1</sup> 石橋忠七<sup>1</sup> 鶴<sup>1</sup> 弥平<sup>1</sup> 久保正兵衛<sup>1</sup>

留任者

江副靖臣 大塚鉄造 重松為介 岡山敏之 古川貞吉

二級

退任者

板部六郎 井手栄吉 山口文一郎 坂田丈一 須藤惣三郎

当選者

牟田文吉郎<sup>1</sup> 田崎慶一<sup>1</sup> 西村萬次郎<sup>3</sup> 中野金次郎<sup>1</sup> 渡瀬喜三郎<sup>1</sup>

留任者

石井大作 香田官一郎 坂井庄三 中島彦藏 成富則教

一級

退任者

古澤和平太 黒田壮二 古井英治 中溝逸作 横尾萬吉

当選者

橋本安一<sup>1</sup> 梅崎綱吉<sup>3</sup> 永野茂平<sup>1</sup> 福田慶四郎<sup>3</sup> 坂田儀一郎<sup>1</sup>

留任者

水町秀一郎 高岸武平 松本嘉次郎 蒲原大助 横尾喜助

当選者の異動 江副靖臣 明治四十三年辞任、福田慶四郎 明治四十四年一月辞任

○ 第五期議員（明治四十五年一月）前にも述べたように市制改正によって、この期から任期四年で半数改選は廃止されることになった。以下第七期までの当選者を『佐賀市史』上巻によって列記する。

三級

吉田光次郎<sup>1</sup> 田崎慶一<sup>2</sup> 新ヶ江助次郎<sup>1</sup> 高岸武平<sup>3</sup> 古賀小一<sup>1</sup> 久保正兵衛<sup>2</sup> 中野金次郎<sup>2</sup> 石橋忠七<sup>2</sup> 中島彦藏<sup>2</sup> 岡山敏之<sup>4</sup>

二級

古川貞吉<sup>4</sup> 高島九郎<sup>1</sup> 渡瀬喜三郎<sup>3</sup> 安住藤太<sup>1</sup> 牟田文吉郎<sup>2</sup> 蒲原大助<sup>2</sup> 秋山利八<sup>1</sup> 楠田頼一<sup>1</sup> 徳久清一郎<sup>1</sup> 吉村吉郎<sup>2</sup>

一級

古賀製次郎<sup>1</sup> 永野茂平<sup>2</sup> 森<sup>1</sup> 徳太<sup>2</sup> 木下亀次郎<sup>2</sup> 坂田儀一郎<sup>2</sup> 石橋徳太郎<sup>1</sup> 若林嘉逸<sup>1</sup> 百田郡一<sup>1</sup> 江口権七郎<sup>1</sup> 下村平四郎<sup>3</sup>

○ 第六期議員（大正五年一月）

三級

古川猪八<sup>1</sup> 橋爪 勇<sup>1</sup> 楠田頼一<sup>2</sup> 吉田九徳<sup>1</sup> 古賀保臣<sup>1</sup> 古井辰次<sup>1</sup> 田中幸三<sup>1</sup> 荒木靖民<sup>1</sup> 古川貞吉<sup>5</sup> 北島憲治<sup>1</sup>

二級

佐野保一<sup>1</sup> 武藤定市<sup>1</sup> 副島以辰<sup>1</sup> 船津常六<sup>1</sup> 坂田儀一郎<sup>3</sup> 蒲原大助<sup>3</sup> 堤 辰一<sup>1</sup> 久保正兵衛<sup>3</sup> 渡瀬喜三郎<sup>3</sup> 下村平四郎<sup>4</sup>

一級

木塚紋太郎<sup>1</sup> 原田岩九郎<sup>3</sup> 古賀良輔<sup>1</sup> 石橋徳太郎<sup>2</sup> 吉田光次郎<sup>2</sup> 古賀製次郎<sup>2</sup> 内田清一<sup>1</sup> 百田郡一<sup>2</sup> 森<sup>2</sup> 徳太<sup>3</sup> 永野茂平<sup>3</sup>

異動 下村平四郎 大正五年三月辞任、古川猪八 大正五年十一月、楠田頼一 大正七年十月何れも死亡

○ 第七期議員（大正九年一月）

三級

横尾勤六<sup>1</sup> 橋爪<sup>2</sup> 勇 松枝茂雄<sup>2</sup> 古賀保臣<sup>1</sup> 堤<sup>1</sup> 栄吉<sup>4</sup> 久保正兵衛<sup>1</sup> 中島吉平<sup>1</sup> 木塚伊三<sup>1</sup> 岡本佐右衛門<sup>1</sup> 木下英三郎<sup>1</sup>

二級

荒木靖民<sup>2</sup> 福井辰次<sup>1</sup> 新ヶ江助次郎<sup>2</sup> 船津常六<sup>2</sup> 鴨打亀一郎<sup>1</sup> 副島以辰<sup>2</sup> 甲斐熊彦<sup>1</sup> 高島九郎<sup>2</sup> 武藤定市<sup>2</sup> 古賀良輔<sup>2</sup>

一級

永野茂平<sup>4</sup> 山下卯一<sup>1</sup> 木塚紋太郎<sup>2</sup> 森<sup>3</sup> 徳太<sup>3</sup> 吉田光次郎<sup>3</sup> 百田郡一<sup>3</sup> 石橋徳太郎<sup>3</sup> 原田岩九郎<sup>4</sup> 内田清一<sup>2</sup> 嘉村彦四郎<sup>1</sup>

この期においては、大正十一年（一九二二）十月一日、神野村合併実施となったので、臨時的に市会議員も六名増員になり、大正十二年二月増員及び補欠一名を加えた七名の選出が行われた。

三級 飯盛一次<sup>1</sup> 石橋藤吉<sup>1</sup>

二級 小部忠一<sup>1</sup> 相浦守次郎<sup>1</sup>

一級 青木熊吉<sup>1</sup> 瀬戸口勝市<sup>1</sup>

補欠 伊東甚三<sup>1</sup>

これで議員総数は三十六名となったが、本来は定数三十名であるので、次の第八期の議員改選では三十名にもどった。

○ 第八期議員（大正十三年一月）前にも述べたように大正十年（一九二一）四月法律第五十八号を以て市制が部分的に改正され、従来の三級制選挙が二級制選挙となった。佐賀市においても大正十三年一月の選挙から実施されたのである。

二級

秀島春一郎<sup>1</sup> 家永盛種<sup>1</sup> 横尾勤六<sup>2</sup> 副島與市<sup>1</sup> 川副広吉<sup>1</sup> 伊東甚三<sup>2</sup> 西<sup>1</sup> 勲<sup>1</sup> 百崎欽一<sup>1</sup> 田中<sup>1</sup> 操<sup>1</sup> 片江常一<sup>1</sup> 古賀駒一<sup>1</sup>

林<sup>1</sup> 俊道<sup>1</sup> 尾崎徳次郎<sup>1</sup> 高島九郎<sup>3</sup> 高森忠吉<sup>1</sup>

一級

内田清一<sup>3</sup> 東島文六<sup>1</sup> 橋爪<sup>3</sup> 勇 鴨打亀一郎<sup>2</sup> 北島寅吉<sup>1</sup> 内堀弥六<sup>1</sup> 中島儀一<sup>1</sup> 新ヶ江助次郎<sup>3</sup> 相浦守次郎<sup>2</sup> 岡本佐右衛門<sup>2</sup>  
深川栄次郎<sup>1</sup> 前山福一郎<sup>1</sup> 佐野専三<sup>1</sup> 永倉義晴<sup>1</sup> 杉町勤次<sup>1</sup>

この選挙まで等級選挙制であったが、前にも述べたように大正十五年六月二十四日法律第七十四号によって市制第十五条が削除され、普通選挙法によって第九期議員選挙が普通選挙第一回の選挙として行われることになるのである。そのことについては別項で述べることにする。

市議会の正副議長 市会の議長、議長代理（のちに副議長と改められた）については『佐賀市史』上巻以下に詳しい。いまその氏名を列記してみる。

第一期（明治二十二年四月）

議長

家 永 恭 種 明治二十二年五月四日当選

江 副 靖 臣 明治二十三年八月一日当選

議長代理者

江 副 靖 臣 明治二十二年五月四日当選

西 村 萬 次 郎 明治二十三年一月二十日当選

吉 岡 卯 八 明治二十五年九月十六日当選

新ヶ江 芳 助 明治二十七年一月四日当選

栗 林 百 太 郎 明治二十八年三月九日当選

第二期（明治二十八年四月）

江 副 靖 臣 明治二十八年四月二十七日当選

栗 林 百 太 郎 明治二十八年四月二十七日当選

歴代佐賀市議会議長  
(明治22年5月当選から昭和15年1月当選まで)



神崎東藏



米倉経夫



江副靖臣



家永恭種



下村平四郎



西村萬次郎



福田慶四郎



豊増龍次郎



鳴打亀一郎



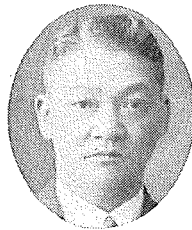
内田清一



橋爪勇



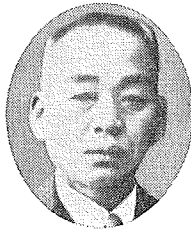
副島以辰



坂井善太夫



太田壽一



瀬戸口勝市

第三期(明治三十四年三月)

- 米倉経夫 明治三十四年四月三日当選
- 神崎東藏 明治三十五年三月二十日当選
- 豊増龍次郎 明治三十七年三月三十一日当選

第四期(明治三十九年一月)

- 江副靖臣 明治三十九年一月十九日当選
- 福田慶四郎 明治四十二年二月十二日当選
- 西村萬次郎 明治四十四年一月四日当選

第五期(明治四十五年一月)

明治四十四年四月の市制町村制改正によって議員の任期六年を四年とし半数改選廃止、明治四十五年一月、改正法により議員総選挙施行、議長代理者を副議長とすることにした。

- 下村平四郎 明治四十五年一月十五日当選

議長

- 田崎慶一 明治四十五年一月十五日当選
- 百田郡一 大正二年十二月二十日当選

副議長

- 酒井令亮 明治二十九年一月四日当選
- 神崎東藏 明治二十九年四月十一日当選
- 西村萬次郎 明治三十年一月四日当選

- 大石廉藏 明治三十四年四月三日当選
- 西脇理平太 明治三十七年三月三十一日当選
- 江口綱一郎 明治三十七年十一月十四日当選
- 吉田久太郎 明治三十七年十一月二十八日当選

- 大塚鉄造 明治三十九年一月十七日当選
- 西村萬次郎 明治四十二年二月十二日当選
- 古川貞吉 明治四十四年一月四日当選
- 岡山敏之 明治四十四年二月三日当選

第六期(大正五年一月)

下村 平四郎 大正五年一月十七日当選  
副島 以辰 大正六年四月四日当選

橋爪 勇 大正五年一月十七日当選

第七期(大正九年一月)

橋爪 勇 大正九年一月十七日当選

久保 正兵衛 大正九年一月十七日当選(辞任)  
荒木 靖民 大正九年一月十七日当選

第八期(大正十三年一月)

橋爪 勇 大正十三年一月十七日当選

林 俊道 大正十三年一月十七日当選

第九期(昭和三年一月)

内田 清一 昭和三年一月十七日当選

伊丹 次郎 昭和三年一月十七日当選

第十期(昭和七年一月)

鴨 打龜一郎 昭和七年一月十九日当選

瀬戸口 勝市 昭和七年一月十九日当選

瀬戸口 勝市 昭和十年九月十日当選

百崎 欽一 昭和十年九月十日当選

第十一期(昭和十一年一月)

太田 壽一 昭和十一年一月十七日当選

飯盛 一次 昭和十一年一月十七日当選

相浦 守次郎 昭和十四年二月十三日当選

第十二期(昭和十五年一月)

坂井 善太夫 昭和十五年一月十九日当選

徳永 八郎 昭和十五年一月十九日当選

(以下の部分は『佐賀市議会人事記録』による。)

武田 義助 昭和二十二年五月二十九日当選

森 覚次 昭和二十二年五月二十九日当選

宮崎 莊太郎 昭和二十三年九月二十七日当選

立石 仙二郎 昭和二十三年九月二十七日当選

永倉 次郎 昭和二十五年八月十一日当選

本庄 直次 昭和二十五年八月十一日当選

永倉 次郎 昭和二十六年五月十日当選

栗林 真吾 昭和二十六年五月十日当選

香田 龜次 昭和三十年五月九日当選

武田 資義 昭和三十年五月十日当選

香田 龜次 昭和三十四年五月八日当選

城戸 三吉 昭和三十四年五月八日当選

香田 龜次 昭和三十六年四月四日当選

江頭 春治 昭和三十六年四月四日当選

立石 仙二郎 昭和三十八年五月十八日当選

古賀 利雄 昭和三十八年五月十八日当選

江頭 春治 昭和三十九年四月三十日当選

武田 資義 昭和三十九年四月三十日当選

江頭 春治 昭和四十一年四月二十八日当選

武田 資義 昭和四十一年四月二十八日当選

立石 仙二郎 昭和四十二年五月八日当選

古野 尚司 昭和四十二年五月八日当選

江頭 春治 昭和四十四年五月九日当選

野田 次郎 昭和四十四年五月九日当選

立石 仙二郎 昭和四十六年五月八日当選

古野 尚司 昭和四十六年五月八日当選

立石 仙二郎 昭和四十八年五月十五日当選

武田 資義 昭和四十八年五月十六日当選

立石 仙二郎 昭和五十年五月八日当選

横尾 重雄 昭和五十年五月八日当選

武田 資義 昭和五十二年五月八日当選

古賀 利雄 昭和五十二年五月八日当選

### 3 参事会

市参事会に関する資料はきわめて少なく、『佐賀市史』上巻の記事がまことに貴重なものである。

旧「市制」によれば、参事会は、市長・助役・名誉職参事会員によって構成されるもので、名誉職参事会員は市の公民中、三十歳以上で選挙権を有する者から、市会において選挙し、任期は四年で二年ごとに半数を改選することになっていた。また旧「市制」では、参事会員はその市を統轄し、その行政事務を担任し、会議に列席して議事を弁明することができた。また名誉職参事会員の定員は六名（東京は十二名、京都・大阪は各九名、その他は六名）であった。

最初の名誉職参事会員からその選挙の日付けと名前を列記する。

（明治二十二年五月二十六日）◎印は市議員、○印は留任。

森永作平 三浦一作 伊丹文右衛門 原口良輔 八谷栄次 副島勝忠

（明治二十四年四月二十五日）半数改選

森永作平 三浦一作 八谷栄次 伊丹文右衛門 原口良輔 酒井令亮

諸岡伊平 （八谷栄次辞任で補欠当選）

中野致明 （諸岡伊平死亡で補欠当選）

南部長虎 （酒井令亮辞任で補欠当選）

松永弥三郎 （森永作平辞任で補欠当選）

北島佐八 （三浦一作辞任で補欠当選）

田上徳十郎 （伊丹文右衛門死亡で補欠当選）

（明治二十六年五月五日）半数改選

原口良輔 田上徳十郎 南部長虎 松永弥三郎 北島佐八 中野致明

下村（初代）辰右衛門（松永弥三郎辞任で補欠当選）

（明治二十八年五月十五日）半数改選

下村辰右衛門 北島佐八 中野致明 原口良輔 田上徳十郎 南部長虎

（明治二十九年一月四日）全員辞任のため。

西村為助 木下亀次郎 江副義朗 深川文十 千住虎吉 村上有竹

千葉常男（村上有竹辞任で補欠当選）

（明治三十年五月十八日）半数改選

西村為助 木下亀次郎 江副義朗 中野致明 深川文十 千葉常男

松尾良明（中野致明辞任で補欠当選）

（明治三十二年五月三十日）半数改選

深川文十 松尾良明 千葉常男 田上徳十郎 南部

長虎 松永弥三郎

野中義昌（南部長虎辞任で補欠当選）

千布高成（野中義昌辞任で補欠当選）

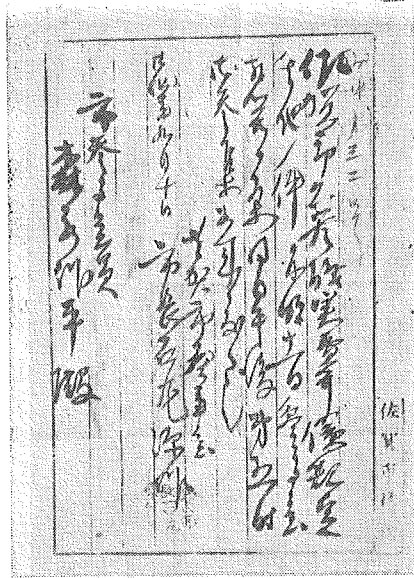
（明治三十四年六月四日）半数改選

田上徳十郎 千布高成 松永弥三郎 池田専助 安

住藤太 平川幸兵衛

相良周蔵（松永弥三郎辞任で補欠当選）

（明治三十六年五月二十九日）半数改選



佐賀市参事会の招集状  
（明治24年9月10日）

- 池田専助 安住藤太 平川幸兵衛 田上徳十郎 野中萬太郎 下村(二代目)辰右衛門  
 (明治三十八年五月二十七日) 半数改選
- 田上徳十郎 野中萬太郎 下村辰右衛門 池田専助 平川幸兵衛 安住藤太  
 (明治四十年五月二十七日) 半数改選
- 池田専助 安住藤太 平川幸兵衛 田上徳十郎 野中萬太郎 下村辰右衛門  
 津田一蔵(池田専助辞任で補欠当選)
- (明治四十二年五月二十七日) 半数改選
- 田上徳十郎 野中萬太郎 下村辰右衛門 澤野種親 古賀製次郎 安住藤太  
 橋本安一(田上徳十郎の後任か)
- 中野金次郎(野中萬太郎の後任か)
- 牟田文吉郎(澤野種親の後任か)
- 伊丹誠一(橋本安一の後任)
- 津田一蔵(中野金次郎の後任)
- 野中義昌(下村辰右衛門の後任)
- 川原善太郎(牟田文吉郎の後任)  
(議長代理を辞任)
- 古川貞吉(川原善太郎の後任)
- 梅崎綱吉(野中義昌の後任か)
- (明治四十四年五月二十六日) 半数改選
- 古賀製次郎 安住藤太 古川貞吉 梅崎綱吉 田上徳十郎 澤野種親

前にも述べたように明治四十四年(一九一三)法律第六十八号によって市制が改正となり、名誉職市参事  
 会員を市会議員の中から市会で選挙することになった。  
 定員は六名であり、任期も四年と変らなかつたが二年ごとの半数改選は廃止となつた。当選者は次のと  
 りであつた。

- (明治四十五年一月十五日)
- 古賀製次郎 江口権七郎 安住藤太 木下亀次郎 古川貞吉 蒲原大助
- (大正五年一月十七日)
- 古賀製次郎 木塚紋太郎 百田郡一 吉田光次郎 森 徳太 原田岩九郎
- (大正九年一月十七日)
- 鴨打亀一郎 高島九郎 山下卯一 森 徳太 吉田光次郎 久保正兵衛
- (大正十三年一月十七日)
- 鴨打亀一郎 家永盛種 前山福一郎 新ヶ江助次郎 横尾勤六 古賀駒一

名誉職参事会員の選出については、そのうち大正末年に改正されたが、その間の経過について『佐賀市  
 史』上巻に詳しいので引用すると、

従来の規定によれば名誉職参事会員の任期は、市会議員のそれの如く四ケ年とし、半数改選を廃止されてゐたが、凡そ自治  
 行政に就いては、成るべく多数者をして各種の公務に参与せしむ(る)を適當とするとの見地から、参事会員の任期の如き  
 も之を短縮して交代せしむるの要ありとの論議を生ずるに至つた。併し毎年之が改選を行ふなどは、(ただ) 尙ほ煩雜なるのみなら  
 ず、参事会員として議事に参与する期間が余りに短期にして事務に通曉する暇なく、参事会たる機関の構成員として不適当

であるとの意見もあり、大正十五年府県制の改正に際し、府県参事会員の選挙を隔年に行ふ事とせるに倣ひ、市参事会員の選挙も亦隔年に施行することに改正（法律七十四号大正十五年）されたのであるが、参事会員選挙を市会議員総選挙の前年、または其年に行つたとするも、矢張り新たに挙げられた議員中より、新参事会員を選挙し得べきものと解するを至当とする<sup>(6)</sup>と謂はれてゐる。

此の改正法は大正十五年七月一日より実施せられたるも、其中の公民権及び議員選挙に関する件は、次の総選挙より施行せらるることとなつてゐるので、本市に於ては昭和三年一月六日の議員総選挙より実施せられ、同年一月十七日、総選挙後の初市会に於て、正副議長選挙に次ぎ参事会員選挙を行ひ左の如く当選した。

昭和三年一月十七日総改選当選

百崎欽一 瀬戸口勝市 山田安義 尾崎徳次郎 相良憲太 小部松一郎

然るに昭和四年四月法律第五十六号を以て市制の一部に改正を加へ、同年七月一日より実施されたる同改正法中、参事会員の定数を十人に増加し、勅令を以て指定する市に於ては、市条例を以て十五人まで之を増加し得る事となつた（六十五条）。本市に於ても此の規定に従ひ左記四人を前記六人に追加増員して、改正の定員数に充てたが其の増員選挙の月日等は書類焼失の爲め明らかならず。

増員参事会員

山崎五八 伊東甚三 大庭芳一 高岸種一郎

昭和五年一月十七日（隔年選挙に付）選挙当選者

鳴打亀一郎 相浦守次郎 坂井善太夫 徳永八郎 武田義助 永倉義晴 伊東甚三 古賀保臣 田中 操 片江常一

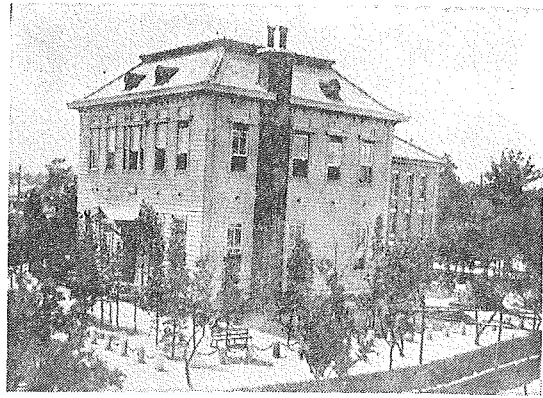
昭和七年一月十九日（議員総選挙後）選挙当選者

## (二) 大正期の世相と佐賀市

### 1 文化の進展

明治天皇の崩御は佐賀市民に対しても多くの影響を与えたと思われる。地元『佐賀新聞』も号外を出すとともに天皇崩御の翌日、すなわち大正の「元号」が決定された明治四十五年（一九一二年）七月三十一日、杵島郡須古村の元村長山崎重夫の天皇に対する殉死の報を伝えた。

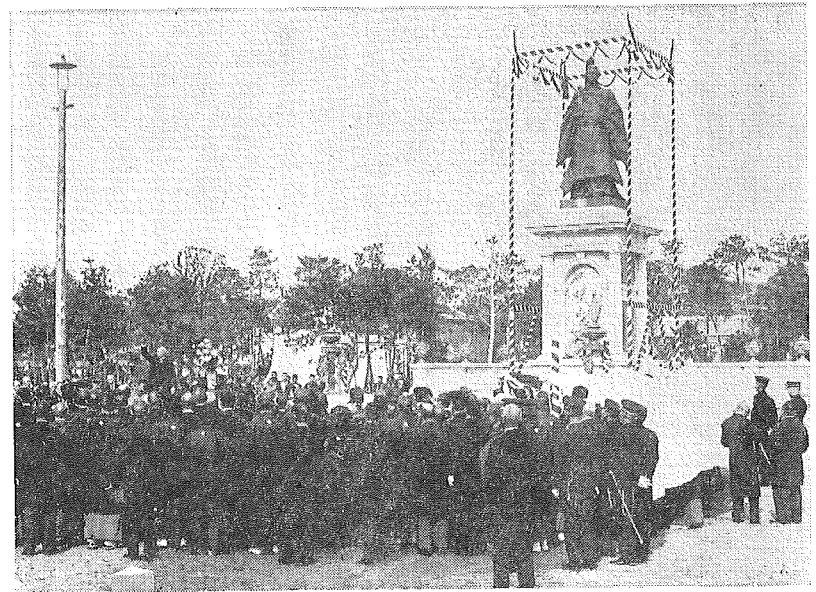
明治天皇御大葬（九月十三日）の日に殉死した乃木希典<sup>まねすけ</sup>大将夫妻に関するニュースよりひとあし先であり、山崎重夫の殉死によって、明治の世の終わりを、より身近に感じとつたことであろう。



私立佐賀図書館（上）と開館式当日の閲覧室（下）

を設けて、書籍は自由に本館より廻付し読書趣味と実益とを鼓吹し居れり、尚ほ附帯事業として童話会、講演会を毎月開催し盛況を極め居れり、十四年末の蔵書冊数三万二千二百六冊にして同年度経費一万五千七百八十二円を要し、館長西村謙三、司書永田義彦氏外書記、事務員、出納手、館丁十三名にて事務を執り逐年好成绩を示せり、十四年中の閲覧人員県内全部にて

十一月二万五千円を投じて図書館を銅像の西に設置せしが、年々閲覧者増加し狭隘となりしを以て十二年十二月更に二万五千円を投じて閲覧室、児童室、新聞室を増築し毎年多大の補助を支出して維持しつつあるが、建物は洋風の本館、新聞室及煉瓦造の書庫三棟にして迎賓室、事務室、閲覧室、休憩室、新聞室等に分かれ、閲覧室は更に男子、婦人、児童の三室に區別して遺憾なき設備を整へ、館内は何人も無料閲覧を許し館外は市内外の居住を問はず読書希望の者には最も低廉なる会費を徴し通知次第図書の集配をなすの便法を設けあり、又鹿島、鳥栖町には分館を置き其他各町村には八十四ヶ所の巡回文庫



鍋島直正銅像の除幕式光景（演説しているのは大隈重信）

大正期になると佐賀市では水道事業の着手をみた。別項で扱ったように、市内の清流に慣れ、反面では衛生観念に無関心であった市民達も次第に目覚めていった。水道とともに大正二年（一九一三）四月十三日には佐賀瓦斯株式会社が開業し、生活文化に一つの画期をなした。

大正二年十一月十日には、市民達によって松原神社神苑の西側（当時はまだ佐嘉神社はなかった）を銅像園となし鍋島直正（閑叟）の銅像を建設、その除幕式が行われ、同時に鍋島家から市民へ贈られた私立佐賀図書館の落成開館行事が行われた。大正十五年（一九二六）十一月十五日佐賀市役所によって発刊された『佐賀市誌』九三ページによると、

市民が旧藩主閑叟公の遺徳を追慕して銅像を建設するや、鍋島侯爵家にては之に酬いんが為め大正二年

二十二万二千二百二人、閲覧図書冊数二十八万九千七百五十五冊に達せるが、此の内市内に於ける閲覧人状況を挙げれば左の如し。

(本館閲覧人) 合計七一、一六〇人

学生	教育家	官吏	技術者	実業	その他	婦人	少年
僧侶	牧師	軍人	新聞記者				
三、〇七	八、六二	二、六四	九、七〇〇	九、七四三	四、一九九	七、〇八一	

(同閲覧冊数) 合計二二六、九一一冊

叢書随筆	宗教	哲学	法律政	社会経	文学	数学	産業	美術	歴史伝
少年図書			治軍事	教育	語学	理学	業	芸	記地誌
二五、八七五	一、六三五	三、八二二	三、〇六一	六、八三三	六、〇三八	二、九七一	三、五三三	二、四三二	七、四三三

(同新聞閲覧人) 七五、〇三四人

また『佐賀新聞七十五年史』一五九ページによると、当時における銅像除幕の祝賀行事について次のように述べている。

当日は鍋島侯をはじめ大隈重信伯以下在京の佐賀出身の諸名士がそろって来佐、地元では、佐賀商業会議所内に協賛会常務委員会を設置、時の商業会議所会頭中野渡明氏が会長に就任して予めその奉祝準備を進めた。師範学校は奉祝歌を作曲して同日奉奏、県下各地から浮立、道囉子、手踊、流鏑馬、相撲、浪曲などの奉納があり、小学校の旗行列、各商店の割引売出しなど催され、また夜は農工銀行(明治三十一年四月創設・大正十年九月二日、日本勧業銀行と合併して同銀行佐賀支店となる。)のイルミネーション、師範学校、佐賀中学校、農学校、商船学校、工業学校、商業学校、竜谷中学校等の提灯行列、九州電鉄の仮装提灯行列などがあり。久方振りに帰郷せる鍋島侯、大隈伯の歓迎もあって、佐賀全市の街々、角々に至

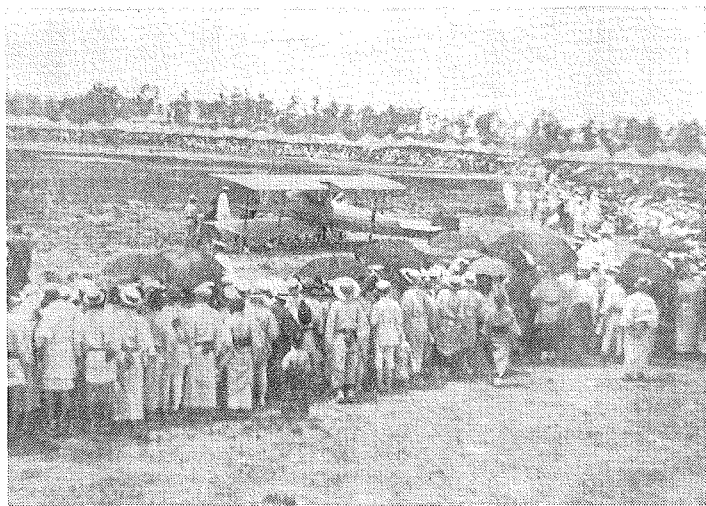
るまで挙げて奉祝、まさに佐賀市空前の大盛況を呈した。『佐賀新聞』は十一月十日以降十三日までの四日間を殆んど、隈叟公の紹介、祝典の状況あるいは鍋島侯、大隈伯の言動の報道に当った。この盛典に当って、同日引きつづき午後三時より佐賀図書館の落成開館が行われた。この図書館は、のち県立に引継がれたが、鍋島侯の設立にかかるもので、大隈伯が創立委員長となっている。

大正三年(一九一四)一月十二日、鹿児島県の桜島大爆発がおこり、多数の死傷者(死者三五人)と被災者をだしたが、その降灰は佐賀市にもおよび、さらに関西地方まで及んだという。また二日後には東京にまで降灰がとどき、桜島は熔岩の流出で大隅半島と陸続きとなった。佐賀市民も被災者救援の義援金の募集などに応じ、この惨事に注目していた。

ちょうどこのころ、政界ではシーメンス事件が騒がれていた。大正三年三月二十四日、山本内閣は総辞職し、四月十三日大隈重信に組閣命令がでた。同月十六日、大隈内閣が成立、外務大臣加藤高明、司法大臣尾崎行雄などと共に佐賀市出身の武富時敏が逋信大臣で入閣した。同年三月五日、小城出身で山本内閣の司法大臣松田正久が七十四歳で没した直後のことである。佐賀市出身の大臣二人、しかも総理大臣を生んだことは佐賀市民にとって画期的なできごとであったに違いない。

大正三年七月十一日には高木瀬の歩兵第五十五連隊練兵場で民間飛行家の坂本寿一による飛行機の離着陸及び模範飛行が行われた。佐賀では初めての興業であった。当時の『佐賀新聞』記事から引用すると、

当地方幾万の人々が幾夜久しく夢想して待ちに待ったる廿世紀文明の急先鋒物質社会の一大革命者たる飛行機発揚は一昨十一日を以て歩兵第五十五連隊練兵場に於て決行されたり。此日この空前の大壮挙を見んものと未明より汽車にて、馬車にて



歩兵第五十五連隊で行われた飛行機の模範飛行光景  
(大正3年7月11日)

人力車にて徒歩にて会場指して(ひしひし)と押し掛け、さしも広き高木瀬原頭も早九時頃には(と)十重廿重に人垣を築き其の数約三万と註せられたり……かくて時計は刻々と移り九時を過ぎ十時を過ぐるも機体の組立未だ終えず(かく)赫たる炎天下に煎られし群衆は漸く不平の声を洩らし来ぬ、同二十五分に至り機の組立終了するや五間左右の大とんぼ式機体は格納庫より引き出されたり、茲に於て坂本氏は(と)勇姿を機上に現わし助手をしてプロペラーの(と)転回を試験せしむること数回に及びしが発動機原料の不良にしてプロペラーの(と)回轉意の如くならざりし為、午前の飛行は中止するの止むなきに至れり……午後一時五十分良原料の到達するや直ちに原料の取り換えをなし再試運轉の結果故障なきを認めれば(いよいよ)愈々飛行を試むべく坂本氏は飛行服、飛行頭巾、眼鏡等の支度を為して塔乗しプロペラーの音凄まじく風を起し午後一時十五分練兵場の東北隅より西南隅に向かつて滑走を始め快速力を以って数十間を駆走して直ちに地上を離れ約八百尺の空中に上り機首を東方に(めく)回らして三ツ溝付近の(か)高空を翔ける頃、機は忽ち突風に遇ひ一、二度波状を描きしも直ちに復旧し、方向を左々と取り、だ円形に三ツ溝より兵營東方及び北方の高空を一周して無事場内に着陸したり。滑走を始めてより着陸まで其の間二分余にして、其の行程約三哩(マイル)なりき。

こうして十一、十二日の二日間、あらゆる交通機関は運賃を三割引とし、露店が並ぶというにぎわいであったという。

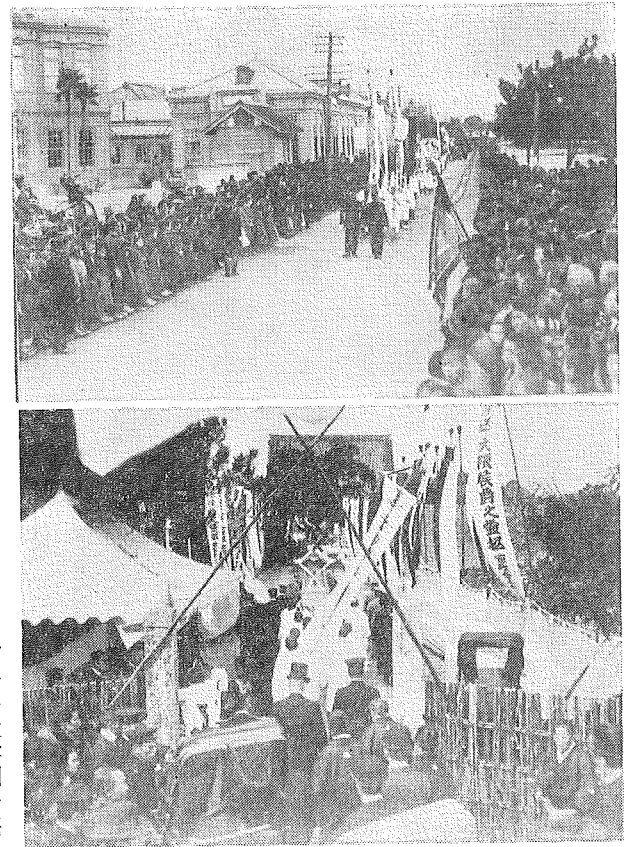
大正三年は七月二十八日、第一次世界大戦が起こり、わが国も八月二十三日ドイツに宣戦布告したから佐賀の第五十五連隊にも動員令が下り、青島へ(チンタオ)出兵した。飛行機さわぎのあとは戦争というあわただしさであった。

しかし同年十二月十六日には歩兵第五十五連隊も佐賀駅に凱旋するということで、市民は歓迎と祝賀会とに浮き立っていた。

このころ、全国的に大正琴が流行し、カチューシャの唄・青島節が盛んにうたわれた。

東京の帝劇でキネトフォン(物言ふ不思議の活動写真)が初公開されたのは大正二年十二月六日であったが、大正四年ごろになると芝居と映画をつないだ連鎖劇が流行し、映画の時代がはじまるが、佐賀市にも大正四年十一月一日、映画常設館「大勝館」が水ヶ江町新道に創設された。もっとも同館は昭和三、四年ごろから「朝日館」となった。佐賀市の映画館はこの他に大正十年ごろ白山町に「宇宙館」、伊勢屋町に「日ノ出館」、大正十三年八月松原町に「昭和館」などが設けられ、大正時代から映画の時代にはいったのである。

大正六年十一月七日にはロシアで十月革命が起こり、第一次世界大戦も終わりに近づこうとしている大正七年四月五日、日英陸戦隊はウラジオストクに上陸を開始、日本のシベリヤ出兵が実現しそうになると、米価が急騰しはじめた。別項で述べるようにいわゆる「米騒動」が起こった。



佐賀で執行された大隈重信の葬儀模様（上・北堀端、下・龍泰寺）

にはその答申をもとに公私立大学・単科大学の設立を認め、分科大学制を廃して学部制とするなど大学制度を全面的に改革した。文部省は十二月二十五日、高等教育機関拡張計画を発表した。佐賀県でも大正六年八月、農科大学の設置運動などが起こり、大正七年九月には官立佐賀高等学校の設置が実現することになった。すなわち同年十二月「新高等学校令」が公布され、大正八年四月十六日新潟・松本・山口・松山の四高

第一次世界大戦中に、わが国では学校教育、特に高等教育の面で大きな飛躍がみられた。大正六年七月十四日、帝国議会で義務教育費の国庫補助を要求する建議が可決され、九月二十一日には内閣直属の諮問機関として「臨時教育会議」を設置し教育制度の全般的な改革が審議されることになり、大正七年十二月六日

等学校設置をみて、続いて同九年に佐賀・水戸・山形の三高等学校が新設された。

大正八年五月四日市制三十周年記念の祝賀会を催した佐賀市では、やがて同十一年十月一日から別項に述べるように神野村を合併して北へのびた。いっぽうこの年は一月十日明治以来の元老といわれた大隈重信、二月一日山県有朋と共に八十五歳で没した年でもあった。またコレラの流行におびえた年でもあった。十月十四日、高木瀬練兵場では杵島郡橋村出身の青年飛行家小林佐久麻が墜落惨死するという暗い事件もありあつた。わただしい一年であった。

大正十年、十一年は大戦後の経済界不況のため労働条件が悪化して別項にあるようにストライキが起こり社会不安がいつそう募った。県の東部では小作争議も発生していた。

特に大正十三年ごろから佐賀市内の日本電機鉄工株式会社の労働争議、同年八月三日からの佐賀紡績株式会社

の休業などは市民に大きな影響を与えた。大正期における地方財政のようすを全国的にみると、第一次世界大戦のころから所得税・営業税などが増加し、好況とともに国の財政は一時的に好転したが、地方財政は商工都市をのぞいて、依然として地租附加税を中心に頼らざるを得ず、地租の収入増はほとんど見られなかったので物価騰貴も加わり、地方財政そのものはむしろ窮乏化していった。

地方財政の支出において大半を占めるものは義務教育費であったが、大正六年（一九一七）において、小

表(1) 大正期の歳入・歳出(決算)

年 度	(歳入)	(歳出)	役 所 費	土 木 費	教 育 費
大正元	135,257 <sup>円</sup>	107,634 <sup>円</sup>	15,900 <sup>円</sup>	5,614 <sup>円</sup>	43,542 <sup>円</sup>
2	352,166	137,942	19,504	9,496	89,775
3	364,341	194,301	20,698	4,017	47,883
4	125,152	118,489	20,992	12,417	44,299
5	128,445	108,571	23,251	2,578	51,880
6	137,177	122,862	22,871	2,740	65,483
7	279,165 <sup>(予算)</sup>	279,165	30,743	4,056	101,427
8	519,150	121,198	39,924	5,398	68,174
9	468,324	220,124	52,624	7,540	140,558
10	430,775	265,257	66,163	14,516	167,459
11	423,669	273,593	80,182	24,375	147,184
12	531,065	292,308	85,744	24,157	159,594
13	388,736	293,382	87,129	16,881	160,511
14	496,992	298,776	87,219	12,277	164,568

注 『佐賀市史』下巻による。この表の(歳出)は経常費のみである。

上を占める町村は二、四三四町村もあった。  
 大正六年十一月の臨時教育会議も、「地方の僻邑寒村の中には、まま小学校費がその村費の七割以上に達する」と答申の中で述べている。大正六年の義務教育に対する国庫支出は二百五十万円にすぎなかった。  
 佐賀市の場合、明治の末年から大正初年にかけて後退していた産業界(商工業)も第一次世界大戦前後から一時的に上昇をみせ、市の歳入(決算)も急激に増加(使用料及び手数料・補助金)、歳出(決算)も同時に増加(役所費・教育費・土木費)していった。教育費は総支出の五〇―六〇パーセント以上を占め、全国平均をはるかに上まわっていた。市民の諸税負担も当然増加していった。予算の増大は市の財政運営の動きに影響し、事業が活発となって、水道事業などのようにその財源を起債におおぐこともみられた。市営住宅建築費や住宅組合貸付金なども起債によるところであった。市の特別会計をみても、水道事業や社会事業

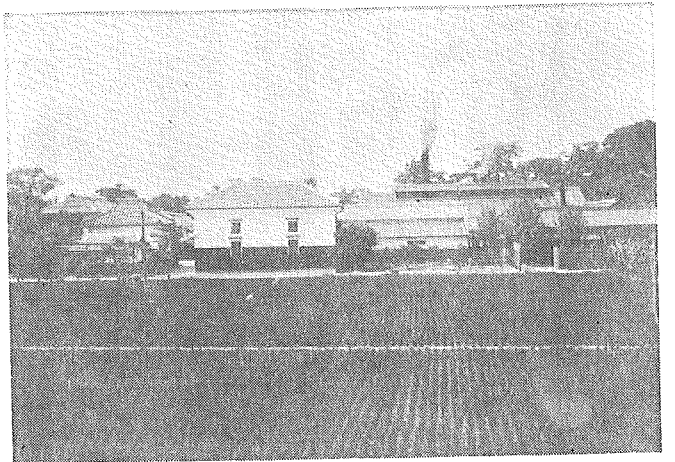
資金など、第一次世界大戦後に上昇していく傾向にあった。  
 しかし大戦後の不況の波がおしよせると、経済界の動揺は避けられなかったが、市の財政は一応黒字財政を保ち、各種の事業を活発に推進していった。

## 2 神野村の合併

大正十一年(一九二二)九月二十八日市告示第二十七号をもって神野村を佐賀市に合併することがきまり、同年十月一日をもって施行された。

神野村については、大正四年刊の『佐賀郡誌・全』(佐賀郡教育会編)によると、

神野村は佐賀郡の中央に位し、東は兵庫村、北は高木瀬村に界し、西は鍋島村、南は佐賀市に接す。東西二十八町、南北二十四町あり。戸数七百二十五、人口三千六百余を有す。之を大財・神野・多布施の三大字に区画す。地勢平坦にして田圃相連り、地味肥沃なり。多布施川其の西部を流れて佐賀市に入り、村内溝渠多くして水利の便頗る大なり。住民の農業に従事する者多く、米・麦・蚕・豆等を産す。精練合資会社は多布施にあり、関西有数の硝子工場たり。屠牛場亦其の附近にあり。主として佐賀市の供給に応ず。当時は直に市に隣接するを以て、県立農事試験場(草場)・県立佐賀農学校(多布施)・川上軌道株式会社(三ツ溝)・佐賀瓦斯会社製造場(草場)・ライジングサン佐賀油槽場(草場)・ニューヨーク佐賀油槽場(愛敬島)等の建物多し。村役場及び神野尋常高等小学校は東神野にあり。堀江神社は東神野にあり、創建の年月詳かならざれども、小碓尊熊襲征伐の砌、堀江大明神と命名せられたりと伝ふ。宗智寺は多布施にあり、長楽庵は大財にあり共に此地の名刹たり。神野の御茶屋は西神野にあり、旧藩主鍋島直正の経営に係り現今佐賀市民の遊覧地として有名なり。聖堂の跡は大財(蔵相武富時敏の邸内)にあり。今は唯、大宝聖林之碑と題する碑石を遺すのみ。



神野村にあった佐賀精煉合資会社（現多布施三丁目）

とあり、佐賀駅をかこむようにして佐賀市と最も関係の深い位置にあった。もっとも同書には明記していないが、佐賀駅の設置された場所も当然神野村の村域であった。

合併の気運は大正八年（一九一九）ごろからあったが、具体的に動きだしたのは大正十年四月から神野村側から三十二名の合併委員を選んで基本的な調査をはじめたからであった。村民側には合併反対の意見もあったが、合併後の村民側の実負担額はかえって軽くなるという見通しも立ったので、大正十年十二月野口佐賀市長は県に対して合併の内申を出すことになった。

『佐賀市史』上巻三八五ページによると、神野村側の要望として次のような点が挙げられている。

一、合併に伴ひ市會議員六名（當時市會議員に欠員一名あり之を加へて七名）を増員し神野村の現村會議員中より選挙すること。

二、合併後に於ける元神野村所属の町名を大財町、神野町、上多布施町とすること。

三、合併後、水道拡張第一期工事として愛敬島区より佐賀駅通りを経て鉄道踏切を越へ三溝に至る間に水道の敷設を為すこと。



佐賀精煉合資会社製のガラス器

四、神野村側よりの希望に依り追々村内道路の改修を實行すること。

五、村長以下、元村吏員は市吏員として採用すること及び元村区域の区長は元区長を再選すること。

六、納税期間には村の中央適當の場所に市吏員を出張せしめ納税者の便利を図ること。

七、小学校区域は従来通りとし授業料は現在市側六十銭、村側三十銭であるが今後も之を動かさざること。

八、戸数割は成るべく市よりも低減すること。

九、市税徴収に関し夫役を認むること。

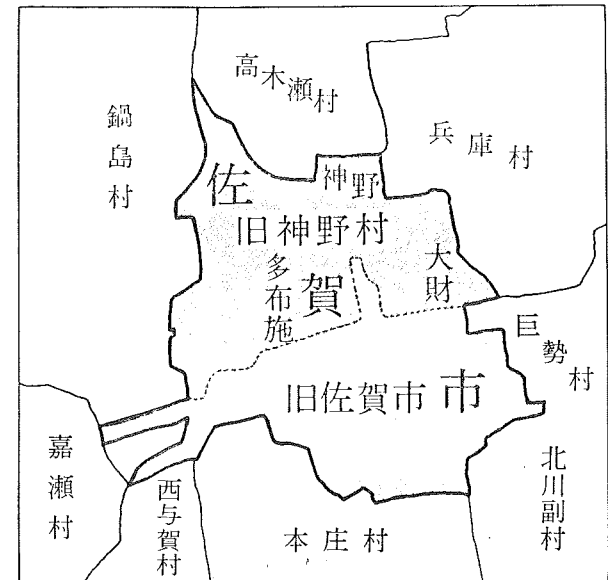
なお『佐賀郡誌・全』によると大正四年当時における神野村の「佐賀精煉合資会社」及び「屠牛場」について次のように述べてある。

○佐賀精煉合資会社は、佐賀郡神野村多布施川畔にあり硝子製造を業とす。硝子製造の起原は年月詳ならずと雖も、旧藩主精煉方なるものを設置せられ、同方製作品の一部として製作せるは明かなり、而して同方の製作品は農具・漆器・団扇・打綿<sup>（うちわた）</sup>・其他理化学・工芸品等日用必要の品、一として備はらざるはなかりしが、就中硝子製造は最も進歩したるものなりと云ふ。維新後内庫<sup>（うちぐら）</sup>所の管理となりしが、明治十二年同所より青木熊吉・岡部才太郎の兩人を派し、工部省品川工作部に於て英人ゼームス・スピードに就き、七ヶ年間硝子製造法を研究せしめ、製作品の種類を減じて益々硝子製造業の拡張を計られたり。爾来明治二十年に至るまでは鍋島侯爵家の所屬なりしが、故ありて同年青木・岡部の兩人協同出資して之れを継続することとなり、同二十七年岡部は鹿児島に

（しきょう）  
斯業を興し、青木は佐賀精練合資会社を組織し専ら硝子製造を以て益々事業の隆盛を致し、関西斯業界有数の製造場となれり。青木は自ら職工を督励して専ら熱心勉勵しつつあり。一ヶ年の製造価額二万円余、販路は佐賀県一円・九州の各地・台湾・朝鮮・清国等にして製造品の重なるものは洋燈用ホヤ・広口瓶・コップ・電球用傘等なり。因みに同社に於て養成せし職工は、多く九州其他各地にて近年続々製造業に従事しつつありと云ふ。

○神野村屠牛場は神野村多布施精練会社の南にあり。明治十二年頃旧藩主鍋島家の支配に属し精練方の事業の一なりしが当時は日に僅に一頭或は二、三日に一頭を屠殺するに過ぎず亦、其他の獸類を屠殺せしを聞かず。而して一般の風習として牛肉の衛生上有利を解せず、却て種々の迷信を有し之を嫌悪するの風ありしが、年月を経るに随ひ社会の進歩に伴ひ、漸く需用者の増加を見るに至れり。此間屠場には多少の沿革あり。明治四十年五月十三日野中六郎の個人経営なりしを買収して村事業となし、明治四十一年八月法規に基き屠場を改築し、一時営業者に貸付け、四十二年村管に移し益々業務を拡張し牛・馬・豚の屠殺をなし、屠牛数は実に一万頭以上に達せり。依て大正四年四月二十五日僧侶官吏員を招きて盛大なる牛魂祭を挙たり。現今豚馬の屠殺は稀なるも牛は日に五、六頭

図(1) 神野村合併後の佐賀市域図

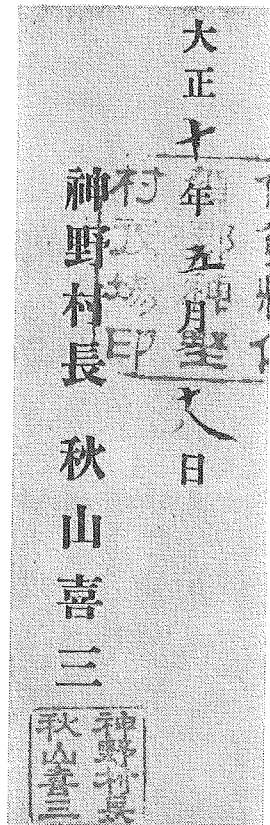


を算するの盛況を呈せり。尚時勢の要求に適應する設備をなし将来の進歩発展を期するため、大正四年度より其準備積立金を開始せり。

〔注〕

ゼームス・スピード (James Speed) はイギリス人で、『太政類典』第三編及び『外務省記録』(官雇人表) などによると、明治十二年四月十五日から同十五年四月十四日まで三か年間に(その後も継続)の契約で工部省工務局の御雇外国人技師であった。年俸二百二十円(買易銀)で硝子製造職工長をつとめていた。従って佐賀精練合資会社には当時におけるわが国で最高の技術が導入されたとみてよ。

『佐賀新聞七十五年史』によると神野村合併については、次のように述べている。  
佐賀市、神野村の合併問題は長い間の懸案であったが十年末になって神野村会が多数で佐賀市合併を決議した。しかるに反対側は、二、三の促進派が一般の意向を顧みず、村民を無視して強行したものとて憤慨し、合併に反対する村民大会を計画、佐賀郡長の「慰諭」で再三延期を重ねていたが、ついに一月十五日同村小学校で合併反対の村民大会を開催した。数流の旗あるいは、菴旗をもって約六百の村民が押し寄せ司會者側の報告演説の後、青年団の炊き出しによって議事を午後延



神野村、村長の印

長、村長村会議員に辞職を勧告、陳情に関する決議を行った後、合併反対の宣言、決議をなして散会した。  
佐賀新聞はこの大会を大々的にまた或る意味ではセンセーショナルに報道しているが、



小路区」の二区に分かれ五十六区となった。）

『佐賀市史』上巻三九〇ページによると、大正十一年十月一日午前九時から事務引継が行われたようすを次のように述べている。

佐賀市より野口市長（能毅）、徳永助役（治吉）、諸隈主事（宗雄）、元神野村より秋山村長（喜三）、小林助役（常作）、納富収入役（乙吉郎）立会ひ、更に本庁から村上県属、佐賀郡役所から江原一科長（愼平）、松尾庶務主任（虎吉）なども臨席し、書面並に口述覚書等を以て佐賀市長と神野村長との間に事務引継を為し、早田佐賀郡長に報告すべき事務引継報告書を江原一科長に手交し、<sup>(なちび)</sup>茲に滞りなく事務引継を結了して合併の実を挙げ、翌二日より神野村役場吏員は佐賀市役所吏員として就任し、尚ほ物件はそれぞれ市役所に運搬せらるることとなった。

当時コレラが流行していたこともあって合併祝賀会は同年十一月十八、十九の両日、ややおくれて行われた。コレラの流行については『佐賀新聞七十五年史』によると、

十一年夏の佐賀市は猛暑に見舞われ干天続きで八月に入ってから同月二十四日まで九十度（華氏）をくだったことがなく、殊に二十四日は九十六度六に達し、このように高温のつづいたことは佐賀測候所始まって以来のことである。二十五日は八十八度台に下ったが、二十八日は再び九十二度を越え、九月一日に至るもなお九十度以上を示し、同三日に至って漸く八十五度に降った。このような干天続きに九月に入ると共に福岡市にコレラ発生、七日には百名を突破、九日には患者百三十名、死亡者六十三名に達した。佐賀県民が神経を尖らしたことはない。佐賀新聞は連日その発生状況を詳細に伝え、県民の防疫につき警告をつづけたため県民も予防注射など進んで希望した。九月中旬福岡市では患者は更に増し百七十五名、死亡八十七名に達したが、佐賀県では九月下旬までは一名の真正患者も出ずして終息するかに見えた。しかるに二十七日に至って北多久村に患者発生、急激な蔓延の兆を見せたが、十月五日までに十九名の患者、その中死亡九名を出し、そ

の後は新患を見なかった。

と伝えている。このような流行性の伝染病が発生するにつけても、上水道の完成は注目されるところであり、ちょうどこの頃に第四水源地の増設、水道事業の拡張が終わり、市民もおそらく安堵の胸を撫でおろしたことであろう。市政の躍進がみられる大正期であった。

### (三) 区長と区長会

#### 1 区 長

明治二十一年（一八八八）四月十七日公布法律第一号市制の第六十条をみると、

第六十条 凡市ハ処務便宜ノ為メ市参事会ノ意見ヲ以テ之ヲ数区ニ分チ每区区長及其代理者各一名ヲ置クコトヲ得、区長及其代理者ハ名譽職トス、但東京京都大阪ニ於テハ区長ヲ有給吏員ト為スコトヲ得、区長及其代理者ハ市会ニ於テ其区若クハ隣区ノ公民中選挙権ヲ有スル者ヨリ之ヲ選挙ス、区会（第百十三条）ヲ設クル区ニ於テハ其区会ニ於テ之ヲ選挙ス、但東京京都大阪ニ於テハ市参事会之ヲ選任ス、東京京都大阪ニ於テハ前条ニ依リ区ニ附属員並使丁ヲ置クコトヲ得

とあり、末尾の前条とは第五十九条のことで、有給の吏員・仕丁に關し、その人員は市会の議決により市参事会が任命することを定めたものである。ここに定められた区長は第七十二条によれば、市参事会の機関としてその指揮命令を受け、区内に關する市行政の事務を補助執行する任に当たるものであった。

佐賀市においては明治四十一年（一九〇八）九月から市を二十区に区分し区長が設置された。この間において明治二十二年三月二十二日法律第十二号によって東京市、京都市、大阪市の各市長に代わって府知事がその権限を吸収したとき、それらの市では区長が有給吏員とされ、明治二十三年十月六日勅令第二一五号による小学校令第七十四条では「府県知事ハ市ノ区長及其代理者ヲシテ市長ノ機関トナリ其指揮命令ヲ受ケテ区ニ属スル国ノ教育事務ヲ補助執行セシムルコトヲ得」とあって学務委員とともに国の教育事務にも当たることになった。

この区長については明治二十一年の市制第六十二条に、「区長及委員ニハ職務取扱ノ為メニ要スル実費弁償ノ外市会ノ議決ニ依リ勤務ニ相当スル報酬ヲ給スルコトヲ得」とあり、明治四十四年改正市制第一百四条にも、「名誉職参与、名誉職区長、名誉職区長代理者及委員ニハ費用弁償ノ外勤務ニ相当スル報酬ヲ給スルコトヲ得、費用弁償額、報酬額及其ノ支給方法ハ市会ノ議決ヲ経テ之ヲ定ム」とあって実費弁償、報酬が支給された。『佐賀市史』上巻ではこの点の記述に誤りがあると思われるが、そこに示される二十区については唯一の史料となる。前にも述べたように、旧小路が郡区町村編制法以後、「〇〇名」とよばれていたものを、この区割りが行われる際に一部をのぞいて再び旧小路にもどされたのである。

- 第一区 東田代町 寺小路 木塚名<sup>（？）</sup> 矢矧町 田代<sup>（？）</sup> 天神名<sup>（？）</sup> 江湖端 牛島町
- 第二区 紺屋町 下今宿町
- 第三区 材木町
- 第四区 蓮池町 柳町

- 第五区 上芦町 高木町 高木町裏小路
- 第六区 呉服町 元町
- 第七区 東魚町 白山町
- 第八区 寺町 唐人町
- 第九区 米屋町 中町 多布施町
- 第十区 岸川町 伊勢屋町 伊勢屋本町 点合町
- 第十一区 六座町 長瀬町
- 第十二区 八戸町
- 第十三区 道祖元町<sup>（？）</sup> 本庄町<sup>（？）</sup> 厘外津<sup>（？）</sup>
- 第十四区 西田代町 四本谷 西魚町
- 第十五区 与賀町 四本谷 新地 西精
- 第十六区 赤松町 中ノ館 鬼丸
- 第十七区 松原町の内 新馬場 通小路 馬責馬場 北堀端
- 第十八区 松原町の内 松原小路 中ノ小路 八幡小路
- 第十九区 水ヶ江町の内 今宿裏小路 鷹匠小路 水ヶ江小路 安住 大崎
- 第二十区 水ヶ江町の内 片田江小路

『佐賀市史』上巻では以上のようになっているが、第十三区は欠落しているので推定して列記した。以下変更の経過を同史から引用する。



大正4年佐賀県共進会の仮装行列に参加した  
佐賀市区長・区長代理者たち

明治四十三年四月十一日当市区長設置に関する規定を定め、市内を四十二区に区分して各区に区長及び其の代理者各一名を置くこととし任期を二年と為し、其の補助執行すべき市行政事務の概目等も左の如く定められた。

- 一、特に周知を要すべき令達訓示等を伝達すること
- 二、豫て区内居住者を調査し現戸調査を補助すること
- 三、寄留者及退去者ありたるときは速に届出しむること
- 四、納税準備機関の組織を奨励し滞納の督促並に滞納処分を補助すること
- 五、不就学者の就学督促を為すこと
- 六、<sup>カカ</sup>鰥寡孤独、<sup>カカ</sup>廢疫、赤貧等自活し能はざる者又は棄児、<sup>カカ</sup>迷子、行路病死、<sup>カカ</sup>變死人ありたるときは<sup>カカ</sup>夫々報告すること
- 七、清潔法施行及び河川<sup>カカ</sup>浚渫検査並に<sup>カカ</sup>伝染病予防、救治に関する事務を補助する事
- 八、天災地変に際し救助事務に従事すること
- 九、道路橋梁の破損等通行故障の個所あるときは<sup>カカ</sup>速に報告すること

十、前各項の外、参事会の命令したる事項  
尚ほ区分変更により四十二区に改められたる各区々分は左の通りである。

東田代町 牛島町 紺屋町 下今宿町 材木町 柳町蓮池町 上芦町 高木町 呉服町 元町 東魚町 白山町 寺町 唐人町 米屋町 中町 多布施町 岸川町 伊勢屋町 伊勢屋本町 点合町 六座町 長瀬町 八戸町 道祖元町 本庄町 厘外津 西田代町 西魚町 与賀町第一区(与賀馬場、辻の堂) 与賀町第二区(精、新地) 与賀町第三区(川原小路、妙安寺小路) 赤松町第一区(中ノ鎮、鬼丸) 赤松町第二区(旧城内) 赤松町第三区(西堀端、石長寺小路、北堀端、童泰寺小路) 松原町第一区(新馬場、通小路、馬賣馬場) 松原町第二区(北堀端、松原通) 松原町第三区(中ノ小路、八幡小路) 水ヶ江町第一区(今宿裏小路、安住、鷹匠小路) 水ヶ江町第二区(水ヶ江、大崎) 水ヶ江町第三区(片田江、裏門) 水ヶ江町第四区(新道)

大正九年(一九二〇)九月二十四日の市会に於て市規則第九号区長設置に関する規定の一部改正を決議し之を施行したが、改正の要旨は同規定第一条の「市内を四十二区に分ち」とあるを「四十三区に分ち」と改め、区分中に「柳町蓮池町」として、此の両町を一区とせるを分離して、柳町区、蓮池町区の二区に分ち、また従来何町第何区とせるを左の如く区名に改むる事としたのである。

与賀町第一区を与賀馬場区、同町第二区を精町区、同町第三区を川原小路区、赤松町第一区を鬼丸区、同町第二区を城内区、同町第三区を御堀端区、松原町第一区を東松原区、同町第二区を西松原区、同町第三区を中松原区、水ヶ江町第一区を東水ヶ江区、同町第二区を南水ヶ江区、同町第三区を北水ヶ江区、同町第四区を新道区

大正十一年十月一日から神野村合併のための区増設が実施された。従来の四十三区を五十五区とすることになった。  
追加増設区

大財区 愛敬島区 停車場区 三溝区 草場区 西神野区 東神野区 上多布施区 大島区 高岸区 中折区 西通区  
尚ほ佐賀市規則第九号(明治四十二年四月十一日制定)の区長設置に関する規定中、第二条の区長及び代理者の任期「二年」を「四年」に改め、第四条「区長は市制第七十三条により」を「第百条により」とし同条第十項の「市参事会の命令し

たる事項」とあるを「市長の命令したる事項」に大正十一年十月一日より改められた。  
昭和十四年四月一日区長設置に関する規定第一条の「市内を五十五区に分ち」とあるを改めて「五十六区」と為した。従  
来中ノ小路及び八幡小路を以て一区とし「中松原区」と称したるを「中ノ小路区」、「八幡小路区」の二区に分離したため  
従前より一区を増し五十六区となつたのである。

## 2 区 長 会

昭和三年（一九二八）九月二十四日佐賀市寺町の千代田館において創立総会を開き、佐賀市区長会が発足  
した。続いて昭和六年二月十八日市会議場において開かれた総会において区長会会則が定められた。

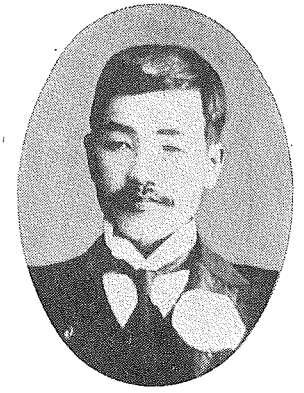
### 区長会会則

- 第一条 本会ハ佐賀市区長会ト称シ本市各区長並ニ区长代理者ヲ以テ組織ス
- 第二条 本会ハ事務所ヲ大河内柴次郎宅ニ置ク  
（中松原区八幡小路）
- 第三条 本会ハ本市行政ノ発達改善ヲ助長シ併セテ相互ノ親睦提携ヲ図ルヲ以テ目的トス
- 第四条 本会ニ左ノ役員ヲ置ク
  - 会 長 一名 副会長 二名 幹 事 若干名 顧 問 当局 相談役 若干名
- 第五条 会長ハ本会ヲ代表シ副会長ハ会長ヲ補佐ス幹事ハ会長及ビ副会長ヲ輔ケ諸般ノ諮問ニ応答ス
- 第六条 役員ノ任期ハ四ヶ年トシ總會ニ於テ選挙ス尚補欠ノ為メ選挙セラレタルモノノ任期ハ前任者ノ残任期間トス
- 第七条 本会ノ會議ハ總會並ニ役員会ノ二種トス總會ハ毎年一回之ヲ開キ役員会ハ必要ニ応ジ随時開催ス  
會員二十名以上ヨリ請求アルトキハ臨時總會ヲ召集スルモノトス

- 第八条 本会々議ノ議長ハ会長之ニ当タリ会長事故アルトキハ副会長之ヲ代理ス
- 第九条 本会ノ決議ハ出席會員ノ過半数ヲ以テ之ヲ決ス
- 第十条 本会ハ會議録ヲ調製シ會議ノ顛末及ビ出席會員ノ氏名ヲ記載ス  
會議録ニハ議長及ビ出席會員二名以上之ニ署名スルコトヲ要ス
- 第十一条 會員ハ年額金一円ヲ<sup>（きよしゆつ）</sup>齎出シ本会ノ經費ニ充ツ  
會費ノ收支決算ハ總會ニ於テ報告ス但シ經費ハ年ニ二回手当金ノ内ヨリ一期ニ五十錢ヅツヲ徴収ス臨時費ハ其時  
ニ徴収ス
- 第十二条 本会々員ニ対シ市行政以外ノ事項ニ関シ他ヨリ交渉又ハ依頼アリタル場合ハ役員会ノ議決ヲ經テ処理ス
- 第十三条 本会々議ヲ開ク場合ハ市当局者ノ出席ヲ求ムルコトアルベシ

### 附 則

- 本会々則ハ總會ノ決議ヲ經ルニアラザレバ變更スルコトヲ得ズ  
（昭和九年十一月改正）
- 第二条 本会ハ事務所ヲ市役所内ニ置ク
- 第四条 本会ニ左ノ役員ヲ置ク
  - 会長 一名 副会長 二名 幹事 二十名 顧問 市当局 相談役 若干名
- 但シ幹事ハ市内各小学校区域毎ニ四名ヲ選出ス
- 第十一条 會員ハ年額金二円ヲ齎出シ本会ノ經費ニ充ツ會費ノ收支決算ハ總會ニ於テ報告ス  
但シ經費ハ年ニ二回手当金ノ内ヨリ一期一円ヅツヲ徴収ス臨時費ハ其ノ時ニ徴収ス
- 第十二条 本会々員ニ対シ市行政以外ノ事項ニ関シ他ヨリ交渉又ハ依頼アリタル場合ハ役員会ノ議決ヲ經テ処理ス



木下泰三郎

但シ事ノ重大ナルモノハ總會ヲ開催ス  
『佐賀市史』上巻によつて役員名・校区区域などを摘記する  
と次のようになつてゐる。

(昭和三年九月二十五日)

- 会長 木下泰三郎(西松原区长)
- 副会長 関誠一(鬼丸区长)

服部 初太郎(東松原区长)

幹事氏名 住所

- |         |         |         |                     |
|---------|---------|---------|---------------------|
| 笠原 広吉   | 北水ヶ江片田江 | 代表する配分区 | 水ヶ江町東、南、北及新道各区      |
| 村上 孫三郎  | 柳町      |         | 柳、蓮池、高木、上芦各町区       |
| 北 米次郎   | 紺屋町     |         | 下今宿、紺屋、東田代、材木、牛島各町区 |
| 藤山 信市   | 呉服町     |         | 呉服、東魚、元、白山各町区       |
| 中島 良吉   | 寺町      |         | 唐人、寺各町区及停車場区        |
| 大川内 栄次郎 | 八幡小路    |         | 東、中、西各松原区           |
| 矢次才一    | 多布施町    |         | 米屋、中、多布施各町区         |
| 坂口 幾次郎  | 西魚町     |         | 伊勢屋、伊勢屋本、西魚各町区      |
| 須古 道俊   | 西田代町    |         | 西田代、点合、岸川、六座各町区     |
| 大原 晴保   | 与賀馬場    |         | 与賀馬場、精町、川原小路各区      |
| 青田 惣吉   | 長瀬町     |         | 長瀬、八戸各町区            |

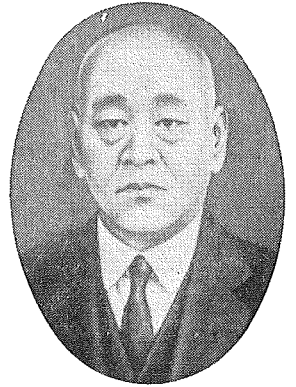
- |        |      |                  |
|--------|------|------------------|
| 広瀬 忠太郎 | 道祖元町 | 道祖元、本庄、厘外各町区     |
| 北村 松次郎 | 大財町  | 大財町、愛敬島、西通、草場各区  |
| 倉永 松次郎 | 西神野  | 三溝、東、西各神野、上多布施各区 |
| 伊東 虎吉  | 高岸   | 大島、高岸、中折各区       |
| 鍋島 虎雄  | 城内   | 鬼丸、城内、御堀端各区      |
- 以上幹事十六名

区長会の創立については、『佐賀市史』上巻三七〇ページには、  
区長の補助執行すべき市行政上の事務概目は、佐賀市規則第九号『区长設置に関する規定』第四条に列記し、其の第十項に  
『前各項の外、市長の命令したる事項』と定められてゐるが、世運の進展に伴ひ、市長の命ずる事項漸く多きを加へ、且つ  
市行政上に極めて関係薄き事項をも命令せらるる事ありて、区長の事務は徒らに繁雑となるのみならず、其間の事務遂行に  
就ても区長に依りてまちまちとなれるものあるを以て、此等の事務統一を画し、市行政の改善助長に資し区長相互の親善を  
図る目的を以て、昭和三年九月当時佐賀市五十五区の全区長及び区長代理者を会員とする佐賀区長会が創立さるるに至つ  
た。

とある。

昭和六年(一九三一)二月十三日協和館で開かれた区長總會において役員が改選され次のとおりであつた。

- 顧問 市当局 一名
- 相談役 木下泰三郎 服部 初太郎



大園 常太郎

前にも述べたように、昭和九年（一九三四）十一月の区長会会則の一部改正において幹事を二十名とし各学校区毎に四名ずつ選出することにした。

会長 久保 次 八（城内）（昭和十年六月辞任、音成源三郎と交代した。）

副会長 阿部 八百八（高木町） 副島 久次（岸川町）

相談役 富永 友四郎（六座町）

幹事（二十名）

循誘校区

北村次吉（柳町） 川崎計左吉（材木町） 無津呂嘉一（牛島町） 須川利作（東松原）

赤松校区

大原晴保（与賀馬場） 西村栄吉（鬼丸） 笠原広吉（北水ヶ江） 馬場徳藏（代理者城内）

勸興校区

音成源三郎（川原小路） 中島良吉（寺町） 中野甚吉（白山町） 小池元一郎（中町）

日新校区

須古道俊（西田代町） 原 政市（八戸町） 川尻嘉一（西魚町） 横尾辰治（厘外津）

神野校区

山崎清一（大島） 岡本卯一郎（三溝） 柿原兵一郎（愛敬島） 執行 栄（高岸）

〔小学校区の区域割〕

循誘校区域

東田代町、牛島町、紺屋町、材木町、蓮池町、上芦町、高木町、東松原区、呉服町

赤松校区域

下今宿町、東水ヶ江区、南水ヶ江区、北水ヶ江区、新道区、城内区、鬼丸区、御堀端区、与賀馬場区、精町

勸興校区域

元町、東魚町、白山町、寺町、唐人町、中ノ小路、八幡小路、川原小路区

日新校区域

岸川町、伊勢屋町、伊勢屋本町、点合町、六座町、長瀬町、八戸町、道祖元町、本庄町、西田代町、西魚町、厘外津、中

折区

神野校区域

大財区、愛敬島区、停車場区、三溝区、草場区、西神野区、東神野区、上多布施区、大島区、高岸区、西通区

〔昭和十三年十一月十七日改選〕

会長 大園 常太郎（唐人町）  
副会長 富永 友四郎（六座町）、大川内栄次郎（八幡小路）  
幹事（十六名）  
荒木要次郎（西魚町） 副島政五郎（三溝） 副島久次（岸川町） 執行  
実（高岸区） 無津呂嘉市（牛島町） 原 政市（八戸町） 柿原  
兵一郎（愛敬島） 村上孫三郎（柳町） 中野甚吉（白山町） 円城寺  
襄郎（紺屋町） 小池元一郎（中町） 笠原広吉（片田江） 井原梅太

- 会長 音成 源三郎(川原小路)
- 副会長 須古 道俊(西田代町) 芥木 庄八(大財町)
- 相談役 富永 友四郎(六座町)
- 常任幹事 池田 寛造(赤松町)
- 幹事
- 赤松校区
- 八谷吉二(下今宿町) 西 勲(新道) 久保次八(城内) 横尾龍一(御堀端)
- 循誘校区
- 馬場定一郎(上菅町) 高場勘作(紺屋町) 未定 未定
- 勸興校区
- 内田信市(中町) 宮崎荘太郎(白山町) 横尾壽一(唐人町) 未定
- 日新校区
- 藤井栄次(伊勢屋町) 川尾嘉一(西魚町) 川久保貞吉(道祖元町) 鳥谷繁太郎(八戸町)
- 神野校区
- 古川広次(停車場区) 横尾袈裟一(西通) 平本二郎(三溝) 執行 栄(高岸)

## (四) 公 営 事 業

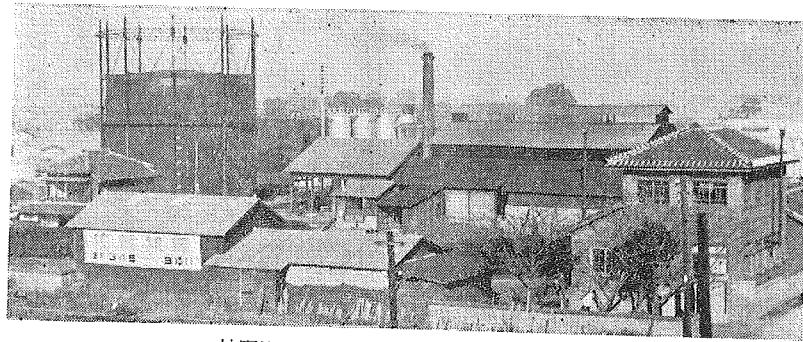
### 1 市の公営事業

佐賀市の公営事業としては、水道事業(大正五年開始)・市営住宅(大正九年)・公益質屋(昭和三年)・市営バス(昭和十一年)などが主なものに挙げられるが、水道事業を中心に略述する。水道事業については『佐賀市水道誌』(大正十三年刊)があり、『佐賀市史』下巻(昭和二十七年刊)にも詳述されている。その計画のはじめはすでに古く明治二十四年(一八九一)石丸源作市長時代にさかのぼる。

第一次世界大戦後の経済界の不安動揺のなかで大正七年(一九一八)米騒動がおこり、米価の高騰を中心に諸物価の暴騰は生活不安・社会不安をもたらした。そのような世相のもとに市政は社会事業に努力せざるを得なくなった。こうして窮民救済・職業紹介所設置・市営住宅建設・常設市場創設など一連の努力がなされ、市民生活の安定を図った。

**市営住宅の建築** 市営住宅は大正九年九月大蔵省からの借入金十万円を得て城内西の丸に二十三戸、同十一年には逓信省の簡易保険積立金から三万円を借入れ同地に十九戸を増設、その後の増加分をふくめて合計四十四戸となった。

**職業紹介所の開設** 大正末年の不況の中で、就職をもとめる人々を斡旋するため、大正十三年(一九二四)



神野町にあった佐賀市営ガス工場の全景

運行路線は横江線・新村（嘉瀬）線・久保田線・相応線・東与賀線・市内線（中央東線・東北線・貫通線）などであった。日中戦争がはじまると、ガソリン節約ということで、昭和十三年八月から木炭ガスを利用してバスの運転が続けられた。一方、霊柩自動車運転事業も昭和十年二月十六日に免許をうけて開始することになった。すなわち、昭和十二年二月十八日、民間から譲渡された霊柩車をもってこれにあてた。

市営ガス事業の開始 『佐賀市ガス部事業沿革』によると、明治四十四年（一九一三）十一月に佐賀瓦斯株式会社が設立され同四十五年七月から主に照明用としてのガスの供給を開始したが、大正七年（一九一八）三月には解散してしまったという。タングステン電球がこのころから普及しはじめたからであった。『市議会議事資料』昭和十五年市議第一四六号によると、昭和六年（一九三一）にあらためて佐賀市瓦斯購買利用組合が設立され、産業組合の事業として当初は十七万円の資本ではじめられた。昭和七年八月二十五日に事業を開始したが、昭和十年一月二十五日に商工大臣の許可を得た。昭和十五年には利用者戸数が一二六八戸であった。

佐賀市はガス供給事業を市で経営することを考えたのは昭和十五年五



佐賀市瓦斯購買利用組合の出資証券

四月七日（認可）白山町に開設された。求職者は主として西日本地区の人々であった。この施設は昭和十三年（一九三八）七月一日、国営となり佐賀職業紹介所と改められた。

常設市場の創設 第一次世界大戦後の物価騰貴と生活不安から市民生活を守るため、日常の生活必需品の流通・価格を安定させる目的で、大正八年（一九一九）から同十三年にかけて市内六か所に常設市場が設けられた。以上のように大正期から昭和期にかけて市の事業は拡大され、全国的な不況の中で市勢は上昇していったのである。

市営バスの開業 市営バスの開業については昭和初年から計画・立案されていたが、本格的な調査段階にはいったのは昭和八年（一九三三）一月からであった。

昭和九年六月十四日の市会に提案された事業計画は修正を加えられながらも可決され鉄道省に申請した。昭和十年十一月二十七日、「旅客自動車運転事業は免許された。翌十一年八月十七日運賃も認可され、十月七日開業式を挙げ運転業務を開始したのであった。

月の段階であり、この年、地方税制の改正によって地方財政の伸縮性・弾力性が一層失われたことに対応するための政策であった。まず五月三十一日、ガス事業に関する臨時委員七名を市会議員のなかから推薦することになり、準備をすすめ、市議会に提案し八月十五日可決をみた。有限責任佐賀瓦斯購買利用組合から譲り受けるにあたって二十万五千七百五十円必要であったが、二十万五千円を起債によってまかない、七百五十円を一般会計に追加更正予算として計上することにした。起債は三年据置、十七年賦（四分二厘以内）とし償還年次表を作成した。昭和十六年一月十五日ガス事業に関する昭和十五年度の歳入歳出更正予算を提出した。こうして昭和十六年四月五日に引継ぎ、四月六日から市営ガス事業は開始されたのである。市議会における昭和十六年度の予算説明によると利用者戸数は一二〇七戸で収入九万五千二百二十四円六十九銭、支出六万七百三十一銭という数字が出されている。

## 2 水道事業

『佐賀県警察史』上巻（八〇六ページ）によると、明治二十八年（一八九五）から衛生事務が県の警察部に移管されたとし、その契機ともみられる明治二十六年の赤痢、二十八年のコレラの発生についての統計が示されている。それによると明治二十六年十一月の統計で赤痢の発生状況をみると、佐賀市郡の患者については次のようである。

市郡	患者数	死者	全治
佐賀市	四六八	一〇八	三六八

佐賀郡 八三五人 一九七人 六二〇人 ……(ママ)

また明治二十八年十二月統計ではコレラ発生の数字は次のとおりである。

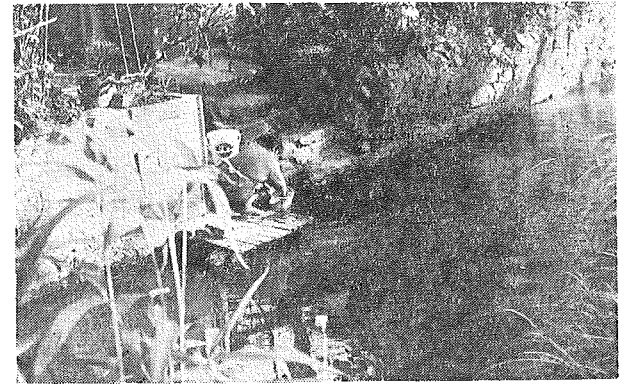
市郡	患者数	死者	全治
佐賀市	四人	三人	一人
佐賀郡	八〇人	六三人	一六八 ……(ママ)

このうち明治二十九年（一八九六）十二月県立病院好生館が設立され、同三十一年、県では清潔法を施行した。また明治三十四年六月には本庄村字袋に伝染病院が建てられた。伝染病の発生を防ぐためには上水道が必要なことは、すでに広く知られていた。

『佐賀市誌』及び『佐賀市史』下巻などによると、上水道の計画はすでに早く明治二十四年石丸源作市長時代にはじまったといわれる。内務省の技師による調査も行われたらしいが、市民側の機運や財政上の理由から実現をみるに至らなかった。

明治四十二年（一九〇九）ごろ石丸勝一市長時代に水道布設計画が具体化し、水源地調査も進められたが市長辞職とともに中止となった。

その後、伝染病が大流行したため、上水道布設の要望がたかまり、明治四十三年度末の市会で長谷川良之市長はその調査費千五百円を提案し決定をみた。実際には明治四十四年度になって水道調査に着手した。佐世保鎮守府の海軍技師吉村長策（工学博士）によって、川上川を水源とする河川式水道として調査研究が行われたが、工費八十八万円の巨額を必要とすることがわかり、財政上の見地から河川式水道の計画を、地下



かわじの名残り (天祐寺川)

水式水道に転換することになった。

大正元年（一九一二年）二月二十六日、こんどは神戸市の水道技師長佐野藤次郎（工学博士）にその調査を依頼した。同年三月九日から佐野博士によって水源調査が進められ、結局、地下水を水源とする鑿井式水道を採用することに決定した。同年四月二十二日、佐野博士監督のもとに別所史郎を専任技師として設計に着手した。

同年七月、野口能毅市長就任、同年八月から佐野博士が来佐して市内高木町、旧城内などに百間掘り抜き井戸を掘り流出水量を検討した結果、水質も良好ということで十月十八日、野口市長は、水道設計案、及び国庫補助、県費補助申請の件を市会に提案し、同月二十一日満場一致で可決された。

『佐賀新聞七十五年史』所収による当時の「佐賀新聞」の評論

には、

藩政時代に於ても一藩の行政中心たる城下に於ては藩主の施政は先ず水の供給に肇まる。わが佐賀藩も藩業確定の後、直ちに築城野戦の武人に因り遠く川上川の流水を城中に堰き、普く一般の飲料に供せられ余恵綿々として略三百年に及び、現に今日の佐賀市民は全然此河川水道に因り飲料水を仰ぎつつあり、市政当局が今日に到り此緊要なる設備を三百年前の施設に

任せては棄し置きたるは決して讃すべき処ならず、蓋し如何に前代の水道施設が巧妙に設けありとて多くの歳月を経たる今日に於ては人戸の増加もあれば又溝渠の破壊、泥土の沈澱もあり、市民衛生上到底新規の設備なかる可からず、まして各種の伝染病発生し易き今日無蓋の河川水道なるに於ておや。されば如何に多くの経費を要しても佐賀の市政を担任する公人は夙に完全なる水道設計を整え一般市民も此基本設備の負担を甘んじ、日夕必要の最良飲料水を備え置くべきに——寧ろ甚だ遅しと謂わざる可からず

とありこの事業を激励したという。

同新聞は当時の市長派に属する新聞であり、反市長派であった『西肥日報』との間でこのち水道布設問題をめぐって論戦が行われたという。元来、『佐賀新聞』は政友会系であり、『西肥日報』は民政党系であった。両者の政争は事あるごとに表面化しているようである。

県費補助も大正元年十二月の県会で決定をみたが、国庫補助については内務省の認可がないまま見通しがつかないので同年十二月二十八日の市会に二十万円の起債の案を提出した。ところが坂田儀一郎議員から「国庫補助を信じて水道布設に賛成したが、起債によって事業をすすめることには反対である」と反対意見が述べられた。もっとも同意者がなかったので取りあげられず、百田郡一議員の「起債金額二十万円を二十五万円以内に、また償還期間その他は理事者に一任」という修正案を多数によって決定した。

野口市長は低利資金借入れのため大正二年一月十三日上京し努力したが目的を達成できず、五月二十六日市会議長を同伴して再び上京し、内務・大蔵両省に働きかけた。内務省地方局長小橋一太の好意である程度の見通しもついたので六月十七日一応ひきあげた。ちょうどこのころ、市民の間に水道布設反対運動が起こ

りつつあった。

佐賀市内全市の区長が六月三十日、市内宗龍寺に集合して協議会を開き、その賛否を議論した。野口市長としては七月四日区長会を招集し、水道布設に関する説明をするとともに意見の交換をしたが、十分な理解を得られず散会するにいたった。同日、反対論者三十数名が市役所に市長を訪問し、翌七月五日の市会招集を撤回し区長会の結論をみて市会を開くよう陳情するところがあつたが、市長はその要求を聞き入れなかつたので、反対派は与賀神社に集合して五日の市会を多数傍聴して圧力をかけることを申し合わせた。

大正二年七月五日の市会に野口市長は、佐賀市水道公債条例制定の件、公債償還年次表などの議案を提出した。この日は反対派の傍聴者が三百名以上参集していたが、結局そのうち六十名が入場を許可された。佐賀警察署も制服・私服の巡査を派遣して警戒にあたつた。

市会は午前十一時開会したが出席議員十三名で定数を満たさず流会となつた。

翌六日午前九時から再開し十九名の出席があつたので前記の議案を一括上提審議に付した。この日の傍聴者は五十名あまりで前日のような気配はなかつた。

古川貞吉・古賀昭一両議員から原案賛成、即時採決の意見が出されたが吉村吉郎議員から市民の反対、金融事情などを考慮して大正六年までの事業延期説が出された。この延期説には坂田儀一郎議員の賛成があり、採決の結果、原案賛成十票、延期説賛成八票と、二票の差で原案が可決された。

同年七月十六日、水道反対常設委員十名、各町選出の反対委員六十余名は県庁を訪れ、知事と会見した。反対派の意見に対して不破知事は、水道布設の急務であることを詳細に述べ、県費負担などについても充

分検討すると回答した。

反対派はさらに七月二十一日午後七時から「水道反対市民大会」を新馬場の新栄座（のちの昭和館）で開催した。

反対者の代表が次々に登壇して演説し、最後に次のような決議文を採択して散会した。

一、佐賀市長の設計にかかる鑿井式水道計画は、

第一 水質の点に於て

第二 経費の点に於て

絶対に反対すべきものと認め之を排斥せんことを期す。

一、市長及び水道布設賛成議員は市民の輿論を無視し、害毒を将来に貽すべきものと認め依て其の辞職を勧告すること、右の手段方法は既設水道布設反対委員に一任すること。

右決議す

市民大会

続いて八月三日、反対派は第二回市民大会を与賀町の喜楽座で開催しようと計画し、八月二日午後七時から護国神社境内に集会、打合せをなし、そのうち十五名ほどの者が各町を巡回して反対の宣伝ビラを配布したという。この行動がもととなって「治安警察法」第十四条にふれるとして六名が検挙された。同法によつて、街頭その他公衆の自由に交通しうる場所で文書・図画・詩歌の掲示、頒布・朗読もしくは放吟、または言語形容その他の作為をなし、その状況が安寧秩序を紊し、もしくは風俗を害する虞ありと認めるときは、警察官はこれを禁止し得るものとされていたからである。

その年の十月になると反対派の松尾政太郎外一名は上京して内務・大蔵両省に対して水道布設不認可を請願したり、報告演説会を開いたりなどして運動を展開した。翌大正三年一月には、反対派は「水道費の賦課には応ずることができない」として税負担をしないことを市長あてに通告した。この通告を出した者たちの内には、区長・区長代理・市議員などもふくまれていたが、市長側の調査の結果、これらの人々は署名捺印を取消した。このころが反対運動の頂点であって、三月十八日、水道布設認可及びその起債並びに水道公債条例更正許可が決定すると反対運動も落着いた。

野口市長は大正三年三月三十一日の市会に、「大正三年度佐賀市特別会計水道事業費歳入歳出予算案」を提出したが、満場一致で原案が通った。さらに四月二十一日の市会では「水道布設委員規定制定の件」が満場一致で可決され、水道事業は正式に着手をみたのである。

六月一日の市会では次のような水道布設委員が選出された。

蒲原大助、森 徳太、楠田頼一、木下亀次郎、安住藤太、坂田儀一郎、新ヶ江助次郎、百田郡一、渡瀬喜三郎、古賀製次郎

『佐賀市水道誌』（大正十三年・佐賀市役所発行）にある大正三年二月二十一日付「飲料水使用者調」によると、

市内五千六百三十三戸内、別表井水及び販売水使用者（註具体的には大正二年八月当時、井水使用戸数は千五十九戸、販売水使用戸数三百七十八戸で河水使用戸数は四千九百九十六戸であった。）以下ノ各戸ハ皆河水ヲ以テ飲料ニ供シアルモノニシテ、東部ノ東田代町一四九戸、材木町一七九戸、紺屋町一七三戸、下今宿町九一戸、牛島町三二戸等ハ松原川ノ支流タル中

ノ橋小路下流裏十間河ニ注入スル場所ヨリ汲取り飲料ニ供スルモノ多く、該支流ハ新馬場及通小路ノ一部ヲ経テ、花房小路南裏、中ノ橋小路北裏手ヲ通過シタル緩流ナルニ、塵芥ノ流滞ヲ絶タズ、風呂其他ノ下水ハ用捨ナク該河川ニ流下シ、如何ニモ飲料トシテ危険ノ感アルモノナルニ、數十年來ノ因習ナレバ左程ノ感覺ヲ刺戟スルニ至ラザルガ如シ。水ヶ江町五四四戸、呉服町五五戸、白山町九二戸、柳町一八戸、蓮池町三六戸、上芦町五〇戸、高木町九〇戸、元町二二戸、東魚町一二一戸、唐人町九九戸、寺町六三戸等ハ松原川本流タル警察署前及び県庁通り松陰旅館前等ヨリ汲取り飲料ニ供セリ。此河水ハ市内ニ於テ最も清浄ナルガ如キモ、上流ニ沿ヒタル民家ノ塵芥悪水ノ流下等甚シキヲ以テ、濾過或は煮沸スルニ非ザレバ危険ヲ免レズ。赤松町鬼丸地方ニ百余戸ハ多線ナル緩流ニ依テ飲料其ノ他ヲ弁ジ、亦同町二三〇戸ハ多布施川本流ナル厚生会社側及び与賀神社前等ヨリ汲取り使用セリ。此河水ハ外觀上最も清良ノ河水ト云フモ濾過等ノ人力ヲ用ヒザレバ飲料ニ適セズ。与賀町字与賀馬場付近ニ於テモ同所ヨリ使用シ、同町内二〇〇戸ハ各家ニ流通スル支川ノ河水ヲ使用シ飲料ニ供セリ。此使用者ハ最も危険ノ状態ヲ来スベク、米屋町四三戸、中町二九戸、多布施町七三戸、伊勢屋町二八戸、同本町二五戸、西魚町八五戸、西田代町五〇戸、岸川町八六戸、点合町六九戸等ハ各自家裏手ニ流通スル河水ヲ使用シアリ。此流域ハ最も塵芥ノ流滞汚物汚水ノ流出等甚シキモノナルニ、因習數十年ノ後ヲ経タル住民ハ數代ノ飲料水ナリトシテ深キ注意ヲ払ハザルモノノ如シ。六座町道祖元町ノ各一部ニハ比較的清良ノ河水流下スルモ、六座町一〇〇戸、道祖元町七〇戸ハ他町同様ナル悪水ヲ使用セリ。厘外津五八戸、本庄町八一戸、長瀬町七八戸、八戸町一六七戸等ニ流下スル河水ハ市内ニ於テ最も汚穢ナル悪水ニシテ、一種異様ノ臭氣ヲ帯ビ、濾過或ハ煮沸等ノ人力ヲ用フルモ使用ニ堪ヘザル悪水ナルニ、因習ノ久シキ之ヲシモ善良ナル飲料水トシテ使用シ、深キ注意ヲ致サザルノ感アルハ意表ノ外ニシテ、將來実ニ恐ルベキ悪果ノ襲來ヲ予期セザル可ラザルヤヲ憂フルモノナリ。

とあって、当時の実態をよく伝えている。

『佐賀市水道誌』によって工事の工程をみると、  
佐賀市水道工事施行状況（大正五年四月二十日調査  
および七月二十二日調査）

一、源井

第一水源地源井（当時の東田代町<sup>（ひがしはら）</sup>積馬場 元循誘尋常

小学校敷地）

大正三年十二月着手 同四年一月竣成<sup>（しゅんせい）</sup>

第二水源地源井（当時の佐賀郡神野村大字神野 佐賀

市勸興尋常小学校前）

大正四年八月着手 同年十月竣成

第三水源地源井（当時長瀬町谷口清八所有地）

大正三年十月着手 同年十一月竣成

右三水源共ニ水量水質各種試験ニ合格シ飲料適ノ承認ヲ得タリ。

二、配水池

第一水源地配水池 大正四年五月着手 同年十一月竣成

第二水源地配水池 大正四年十二月着手 同五年三月竣成

第三水源地配水池 大正四年四月着手 同年十月竣成

右三配水池ノ内第一水源地配水池ニ於テハ大正五年三月二十日ヨリ貯水シ池中ノ掃除ヲ行ヒ引続キ有効ニ使用シ些ノ支障ヲ  
認メズ。第二水源地配水池ハ大正五年五月二十日ヨリ第三水源地配水池ハ同年五月八日ヨリ貯水シ池中ノ掃除ヲ行ヒ引続キ

有効ニ使用シ些ノ支障ヲ認メズ。

三、連絡管

第一水源地連絡管 大正四年十月着手 同五年三月竣成

第二水源地連絡管 大正五年二月十四日着手 同年五月二十日竣成

第三水源地連絡管 大正五年四月二十一日着手 同年五月四日竣成

第一水源地ニ於テハ大正五年三月二十日ヨリ通水ヲ成セシニ管体、接合部  
及其他ノ部分ニ於テモ何等異状ヲ認メズ完全ニ通水シツツアリ。

第二水源地ハ同年六月二十日第三水源地ハ同年七月十日ヨリ通水シ管体ハ  
素ヨリ其他接合部等何等異状ナク完全ニ送水シ得ベシ<sup>（う）</sup>

四、器械室建築

第一水源地器械室建築 大正四年十月着手 同五年一月竣成

第二水源地器械室建築 大正五年一月着手 同年三月竣成

第三水源地器械室建築 大正四年十一月着手 同五年一月竣成

五、諸器械及据付

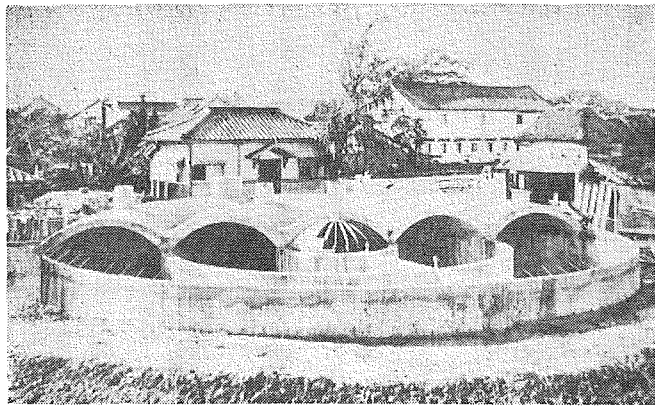
第一水源地諸器械据付 大正五年二月着手 同年三月終了

第二水源地諸器械据付 大正五年三月二十八日着手 同年五月十九日終

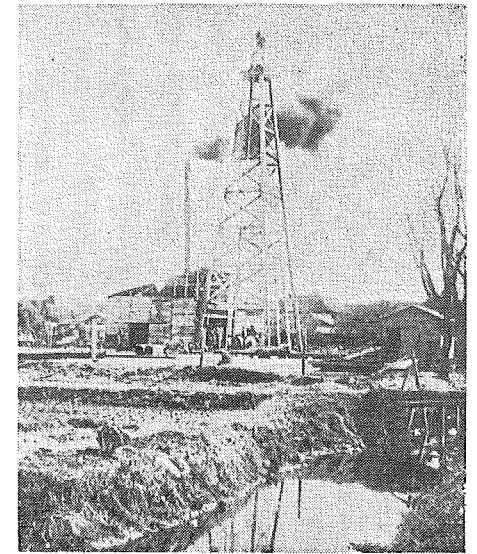
了

第三水源地諸器械据付 大正五年三月二十四日着手 同年五月七日終了

以上によって工事の日程がわかるが、同書によると、第二水源地



佐賀市第一水源地の配水池



佐賀市第一水源地（東部・元循誘小学校敷地内）源井掘鑿作業光景

付近のようすを次のように述べている。当時の同地（勸興尋常小学校）は水田にかこまれていた。

本水源池ハ佐賀市ノ北部ニ位シ、東西両水源池ノ中央ニアリ、郡市ノ境界ニ接近シ、市有土地学校敷地ノ一隅ニシテ東ハ学校通  
路ニ沿ヒ約百間ヲ隔テテ停車場通り唐人町ノ人家ヲ控ヘ、南ハ幅敷間ノ濠ニ臨ミ且ツ五十間余ニシテ街路ニ出ヅ、西ハ同濠ヲ  
挟ミ一望田圃ニ面ス、北ハ小学校運動場ニシテ約三十間ヲ隔テテ東西ニ連ル、三棟ノ校舍アルモ教室ハ北二棟ニアルヲ以テ  
教授上聊カノ影響ヲ被ムルコトナシ、而シテ北ハ遠ク平野ヲ控ヘテ佐賀県北部ノ山脈ヲ以テ廻ラシ鑿井水源池トシテ最も適  
当ナリ

配水工事は大正四年五月に着手し大正五年一月工事を終了、同年三月二十日に通水をはじめた。公設共用  
栓は六十八基で、各戸専用給水栓は申込戸数五百九十六戸であった。また私設共用栓は百四十一基（五百十  
七戸）であった。

通水式は、大正五年十一月二十五日午前十時から市公会堂および閑叟公銅像園において、県内外からの来  
賓八百余名が参集して盛大に行われた。

内務大臣男爵後藤新平の祝辞（小橋土木局長代読）をみると、

良水供給ノ施設ハ都市経営ノ事業中重要ナルモノノ一ニ属ス其ノ市民ノ健康ヲ保護スルト同時ニ商工業ノ発達ニ至大ノ関  
係ヲ有スル水道給水ノ量ヲ以テ文化ヲ測ルノ基準ト為スモノ寔ニ所以アルナリ、抑々我邦都市ノ中上水事業ヲ経営セルモ  
ノ其ノ数既ニ夥シトセズ、而モ鑿井ノ式ニ抛ルモノニ至ッテハ本市ヲ以テ嚆矢ト為ス、其工ヲ創メテ以来、年ヲ閱スル二  
年有半、其ノ費ス所五十万円、市民ノ負担ヤ亦輕シトセザルモ経営能ク宜シキヲ制シテ工事略々成ルヲ告グ、念フニ今後  
之ニ依ッテ潤沢ナル良水ノ供給ヲ得、全市ノ其ノ利ニ浴スル蓋シ測ルベカラザルモノアラム……（後略）

とあり、経費の五十万円という額は当時における市の一般会計の四、五年分に当たるものであった。この通



城内にあった佐賀市第四水源地の全景

水式の当日は仮装行列、相撲、手踊り、喜劇などの余興があり、夜は「野外活動写真」が上映されたとい  
う。そのころは、ちょうど第一次世界大戦中で、大正五年十一月には佐賀県をふくむ北九州地区で陸軍特別  
大演習が行われていた。

大正八年一月イギリスのキャンディ〔Candy〕会社から濾  
過機主要部の一部が大阪市の浪速貿易商会を通じて到着した  
ので二月から第一水源池掘付工事に着手し、同年六月に完  
成、第三水源池掘付工事は同年五月に着手して同年九月に完  
成した。

この濾過機（フィルター）については、世界大戦の影響で  
イギリスでの製造が遅れ、一部をわが国で製作しようとした  
が、川崎造船所、大阪鉄工所なども船舶建造のため鉄材欠乏  
などによって相談に応じなかった。そこで外部についてはコ  
ンクリート製として佐賀市において製作せざるを得なかつ  
た。

第二水源池源井は水の湧出量が少なく、次第に減少しつつ  
あったので、第二水源池として最初に着手し廃井となった赤  
松町の源井を復活させ、その水質を改良して豊富な湧出量を

生かすことにした。旧城内水源地拡張理由書をみると、

現第二水源地ハ原井鉄管周囲ノ土砂時々陥落シ、タメニ粘土並ニ微細ノ土砂混入シ、甚シキ濁水ヲ揚水シ絶対使用ニ適セサル事数十日間ニ及ブ事アリ、又動水水位ハ常ニ地面下四十尺余ニ降下シ予定設計水量ノ四分ノ一ニモ達セズ然ルニ市内給水量ハ一日十立方尺ヲ消費シ給水申込ハ年ト共ニ加リ既ニ制限給水ノ実施ヲ見ルニ至レリ、殊ニ高等学校開校ノ曉ニ於テ一層多量ノ水ヲ使用スルニ至レバ益々不足ヲ生シ、一般市民ノ不便甚シキヲ以テ此際本水源地ヲ拡張シ予定ノ十五立方尺ヲ得ントスルニアリ、而シテ現第二水源地ハ湧出量漸次減少セルヲ以テ早晚磨井ノ止ムナキガ故ニ濾過機ノ建設ヲ見合ス、尚既設ノ送水ポンプ一台ト之ニ伴フ量水器一台ヲ本水源地ニ移転ス

とあって旧城内赤松町に十六万七千円をかけて第四水源地を設けることになった。大正十一年十月二十五日竣功式を行った。大正期は水道事業に明け水道事業に暮れていた編があった。

### (五) 昭和前期の世相と佐賀市

#### 1 戦時色の強化

大正の中期以降、大正デモクラシーの波にのって新聞事業が本格的に進められるようになった。大正七年(一九一八)九月、大阪毎日新聞社は文章の口語体化を試み、全国的に影響を与え、十二月には同社を株式会社に改組、翌年七月朝日新聞社も株式会社に改組した。技術的にも大いに進展していった。

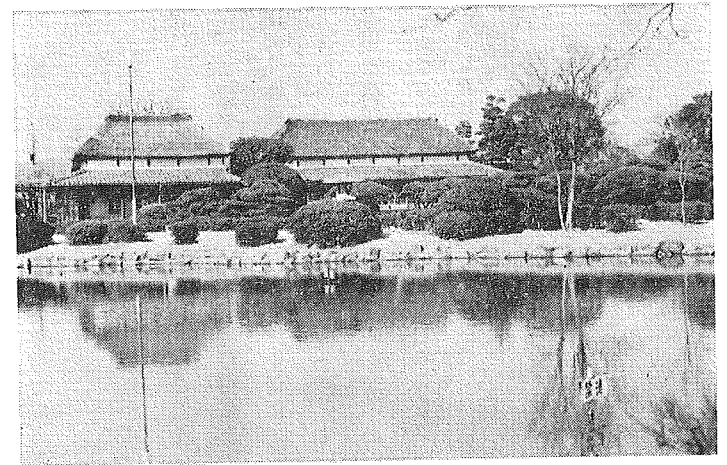
佐賀でも大正元年(一九一二)七月二十二日「佐賀毎日新聞」が創刊、大正六年ごろ「佐賀日日新聞」(明治四十一年十一月創刊)が「肥前日日新聞」と改称、さらに大正八年二月一日再び「佐賀日日新聞」にもどり、同十二年ごろ「福日」の佐賀支局となった。同紙は創刊のときすでに「福日」添付紙として出発していた。

大正十一年(一九二二)一月一日からは別に「肥前日日新聞」が発刊され、昭和六年(一九三一)六月八日「佐賀日報」と改題、昭和九年二月十一日「肥前日日新聞」になったが、同十一年十一月から月刊となった。また夕刊紙としての「佐賀日日新聞」が大正十四年七月二十二日に発刊され、昭和十六年五月二十二日には「佐賀新聞」と合同した。まえに述べた「佐賀毎日新聞」は大正十一年七月一日「西肥日報」(明治十九年四月創刊)と合併した。同十三年十一月二十三日には「民衆新聞」が発刊、翌十四年六月一日には「佐賀民衆新聞」と改称したが、昭和四年に廃刊となった。



「佐賀合同新聞」の題字  
(昭和16年5月10日付)

昭和元年五月二十日、「農村青年新聞」が発刊され、同年九月「佐賀自由新聞」と改めたが、すぐ前に復し、昭和二年一月十一日「佐賀自由青年新聞」となり、さらに昭和四年十二月十日「佐賀自由新聞」、昭和六年七月「佐賀毎夕新聞」と改めた。のち昭和十三年十一月「佐賀新聞」(明治十七年八月創



鍋島家から寄附された神野御茶屋（神野公園）

刊)を買収して「佐賀新聞」の名称を継ぎ、同年十二月十日、「佐賀毎夕」の名称を廃した。前にも述べたように昭和十六年、一県一紙の統制下にあつて、「佐賀日日」「佐賀新聞」合同して「佐賀合同新聞」となった。現在の「佐賀新聞」である。

このほか月刊誌として昭和三年（一九二八）十二月「昭和新聞」が発行されたが翌四年九月「佐嘉新報」となり同十四年八月三十日廃刊となった。昭和十年十二月二十日発刊の「栄城日日新聞」も翌十一年四月二十三日廃刊となった。

雑誌としては大正十四年冬、肥前史談会（大正五年創立）が会則を設けて歴史の調査研究を目的とする機関誌『肥前史談』を刊行することにした。その第一輯を「肥前史談講演集」として出版したのは大正十五年一月であった。昭和二年十一月からあらためて『肥前史談』第一巻第一号として毎月発行してきた。地方史研究の場において昭和前期に果たした役割は極めて大きかった。

そのほかに、昭和四年二月十一日、『佐賀郷友』が創刊、昭和七年十月十七日には『佐賀時論』がそれぞれ

れ発刊された。

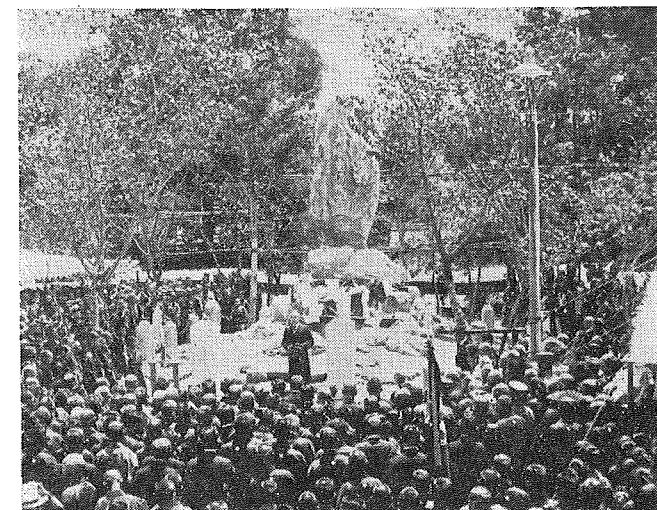
昭和二年十月二十八日には郷土資料館である徴古館が鍋島家によって建造・落成した。

最後の旧藩主鍋島直大は大正十年六月十八日、七十六歳で没したが、そのち鍋島家では大正十二年三月、神野公園（旧藩主のお茶屋・別荘）を佐賀市に寄附した。ちょうど同じころ徴古館の西側に旧藩校弘道館記念碑を建てた。翌十三年十一月九日には上多布施町宗智寺の境内には有志による旧藩祖鍋島直茂の銅像が建てられ、除幕式が行われた。直大の死、その翌年大隈が没し、大正の中ごろには五年に中牟田倉之助、六年には真木長義と相ついで没していたし、大正五年四月十一日には江藤新平（正四位）、島義勇（従四位）



鍋島直茂の銅像

の贈位が行われ、華やかな旧藩時代がまさしく終焉した観があった。続いて昭和の時代は、直正及び直茂の銅像、図書館、徴古館、神野公園、弘道館趾記念碑および龍造寺隆信記念碑（昭和四年四月二十五日除幕式）、大隈重信記念碑（大正十一年五月十四日除幕式）、副島種臣記念碑（大正九年十月六日建設）、大木喬任記念碑（昭和二年十一月二十七日完成）、佐野常民記



大隈重信誕生碑の除幕式

念碑（大正十五年十二月完成・胸像は赤十字社佐賀支部内に昭和三年四月除幕式）などの造営をうけついで新しい時代にはいったということができよう。

ちなみに大正十五年刊『佐賀市誌』の「徴古館」の項によると、

本館は旧佐賀藩主鍋島直映侯が郷土史料及先哲偉人の遺品著書其他を蒐集陳列し之を一般に公開して一堂の下克く千古の史実を研究せしめ以て社会教化に資せんとする目的の下に侯爵家経営に係る閑叟公銅像園内佐賀図書館前なる弘道館（昭和元年）念碑の東側に本館を建設することとなり。大正十五年五月九日より起工中にして十六年三月末日竣工の予定なり。クラシック式（古典的型）の建物にして柱、梁、壁、二階及び屋根共総て鉄筋混凝土（コンクリート）を使用し、各室内の間は仕切壁に耐震壁を按配す。本館屋上五十一坪六合を陸屋根とし屋上遊歩場を設け付属舎木造日本建なり。階下は講堂にて椅子席二百五十人

分を設け階上を陳列室として防寒には電熱、納涼には換気ファンを設備する等最も理想的の建物にして本館軒壁最高部迄、地上三十五尺あり。総建坪百四十三坪六合二均（階上五一・六二五、階下五三・七〇八、車寄二三・五六、付属建物一四・七三四）にして工事費金参万五千円、室内設備費金老万参千八百円計金四万八千八百円の予算にして凡て鍋島家の直営事業な



開館当時の徴古館

り、竣成の上は教育振興の発祥地たりし弘道館記念碑の下、閑叟公の英姿と相對し、図書館と共に銅像園内の一偉觀たるのみならず、其裨益する所蓋し尠少ならざるべし。とあって当時としては市内でも有数の近代建築であり、図書館と共に新しい時代の文化のシンボルであった。

市内でラジオ放送の聴取者が現われるのは昭和三年（一九二八）六月十六日熊本中央放送局が開局してからであった。『佐賀市史』下巻三二五ページによると、昭和三年度末においては佐賀市内の聴取者は二三八人で、年々増加し昭和十一年には二、三〇〇人と十倍に及んでいる。

新しい時代の動きとして注目すべきものに「肥前史談会」の史跡名勝保存運動があった。『佐賀新聞七十五年史』二六二ページによると、

東邦電力会社はかねて出願中の発電所取水口を松梅村広坂とし、放水口を同村都渡城とする工事計画につき、大正十一年許可を受けていたので、大正十五年ごろから工事に取りかかった。ところが、特に放水口として計画される都渡城の、故鎌田知事記念碑付近は、川上の名勝として知られるところ、かくては「郷土の誇りたる城北の仙境」を台なしにするというので、史談会が



鍋島直大、直映とその親族

中心となって佐賀市内外有志者を語り、史跡名勝保存会を設立（十二月二十五日に昭和と改定）。十五年十二月二日付で知事に対し「工事を速かに中止せしめられ皇国の誇りたる景勝地の保存あらんこと」を嘆願した。だが何等の反響を見なかった。そこで保存会はさらに同月五日東邦電力会社支店の幹部とともに現地へのぞみ懇願した。それでもなお何等会社側の反省を見ることができないので保存会は百余名の会員の連名をもって、さらに同年十二月二十日、第二回の嘆願書を知事に提出した。しかもその嘆願書もまた糠に釘で何等の効果も奏し得なかった。今年（昭和二年）に入ってから二月十八日保存会の要望によって会社側との第二回目の実地調査が行われたが、実地における会社側は不遜の言辞を弄（弄）し少しも誠意の認むべきものがないので三月二日保存会全員五百五十名の連名をもって第三回の嘆願書を知事宛提出した。この嘆願書提出に際し、知事

が「たん決定せし本問題は決定通り実行する外なし」とごう然として空うそぶいたというので、保存会代表を刺激しただけでなく、引いては佐賀市内各日刊紙を刺激して、四月中旬、名勝川上川巨岩保存のための筆陣を張らしむるにいたった。佐賀新聞は四月十四日以来この問題を大きく取り上げ「名勝破壊者は電燈会社（電）、当局健在なりや」の見出しのもとに、工

事によって川上川の巨岩が破壊されて行く現状を伝えた。また十六日から六回にわたり「川上名勝破壊と保存運動の経過」について詳細な解説を加えるとともに、当時の知事の「奇怪千万な態度」を詰（な）った。

この問題は四月二十一日肥前史談会代表が、(一)発電所の位置変更。(二)破壊箇所（築跡その他）復旧工事の至急施行。（大正八年四月十日公布）名勝天然記念物保存法第一条により川上二帯を知事において仮指定をすること。の三カ条の要望書を提出、知事がこれに対し善処する旨言明、特に第一の要望に対しては、知事が会社との間に立って調停を試むべき旨を約したので、一応保存会側も知事に委任する態度をとることとなった。

とあって、開発が進められるなかで自然景観の破壊が問題となった事情、肥前史談会の運動などがうかがわれる。このうち、昭和四年八月七日県立公園として指定された。ちょうど同じころ牛津川では、「西肥板紙株式会社」の悪水問題が起り、牛津川下流漁民の反対陳情などが行われていた。

別項にも述べるように、昭和三年（一九二八）一月六日は普通選挙実施後最初の選挙が佐賀市会議員選挙として行われ、市民の選挙に対する関心がかまかった。昭和五年二月には総選挙も行われた。これらも新しい時代のはじまりを示すものといえよう。

第一次世界大戦後における労働運動の盛行と共に学生の政治運動も活発になっていった。大正十一年（一九二二）十一月七日大学・高校などの社会思想研究団体（学生連合会F・S）が結成され、翌十二年一月には高校の団体（高等学校連盟H・S・L）が結成された。同年十月には京都帝大の学生による「伍民会」（大正十三年五月二日社会科学研究会）が結成をみ、十一月二十九日には東京帝大に社会科学研究会ができ、これをきっかけに全国各大学・高専・高校にも設立されていた。学生連合会は大正十三年九月十四日、学生

社会科学連合会となり、翌十四年七月十六日、全日本学生社会科学連合会となった。大正十五年（昭和元年）十一月十四日松山高等学校では学校行政の官僚化に対して生徒が同盟休校にはいる事件が起きた。昭和期になると、官憲の取締りもきびしくなる一方、学生間においても対立抗争が行われるようになった。昭和四年になると国体明徴運動が強くなり、十一月七日、学生社会科学連合会も自主的に解体し、非合法活動の時代にはいった。このような全国的動向のなかで、佐賀高等学校生徒自治会では昭和五年九月十七日同盟休校にはいった。校友会総務選挙に際して候補者が掲げたスローガンが過激であるとして学校当局が数項目の削除を命じ立候補者の立候補を禁止したからであった。その学生側の声明書を『佐賀新聞七十五年史』から引用すると、

大正十五年佐高自治会の創立以来、われらは自治の大旗のもとに一致団結着々として完成への道をたどり来った。然るに近  
来ややもすれば自治の自由を拘束し、先般の全国高等学校校長会議以来ますますこの傾向を強めつつあつて学校当局は今回（生物方の校長）  
の総務改選に際して中尾候補の掲げるスローガンに対して無惨にも数項目の削除を命じ、かつその立候補を禁止した。何らの  
暴圧ぞ、何らの蹂りんぞ、われらの自治権は今や完全に土に塗られた、ここにおいて先輩諸兄の全国に率先して確立せる自  
治権擁護のため、この空前の大弾圧に抗し散然として闘うべくわれらは起った。われらは何らの左傾的背景を有せず、ただ  
榮ある自治と真理と熱情の故に起った。われらの団結は固い。われらは最後の血の一滴の枯れつくすまでも学校当局と抗争  
し、自治権の独立を獲得せんことを約束す。我國の識者諸彦よ、自由と正義の名においてわれらを支持せよ。われらは徒ら（いなき）  
なる妄動を廃するが故に、ここに大方の冷静なる批判に訴えんとするものである。

とあり、五日間の盟休がつづいた。結局、退学五名、無期停学一三名の処分者を出し事件は終わった。この他にも九州地方共産青年同盟の検挙事件が県内に起こった。ちょうどこのころ、普通選挙法とだきあわせに

制定された治安維持法によって思想弾圧がきびしくなっていた。

昭和六年九月十八日満州事変がはじまり、昭和七年になると三月一日満州国の建国宣言がなされ、五月十五日、いわゆる五・一五事件が起こった。金融恐慌や農村窮乏のせまる社会を基盤に、日本国家改造を目ざす青年将校たちのクーデターであった。王師会のリーダー・海軍少尉藤井齊、そのもとに集まった古賀清志・三上卓・中村義雄など五・一五事件の中心人物たちの名は佐賀市民にも反響を呼んだと思われる。この事件の影響として農村問題が政治の前面にとりあげられるようになり、軍部勢力がのびて政党政治は終わった。この事件では全国から三十七万通におよぶ減刑嘆願書が集まり一人の死刑者も出さなかった。

昭和初期になると陸軍の長州閥に対して、薩摩の上原勇作、佐賀の宇都宮太郎・武藤信義・真崎甚三郎らが勢力を振り、昭和六年末、荒木貞夫陸軍大臣は真崎を参謀次長に入れ、いわゆる皇道派が成立、多くの青年将校たちが集まった。昭和九年林銑十郎が陸軍大臣にかわると、永田鉄山を軍務局長に任じ統制派の勢力を強化し、十一月二十日の士官学校事件で真崎教育総監を罷免して皇道派を抑えたので両派の対立は激化していった。

昭和十一年二月二十六日、皇道派青年将校が国家改造を目ざしていわゆる二・二六事件をひきおこした。この事件では陸軍軍法会議で一九名の死刑判決者を出した。皇道派は敗退し、梅津美治郎と東条英機らの新統制派の時代になるのであった。

『佐賀新聞七十五年史』にも五・一五事件に関して当時の新聞記事を紹介したうえで、

なおこの事件には県出身の青年将校として三上卓中尉、黒岩勇少尉、古賀清志中尉、村山格之少尉の四名が関係、ことに



空 閑 昇

一日、判決を前に四被告の減刑祈願祭を万部島の招魂場で挙行し、同殉難者遺族一同の名をもって減刑嘆願書を提出した。と述べている。

この間には昭和七年二月、上海事変における肉弾三勇士の一人、江下武二及び同事変で自決した空閑昇などの壮烈な戦死が佐賀市民には強く感銘を与えた。

ちょうど同じころ、佐賀市にも「カフェー」と称する新しい営業が盛んになっていた。『佐賀新聞七十五年史』によると、

昭和七年に入ってから、佐賀市にカフェーが急激に増加、拡声器つき蓄音器で夜昼の別なくジャズや流行歌を放送し、また風紀上如何がわしい営業振りで子弟の教育上も面白くないというので、呉服町からは今後カフェーの開店を許可せぬようにという陳情書を三月中旬佐賀署に提出した。

とある。小川近五郎『流行歌と世相』によると、昭和七年には「影を慕いて」、「涙の渡り鳥」が流行、翌

そのうち三名がその主謀的な役割りを果たしていることが、七年五月十八日の発表によって明らかとなり、県民に衝撃を与えた。在郷の軍人を中心として減刑運動がおり、小城郡北多久村の一小学生は、この求刑に憤慨して授業時間中手工用ナイフをもって割腹自殺をはかったほどである。この減刑運動取り締まりには県も手を焼き、「法に触れぬ限り寛大にみる方針」をとった。また明治七年の佐賀の乱関係者遺族が発起人となって、十月

八年には「島の娘」、「サーカスの唄」、「十九の春」など、昭和十、十一年には「二人は若い」、「野崎小唄」、「忘れちゃいやよ」、「ああそれなのに」、「男の純情」、「東京ラブソディー」がそれぞれ大流行したという。佐賀市の繁華街にもこれらのレコードが流されたことであろう。

満州事変以来の緊迫した危機感とともに、一方ではやや退廃的な風潮があったことも否定できない。こうした風潮のなかで「葉隠」が世間一般に知られるようになった。

「葉隠」については明治後期から大正末期までの地元出版物に明記されたことはなかった。明治三十六年八月刊の『肥前国誌』（森錦洲著・青潮社復刻版）をみても、葉隠の山本常朝は一歌人、石田一鼎は儒者として紹介されており、大正四年刊『佐賀郡誌』（私立佐賀郡教育会編）及び大正十五年十一月刊の『佐賀市誌』（佐賀市役所編）にも山本常朝・田代陣基などは記載せず、ただ石田一鼎だけがとりあげられ、儒者としての略歴のあとに、「葉隠集中に輯録せるものは概ね氏の講演に係れり」と記されているだけであった。

昭和八年ごろ肥前史談会が中心となり、葉隠の記念碑を石田一鼎の旧庵跡に建て、顕彰した前後から著名になった。同じころ佐賀楠公会は「佐賀論語」と称し、『葉隠史詩・楠のしづく』、栗原荒野『葉隠の神髄』などが世に出された。昭和十年には『佐賀県郷土教育資料集』（県学務課編）によって佐賀と葉隠とが強く関連づけられ、同十五年四月から十六年九月にかけて、和辻哲郎・古川哲史校訂『葉隠』上・中・下三巻が「岩波文庫」に収められ、同時に新興（キネマ）映画会社は笹本寅（佐賀県出身）原作の小説を映画化して「葉隠大名」を製作した。鍋島直茂に松本泰輔、勝茂に市川男女助、家来の斎藤用之助に荒木忍という配役

であった。鍋島藩政初期の斎藤父子が藩主直茂・勝茂のために追腹を切った事件を中心に葉隠精神として賛美した物語であった。昭和十六年九月十四日から佐賀市内昭和館で上映されるというので当時の『佐賀合同新聞』に宣伝されている。「県民必見」の映画というわけで、東京では真崎甚三郎大将が試写会に出席したことが写真入りで報道された。わが国の準戦時体制のもとに葉隠はよみがえったわけである。

昭和十二年（一九三七）の日中戦争（北支事変・支那事変）勃発によって戦時色は本格的となった。防空燈火管制・国防献金・女子の断髪禁止など「非常時」体制が市民をとりまいていった。

『佐賀新聞七十五年史』によると昭和十四年十一月十四日、佐賀市においても『出征兵士を送る歌』の発表会が行われたという。

「わが大君に召されたる 命栄えある朝ぼらけ たたえて送る一億の 歎呼は高く天をつく いざ行けつわもの日本男児」という歌詞の「出征兵士を送る歌」が出来た。佐賀新聞社は佐賀市教育会との共同主催で、陸軍省並びに大日本雄弁会の後援によって、十一月十四日、佐賀陸軍病院のステージに、長門美保、三門順子、松山映子、樋口静雄、児玉好雄、岡晴夫、三浦房子などの流行歌手を招いて、「出征兵士を送る歌」その他の「戦争歌謡曲」の発表会を行い、その夜は、市公会堂で同じメンバーによる「歌謡の夕」を催した。その夜、公会堂には佐賀新聞が五千人と誇称する聴衆が集まり、「出征兵士を送る歌」は五千人の大合唱をもって発表された。

と述べている。たしかに『出征兵士を送る歌』は壮重な、また悲壮な響きをもって人々の胸をうつものがあつた。この年は「愛馬進軍歌」・「空の勇士」・「太平洋行進曲」・「父よあなたは強かった」などの歌が流行し、戦争の余波で「上海の花売娘」・「支那の夜」なども流行を見た。



建艦献金運動の北水ヶ江翼賛隊員たち

戦意昂揚の反面、昭和十四年夏の干害に対しては知事が県下の各神社に雨乞い祈願を指令するという政策の非科学的な立ちおくれがみられた。この問題の解決は結局、太平洋戦争後に実現をみることになるが、ダム建設などもプランはあつたが戦時体制のもとでは実現不可能であつた。

また一方では節米運動がはじまり麦食が奨励され、他の一方では「生めよ殖せよ」と優良子宝家族が表彰をうける時代となった。

昭和十五年暮から翌十六年一月にかけて「大政翼賛会県支部」が組織され、配給統制・食糧増産に関する事項を中心に協議を進めていた。

太平洋戦争勃発とともに国防献金の募金運動が強化されていった。

戦争が激化してくると農村の労働力不足が目立ってきた。昭和十八年六月から七月にかけての田植えの状況を『佐賀新聞七十五年史』は次のように述べている。

この田植には佐賀郡だけでも延約三万人の外部からの応援を得ている。すなわち、福岡県浮羽郡の移動労働隊約七十人で久保田そ

の他へ入り込んだのをはじめ福岡県から約二千人郡内の移動労働約八百人、中等学校学徒二千四百人、その他非農家約千五百人、郡外(真内)からの移動労働隊約六百人、都合七千三百人、延人員にして二万九千二百人の応援を受けている。この中で郡内移動は七月六日以後行われ、西川副より川上へ百名、小関から鍋島へ百名、松梅から鍋島へ七十名、新地から鍋島へ五十名嘉瀬から久保田へ百名、兵庫から久保泉、金立へ各五十名(何れも概数)となっている。さらにこの田植に当たっては、都市非農家の女子青年の共同炊事に対する協力が十七年の五倍に達し、七月五日現在、共同炊事実施部落は千三百カ所、給食人員七千五百名という多数におよび、女学生の託児所協力とあわせて、田植えの適期完了に大きな役割を果たしている。

同書によって当時の佐賀市周辺の様子をうかがうと、昭和十九年春場所十三勝二敗の優勝をとげた佐賀ノ花は大関に昇進した。戦争の重苦しい時代に佐賀市民にとってはまことに明るいニュースであった。この年は佐賀市郡の女子挺身隊四五〇名が軍需工場に出動することになった年でもある。

同年七月には県並びに市農業会の後援で佐賀新聞社が、佐賀市における非農家の「空閑地利用蔬菜共励会」を開催、また県農業会は高知式田植記録大会を久保田村で開き高木瀬村(男子)、嘉瀬村(女子)の代表がそれぞれ優勝している。このころ県下各地で「戦局の実相大講演会」が開かれ、八月十三日には佐賀市公会堂で「県民士気昂揚歌唱大会」が開催されている。

昭和二十年二月一日から佐賀市の映画常設館のうち宇宙館・昭和館が休館となり、松竹世界館・佐賀東宝・朝日館の三館となった。映画フィルム減配のためであったが、市民にとっては暗いできごとであった。しかし非常事態はそこまでできていた。三月二十七日午前十時佐賀市に突然空襲警報が鳴ったのである。サイパ

ン方面からのB二九、百五十機は佐賀市の上空をかすめて大挙北部九州を爆撃したのであった。このころすでに焼い弾対策のため家屋の天井板はすべて取りはずす命令がでていた。その最中の空襲であった。さらに直接、佐賀市が爆撃をうける日がきた。八月五日夜十一時三十分、マリアナ基地からのB二九約三〇機が焼い弾攻撃を加えてきた。爆撃は約一時間半にわたり、佐賀郡各地、佐賀市水ヶ江町南部大崎周辺、西与賀小学校など約五百戸の民家が被災し約二千人が焼け出された。また、八月十二日午前十一時二十分にも佐賀駅方面から超低空で攻撃してきたB二五、一機によって県警察部庁舎は五〇キロ爆弾の直撃をうけ四名の職員が殉職した。

佐賀市が本格的な空襲をうけた翌日、八月六日午前八時十六分、広島市は原爆に見舞われ、つづいて九日午前十一時二分には長崎市が原爆の犠牲となった。この「新型爆弾」は敗戦を決定的なものとしてしまった。

八月十五日正午、終戦の詔勅が放送されると市民の動揺は大きかった。しかも九月一日からの集中豪雨、同十七日の枕崎台風と相ついで災害が襲いかかった。佐賀市の敗戦の年は戦時中最大の苦難の年となった。

## 2 地方制度の改正

昭和期における地方制度の改正などについて概観すると、明治以来、地方財政窮迫の大きな原因に小学校義務教育費の市町村負担があったが、それに対する国庫補助は掛け声だけでなかなか実現をみるに至らなかった。

大正六年(一九一七)第三十九議会において、原敬はらたかしほか七名によって「義務教育費国庫補助」に関する

建議が提出された。それによると、

市町村の教育費は年々増加して六、〇〇〇万円の巨額に上り、市町村総額経費の四割を超え、中には七割以上を超えるものも少なからず、而して就業児童は、毎月二十万乃至二十五万人を増加するを以て、市町村の教育費はこれと比例して益々多きを加ふるの勢なり。之が為に地方の衰微を招き、自治団体の発達を妨ぐるの兆候歴々見るべし。翻って世界列強の実例を見るに、小学校教育費は国庫に於て其半を支弁するもの多く、我國の如く其全部を市町村に負担せしむるもの一もあることなし。政府は宜しく義務教育費を補助し、市町村の負担を軽減する方法を講ずべし。

というのであった。こうして大正七年第四十議会において「市町村立小学校教員俸給国庫負担法案」が提出され、同年三月法律第十八号として公布され四月一日施行となった。しかしこの法律によっても依然として町村財政を救うことはできず、昭和初期の世界的不況、とくに世界的農業恐慌の影響をうけてますます深刻な問題となつていった。

このため昭和七年に「市町村立尋常小学校費臨時国庫補助法」が制定され、昭和十一年には「臨時財政調整補給金制度」が実施をみるに至り、さらに昭和十五年「義務教育費国庫負担制度の改正」が行われて、教員俸給費の負担は都道府県に移されることになつたのであった。

一方、問題となつていた「郡制」が大正十二年四月一日をもって廃止となり、全国の町村が郡制廃止を要求していたことが実現し、府県と町村の中間機関であつた郡の郡費分賦が消滅し、町村財政は好転するものと期待された。しかし郡役所は依然として存続し、町村は郡長の監督下におかれ制約をうけていた。そこで郡役所廃止を求める声は強くなり、大正十五年第五十一議会には郡役所廃止にともなう予算が提出され、同

年七月一日をもって廃止となつたのである。

ところが昭和初年になつて町村の税が過重となり、その滞納も増加し、町村財政運営の大きな障害となつていた。税負担の重さに耐えかねた地主のなかには税負担回避のため都市へ移転する者が増加する傾向にあつた。これらの課税は、国が町村に事務を委託しながらその事務費の支弁を町村に押しつけ、財源措置をしなかつたことが原因となつていた。

このような国民負担の不均衡を是正し、町村財政の窮迫を救うため、昭和六、七年ごろから地方財政調整交付金制度の創設が提唱されはじめた。そして昭和八年三月二十五日、衆議院において「地方財政調整交付金制度」制定の建議案が可決され、翌九年、政友会は「地方財政補正交付金法案」を、また民政党は「地方財政調整法案」をそれぞれ衆議院に提出した。しかし衆議院を通過した政友会案も貴族院・大蔵省の反対にあい立ち消えになつてしまつた。その後、広田内閣は第六十九議会で臨時町村財政補給の応急措置の承認を求め、追加予算として二千万円を計上することが実現した。さらに昭和十五年第七十五議会において「地方分与税」制度が恒久化されることになつた。このように地方税制は根本的に改革され、戦時体制が強化されていった。これは地方税制の大改革であつたがその改正の目標は次の四点である。

- (1) 地方税負担の均衡化を図り、かつ地方財政の確立を期するため分与税制度を創設し、地租・家屋税・営業税をその財源とする。
- (2) 市町村税戸数割を廃し、新たに市町村独立税として市町村民税を認める。
- (3) 雑種税・特別税を整理し、目的税制度の整備拡充を図る。

表(1) 昭和期の歳入・歳出決算

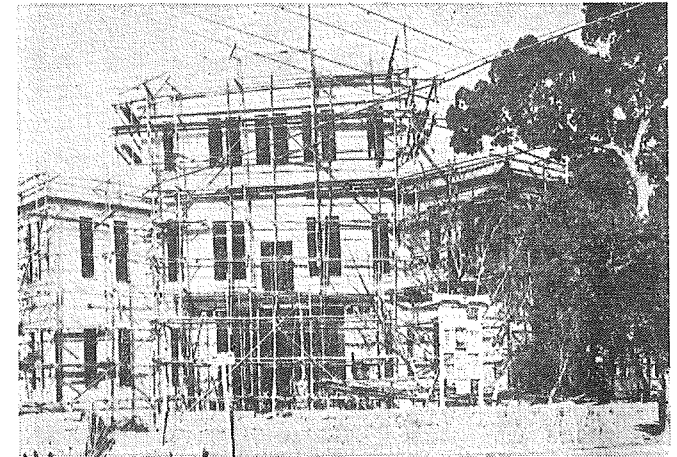
年 度	(歳入)	(歳出)	役所費	土木費	教育費
昭和元	572,737	292,093	79,934	15,592	167,381
2	453,115	300,192	81,242	11,704	173,445
3	641,403	320,788	96,680	14,085	178,748
4	485,860	317,540	85,144	16,564	181,956
5	590,181	314,632	81,717	16,226	181,433
6	528,175	310,291	92,838	13,917	169,239
7	616,576	331,497	66,632	15,615	178,959
8	1,136,107	336,225	95,237	16,222	184,181
9	1,108,353	344,294	87,345	18,054	196,777
10	818,813	419,224	102,264	17,524	194,972
11	872,885	429,763	110,392	18,271	204,553

注 『佐賀市史』下巻による。  
この表の(歳出)は経常費のみである。

農産物の生産から生産資材の配給まで町村長の手に委  
られ、戦時体制は一段と強化されることになった。  
佐賀市の場合をみると、昭和期の歳入・歳出ともに  
大正末年以降の著しい変化はみられなかったが、教育  
費の膨脹だけは注目される。昭和九年以降の市税の負  
担は増大し、一戸当りの負担も大きいものになってい  
る。昭和八、九年の歳入のうち、繰越雑収入とともに  
公借金が急増している。戦時体制が強化されるととも  
に行政の国政委任部分も増加し、地方団体としても事  
務費が増大していったことが考えられる。市役所庁舎  
の焼失によって大正八年から昭和六年ごろまでの資料  
が不足することから、『佐賀市史』下巻所収の歳入・  
歳出決算書は、部分的には修正する必要もあるが、貴  
重なものであり、参考までに次に引用する。大正期に  
ついても同様である。

(4) 所得税法および法人税については付加税を認めない。  
また「地方分与税」については次のように定められている。  
(1) 地方分与税は還付税と配付税に分ける。  
(2) 地租・家屋税および営業税の全部を還付税として道府県に分与する。  
(3) 所得税および法人税の徴収額の百分の十七および三十八と、入場税および遊興飲食税の徴収額の百分の五十を配付税として道府県市町村に分与する。  
(4) 配付税は道府県配付税と市町村配付税に分け、配付税総額の百分の六十二を道府県に、百分の三十八を市町村に配付する。  
(5) 市町村配付税は、大都市配付税と都市配付税および町村配付税の三種に分け、町村配付税はさらに三種に分けて第一種、第二種、第三種とする。  
(6) 第一種町村配付税は町村の課税力を標準とし、第二種は町村の財政需要を標準として分与する。第三種町村配付税は特別の事情ある町村に対し、その事情を斟酌して分与する。  
以上のような税制改革とならんで昭和十五年十一月には「府県中間機関設置要綱案」が内務省から示され、一たん廃止された郡役所に代る「地方事務所」が復活しようとしていた。これは戦争が激しくなるにつれて中央集権を強化するねらいのもとに立案されたものである。地方団体からは強い反対もあったが、昭和十七年七月一日、その設置をみたのである。またこの「地方事務所」復活とともに、同十八年六月一日、改正市制・町村制が施行され、自治体の戦時体制はますます強化された。

この改正によると、従来の市町村制の改正が、地方自治体の議会の権限を拡大する方向を進んできたのに  
対して、むしろ行政側の首長の権限を拡大するものであった。そうして農業会長の地位も町村長が兼務し、



新築工事中の新佐賀市庁舎（昭和3年10月开工）

### 3 市庁舎の変遷

佐賀市庁舎は明治二十二年（一八八九）市制施行以来、何度もその場所を移していたが、昭和三年（一九二八）六月八日の市会で市庁舎新築計画案が可決され、実現をみるようになった。こうして十月五日起工して昭和四年三月竣工した。『佐賀市史』上巻二七五ページには、その「北堀端の偉観」について次のように述べている。

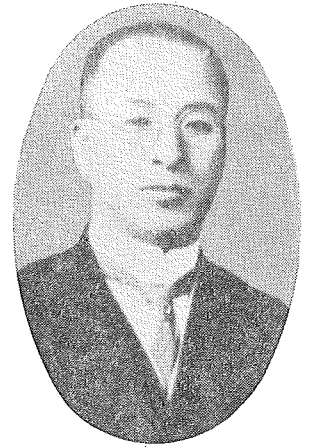
その位置は現在の場所（倉田千代）で、曾て大正二年一月の市会決議の位置を（みつ）変更することなく即ち県庁前十字街路の西北角にスレート葺洋館、総建坪約五百五十坪（延坪約九百七十坪）の宏壮な一大建物が巍然として聳え立ち直前の本県商工奨励館と街路を挟みて並び立ち、同館に連なる協和館、市公会堂、徴古館、佐賀図書館及び佐賀城濠を隔てて佐賀高等女学校、赤十字社佐賀支部、県庁本館、同警察部、県会議事堂、本県産業会館などと相對し、先年改築した佐賀警察署も市庁舎の西に軒を連ね、此等の大夏高樓と共に北堀端一帯の偉観を呈し、東京に於ける丸ノ内を僂はしむるものありとて誰れ謂ふとなく此の附近を「佐賀の丸ノ内」だと呼ぶるに至った。

昭和四年四月二十九日、その落成式が盛大に行われたが、野口市長の式辞、工事報告などを『佐賀市史』

上巻から引用してみよう。

野口市長式辞（前略）回顧スレバ本市ハ明治二十二年市制施行ノ当時、庁舎ヲ有セス已ムヲ得ズ佐賀取引所ノ樓上ニ於テ事務ヲ創始シ、市会ノ組織成ルニ及ビ、協和館ヲ市會議員控所ニ、旧県會議事堂ヲ市會議場ニ借用シ、後日県庁舎ノ一部及ビ旧藩士ノ創立セル起業社ノ一部ヲ借受ケテ之ニ移転シ、尋テ協和館ヲ買収シテ市庁舎ニ充テ爰ニ初メテ市有ノ庁舎ヲ得ルニ至レリ、後幾年ナラズシテ高等小學校建築ノ必要起ルニ及ビ、市庁舎ヲ県ニ譲リ元県會議事堂及ビ旧県庁舎ノ一部ヲ県ヨリ得テ、市庁舎並ニ市會議事堂ニ充テタリ、爾後幾度カ移転シテ遂ニ女子高等小學校ノ旧校舎ヲ仮庁舎トシテ現今ニ及ビタリ、其間、庁舎新築ノ議起リタルコト一再ナラザリシモ常ニ四週ノ事情コレヲ許サザリシ為メ之ガ実現ニ至ラザリキ、然ルニ時勢ノ進運ハ自治団体ノ發達ヲ促シ、益々政務ノ複雑繁劇ヲ加ヘ、従来ノ狹隘不完全ナル仮庁舎ニテハ到底其ノ要求ニ応ジテ政務ノ振興ヲ期スルコト難ク、市庁舎ノ新築ハ愈々焦眉ノ急ヲ訴フルニ至レリ、市會議員諸氏茲ニ見アリ、時到リ機熟シ、遂ニ昨年六月、市会ハ満場一致コレガ議ヲ決シ、茲ニ多年ノ懸案解決ヲ告ゲルニ至レリ、是レ正ニ本市史上ニ一新紀元ヲ画スルモノト謂フベシ、本庁舎ハ地ヲ四通發達ノ街路ニ相シ、客秋十月起工、爾來工程六閱月、費ヲ投ズルコト十二万三千九百余円ニシテ茲ニ宏壯ナル庁舎ノ完成ヲ告ゲタリ、而シテ工事ハ何等ノ故障ナク、予定ノ功ヲ竣ヘタルハ、一ニ建築委員諸氏ノ監督ソノ宜シキヲ制シ、従業者諸氏ノ精勵ニ因ルト共ニ、亦市民諸氏ノ自治的精神ニ富ミ、公事ニ熱心ナルニ由ルモノト謂フベシ、豈本市ノ為メ慶賀セザルベケンヤ（後略）

工事報告（前略）願ルニ大市庁舎ハ多年ノ宿願ナリト雖、ソノ立案ヲナシタルハ昭和三年五月ニシテ、市協議會ニ於テ七名ノ調査委員ヲ設クルコトトナリ、各市ニ出張シテ庁舎建築上ニ就テ種々取調ベテ為シ委員諸氏ト相謀リ一氣呵成、遂ニ二十有餘日ニシテ計画成リ、更ニ八月二十七日ノ市会ニ於テ十二名ノ市庁舎建築委員設置セラレ、八月二十九日第一回委員會ヲ開キ県内外二十五名ノ請負者ヲ指名シ、九月六日入札ニ附シタル結果、佐賀郡本庄村末次佐吉氏ニ落札シ工事請負ノ契約ヲ為シ、十月五日ヲ以テ起工式ヲ挙ゲタリ、構造ハ木骨鉄網、混泥土建、屋根スレート葺トナシ、本館建坪四百六十坪、



岩崎和弘

内訳

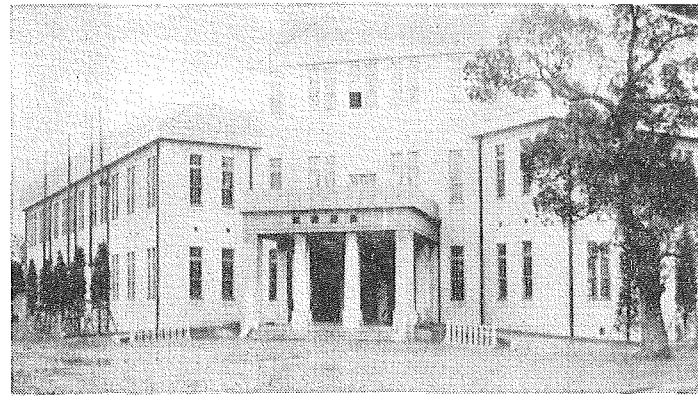
庁舎建築費 金 十二万二千二百一十四円五十五銭  
雑費 金 千八百五十一円二十五銭

本工事ニ関シテハ、工事日数百七十余日ニシテ、課員ノ外ニ臨時監督三名ヲ囑託シ、此ノ期間工事ニ対スル委員会ヲ開催スルコト実ニ二十四回、重要ナル事件ハ委員会ノ協定ヲ經ルコトトシ懇篤ナル市長、助役ノ指導ト委員諸氏ノ熱心ナル監督ト周到ナル注意トニ依リ遺憾ナク今日ノ竣工ヲ見ルニ至リタルハ、本職ノ感謝措ク能ハザルトコトナリ。 佐賀技手 岩崎和弘

当時の『佐賀新聞』の記事には、  
年々歳々いや増しに伸び行く大佐賀市の前途をシンボライズする、われらが市庁舎よ、汝の出現はまさに希望と熱にあふれるばかり……。今や四万六千の市民の喜び何物にも代え難く、汝の新築美装を凝らせる今日の英姿こそ大佐賀市建設の基礎を固むる第一歩として長く市民の脳裏に印せられるであろう（『佐賀新聞七十五年史』）

附屬家屋建坪百五坪二合五勺此ノ延坪數百二十三坪二合五勺、合計五百四十九坪五合、此ノ延坪數九百六十九坪二合五勺ナリ、本館正面ニハ露台アリ、階上ハ貴賓室、市長室、助役室、議場、議員控室等ニ充テ、階下ハ一般各課事務室ソノ他ニ充テ、階上階下合セテ四十三室ナリ、基礎ハ杭打チヲナシ栗石填充、鉄筋混泥土ヲ施シ、主用材ハ総テ三養基郡干栗材ヲ使用セリ、附屬家屋ハ書類倉庫ヲ首メ各課ニ必要ノ倉庫、車庫ヲ設ケタリ、其ノ工事費ノ総額左ノ如シ  
一金 十一万四千六十二円八十銭

と書かれていたという。全市はもとより郡部からも余興隊が繰り出して祝賀気分であったというが、三年後にはこの市庁舎も火災にあい、全焼するという不幸な運命にあった。  
市庁舎火災についても『佐賀市史』上巻の記述がもっとも詳しく  
いのでその状況を引用する（二八三ページ）。



新築完成した佐賀市庁舎（昭和4年完成、昭和7年火災焼失）

昭和七年六月一日午前三時の真夜中過ぎ佐賀警察署の警鐘が乱打されて早曉の空に鳴渡り、まどらかな市民の夢を驚かした、「火事だ」、「市役所だ」と締めきながら老若男女の立ち騒ぎ、馳せ行く声の喧しく、見れば市庁舎は火中に包まれ燦燦數十丈、火勢猛烈にして天に沖する真紅の火柱は附近一帯を真昼のやうにして物凄き光りを投げ、窓硝子や屋根瓦の飛び散る音、木材の焼け落ちるさま、実に凄惨謂はん方なき光景であった。兎角する内、消防自動車及び市内十一部の各消防組、時を移さず出動し、佐賀郡本庄村の第一、第二、第三各部、同巨勢村の第一、第二各部、同北川副村の第四、第五各部、同嘉瀬村の第三部、同鍋島村の第二部各消防組、佐賀駅のカソリン、唧筒、佐賀歩兵第三大隊の將兵、市内与賀町、北水ヶ江区、神野町草場区、牛島町の各青年団、本県師範学校寄宿生等何れも急を聞き、消防器具を携へて駆けつけ、早川本具知事、後藤検事正、郡山警察部長、島村保安課長、横尾刑事課長、佐賀警察署から岡村署長以下署員総出動して、消防隊員を指揮督励し必死の努力を為したが、火勢猛烈にして焔

煙天を焦がし、容易に鎮火しそうにないばかりか、紅蓮の焰は市庁舎西側に隣接せる佐賀高等小学校の講堂に延焼し、更に其の西側に連なる女子教室に燃移り、同教室は殆ど全焼に近き程度の災害を被り、午前四時半に至りて漸く鎮火したが、市庁舎の附近一帯は県庁其他の公廳商家、旅館などが軒を並べ、此等も一時は危険に瀕したが、同夜は幸ひに風が無かったのと、消防組必死の努力とに依り、上記の外に類焼家屋を出さずして鎮火せしめ得たことは先づ不幸中の幸であった。

この記録をみてもわかるように、非常の火災に、市長（野田鞆雄）・助役（小林一男）が顔を出していないが、市長は全国市長会議出席のため上京中で、火災の報は神戸で受け、六月一日早朝帰途についていた。助役も熊本税務監督局に出張中であり、六月一日早朝帰途に次第であった。

火災の原因については佐賀警察署の検証・調査によって水道課分室の火鉢の火の不始末ということになったという。損害は市庁舎・高等小学校の建物の損失約十六万円余と負傷者二十九名であったが、永久保存の戸籍書類をはじめ重要書類はすべて焼失してしまった。市会はその日の午後一時半から協和館で開かれ、当分市役所仮事務所を公会堂におき復興に努力することに決定したが、そのうち七月十二日からは仮市庁舎を協和館に移した。佐賀市長会は大園常太郎・大川内栄次郎の正副会長から復旧事業援助を申し出たし、市内各青年団も応援を申し出ている。しかしながら戸籍簿の調製には非常な苦勞がともなったという。

市庁舎復旧の計画も直ちに進められたが、同年六月三日の緊急市会協議会において次の要項がまとめられた。すなわち、

- 一、受領する保険金は庁舎再建築費として保管すること
- 一、事を急にせず充分考慮研究すること

一、市民の負担を増さざる様、成るべく保険金の範囲内で再築すること  
の三項目であり、高等小学校の新築の実現も急ぐことにした。

第一項にある火災保険金については、『佐賀市史』上巻二九〇ページに詳しい。すなわち、

全焼した市庁舎は、昭和四年四月二十九日、新築落成式後、火災当日の昭和七年六月一日まで、三年一ヶ月を閲し、市では神戸海上火災保険会社と契約して、家屋及び備品を併せ金十二万円の保険を附してゐたが、昭和六年度の契約期限終了と共に、七年度の保険契約を改訂するに当たり、保険料節減の意味から、市会の決議に依りて従来の保険金十二万円を八万四千円に減額して同会社と保険契約を為してゐた。然るに這般の火災に依り、市庁舎建物の損害見積りは八万六千九百二十五円、同備品、消耗品其他の損害見積り七千九百八円、計九万四千八百三十三円で、類焼した佐賀高等小学校は校舎の損害見積り二万一千五百六十五円、同備品、消耗品其他の損害見積り九千九百二十七円、計三万一千四百九十二円にして、市庁舎と学校と双方の分を合合わせれば、総計十二万六千三百二十五円の多額に上つてゐる。尤も市庁舎は前記神戸海上火災に八万四千円、高等小学校も亦千代田火災に二万八千円の保険を附けてあるが、此の全部の保険金を領得するも、尚ほ一万四千余円の不足を見る勘定である。斯くて此の保険金計算に關し、六月三日神戸海上火災福岡支店から山本支店長が来佐し、野田市長首め各課長などと折衝した結果、完全に残つてゐる倉庫の四千七百六十一円六十九銭は全部これを控除し、焼残った玄関に就ては初め会社側は契約高の三分の一を災害と認むる旨主張したが、市役所側の強硬なる主張に依り、遂に四分の三まで認むる事となりて折合ひ、契約総額八万四千円に対し本館は全額即ち七万五千八百九十一円六十四銭、玄関は三千三百四十六円七十銭の内二千五百十円、合計七万八千四百一円六十四銭を会社から支払ふこととなりて同日解決を告げた。

また高等小学校の保険に就ては、六月二日千代田火災より社員来佐し、市当局と交渉調査の結果、会社側でも頗る好意を示し、保険金総額二万八千円の内、講堂外二棟を全焼と見做し、総額の約四割二分、即ち一万二千七十五円を支払ふことと

なった。此の保険金は何れも受領の上、他日の建築基金として鋭意復興の計画を立てることとなった。因(ちなむ)に高等小学校は六月三日から焼残りの校舎で授業を開始した。

ここにおいて新庁舎再建の予算を、保険金の七万八千四百一円に相当する額で案をつくり、昭和八年五月二十六日の市会に提案、可決された。その位置は焼失前の同位置に定めたが、建坪数においては焼失前の庁舎に比較して百九十坪強だけ縮小されたものとなった。各課の配置について『佐賀市史』上巻によると、

建築当時の各課の区画設計は、階下正面の中央部は受付、市金庫、土木課及び水道課とし、向って左翼の建物に戸籍係、教育課兵事係、勸業係、在郷軍人会事務所を設け、右翼の建物は会計課、税務課、小使室等に分ち、階上は玄関上にパルコニー及び貴賓室を設け、中央部階上を奉安殿並に市会議場とし、左翼階上は市長室、応接室、助役室、庶務課及び統計、衛生の両係を置き、右翼階上は新聞記者室、市会正副議長室、市参事会室、議員室、委員会室等に区画されていた。

市庁舎再築工事は昭和八年九月に着工し、翌九年二月に完成し、二月十日には協和館を仮庁舎として事務をとっていた市役所が新庁舎に移転することができた。

この新装なった新市庁舎には倉庫・備品などを対象とする総額十二万四千八百八十六円九十八銭の火災保険が掛けられた。

昭和九年二月十一日、市庁舎再築落成式を行った。この日は紀元節にあたるため、市内各小学校の児童が佐嘉神社において建国祭を挙行し、旗行列を催したというが、この佐嘉神社も前年に完成した別格官幣社であった。その当時のようすを『佐賀新聞七十五年史』から引用すると、

旧佐賀藩主鍋島閑叟公(直忠)を祀る別格官幣社佐嘉神社の設立については、昭和四年のはじめごろからその建設が本決まりとなっ



佐嘉神社（昭和5年8月着工、昭和8年8月完工）

ていたが、同年五月佐賀郡北部九カ村が期成同盟会を組織して、この神社を春日山に造営する運動を起こすことに決し、五月三十日大会を開いて請願、六月二日、春日、川上、松梅、金立等九カ村の村長、村会議員、その他一般有志をもって佐嘉

神社春日山造営期成同盟会を結成して、その後もしばしば陳情を続けたが、敷地は銅像園内の神域(松原神社)に決定、七月より盛土工事に着手、十一月十日地鎮祭が行われた。佐賀新聞は当時、論評を掲げて、田島神社(国幣)の外に県内に、「官幣の一社を祭るに至れることは、県民の敬神観念をいよいよ深くし得る所以(ゆゑ)なりとす、すなわち、ここに地鎮祭を挙げさせらるるにあたり、この社に祀り奉る御柱の徳業を永遠に仰ぎ伝えんことを(つと)めて誓記す」と述べている。五年八月一日、社殿建築の本工事に着手、満四カ年の歳月と二十七万円の巨費を投じて、昭和八年八月に至って完成、九月二十三日午後九時から、夜をこめて古式床しく御遷座の式が行われた。また十月十三日には、勅使参向のもとに盛大なる列格報告祭が行われ、これを中心に十月十日から八日間、全市をあげて奉祝祭が行われた。佐賀新聞は十月二十五日、佐嘉神社遷座祭を奉祝して記念号を発行、時に直正公御事績については、その後十四回にわたりこれを連載してその功績、遺徳を伝えた。また列格報告祭については、「郷土の顕官名士千五百名参列して、空前絶後の盛典」と報道している。

とある。市庁舎と前後して建造された神社であったが、その工事の期間と経費について市庁舎とは比較にならないほどの数字であ

ったことがわかる。はじめに佐賀郡北部春日山にその地を選んだのは、鍋島閑叟の墓地があったからである。当時の奉祝祭が盛大であったことも、現在における佐賀市最大の祭りだが、日峰さん（松原神社）と佐嘉神社の祭礼であることから推察することができる。その土地で旧藩主をまつた神社の祭礼が盛大なのは鹿児島市の照国神社の場合とならんで全国でも珍しい。

## （六）普通選挙と市議会

### 1 普通選挙運動のあらまし

制限選挙に対する普通選挙を目標にした運動は、民権運動家大井憲太郎おおいけんたろうが明治二十五年（一八九二）八月に結成した東洋自由党のなかにできた「普通選挙期成同盟」にはじまる。しかしこのときは活動はおおらず二年後に消滅した。このち明治三十一年七月に木下尚江きのしたなおえらが長野県松本に「普通選挙期成同盟会」をつくり、のちに「普通選挙同盟会」と改めた。明治三十二年十月には東京にも「普通選挙期成同盟会」がつくれ、明治三十三年一月の第十四議会に、これら二つの会がはじめて普通選挙実施の請願書を提出した。

明治三十五年二月には、はじめて普通法案（納税要件全廃・満二十歳以上）が第十六議会に提出されたが否決されてしまった。

明治四十一年から明治四十四年まで普通選挙は毎回議会で提出され、明治四十四年三月には衆議院では通過

したものの、貴族院において否決されてしまった。同年五月には同盟会も解散するにいたった。

大正期になると大正三年（一九一四）一月には一時的に同盟会が復活したが、二月には消滅してしまっ

た。

大正二年（一九一三）十月に創刊された雑誌『第三帝国』に集まった人々が盛んに普選要求をかかげ全国各地の青年層に強い影響を与えた。大正三年十月には富山県立憲青年会（総裁は法務大臣尾崎行雄）が生、翌年二月には共鳴会もできて、町政の改革や政治思想の発展を唱え、米騒動のときには検挙された人々の救済に努力した。米騒動後には富山県の滑川なめりかわにも普通選挙期成同盟会ができて全国運動の口火をきることになった。この同盟会という組織は大正四年一月に大阪府中津町、大正六年六月に愛知県、大正七年五月に静岡県にもできた。大正四年三月の総選挙から馬場孤蝶ばばこちょうなど普選論者が立候補し、大正六年二月には大阪では今井嘉幸、長野では植原悦二郎ら普選論者が当選した。

大正九年（一九二〇）の第四十二議会と第四十三議会とは普選法案を提出した議員のなかには佐賀選出の憲政会の武富時敏もいた。また、大正十二年一月には田中虎登らにより「佐賀県普選連盟」も組織された。

米騒動以後急速に活発化した普選運動は大正八年～九年に最も盛んであった。

ロシア革命―米騒動―朝鮮の三・一事件（一九一九年）―中国の五・四運動（一九一九年）など、革命や民族運動が起っている世界情勢のなかで、日本国内の政治家たちは民衆運動が激化するのを切り抜けるための安全弁として普選を考えていた。そうしていわゆる護憲三派内閣によって大正十四年第五十議会において普選法案は成立したが、過激社会運動取締法案（不成立）のあとをうけた「治安維持法」もまた成立した。

民主的傾向のつよかった大正期の風潮を俗に大正デモクラシーとよぶが、大正デモクラシーの成果は政党内閣制・普通選挙法案の通過であり、この時期の焦点に米騒動という大事件があったことになる。

## 2 普通選挙

昭和三年（一九二八）一月六日には、普通選挙法施行最初の総選挙（二月二十日）に先立って佐賀市議会議員選挙が行われた。

大正十五年（一九二六）に法律第五十四号をもって市制・町村制が改正され、地方議会にも普通選挙の制度がしかれることになり、議員候補者の制度・選挙運動の取締り・選挙運動員の制限など諸規定の改正が行われた。この改正に基づいて昭和三年の第九期佐賀市会議員の選挙が行われたのである。

この選挙について『佐賀新聞七十五年史』は次のように述べている。

昭和三年一月六日、普通選挙実施後最初の選挙が、佐賀市会議員選挙として行われた。佐賀新聞は前回の選挙に引きつづき、各候補者の略歴、抱負など昨冬以来十五回にわたって連載し、選挙民に候補者を紹介するとともに当日は「市政の大局を考慮し、自己の信念に忠実なれ」と特に新有権者に呼びかけた。また「候補者の選択に当っては、来るべき市長選挙、助役選挙の問題をも考慮に入れ、私情を去って、ただ自己の確信のまま動くこと」を希望している。当日はまた「本日の市議選挙」なる論評を掲げ、「選挙法の改正により、従来の運動方法が一変して、専ら言論、文章の力により、市民の世論を喚起することは普選のためのものであって、従来の弊害を矯正する上において、多大の効果のあったことは喜ぶべきことであるが、其言論や文章が市政の核心に触れ、市の發達に一信条をもってし、これによって市会議員が市政を料理する標準となすべき新しき旗幟のなかつたこと」を遺憾としている。選挙の結果、投票率は八割強という全国まれに見る現象で、言論戦の

盛んであったことともに先ずは好成績であったと佐賀新聞は見ている。

次に選挙の実態を『佐賀市史』上巻三二四ページから引用してみる。

今回の選挙は所謂普通選挙法施行最初の選挙にして、従前とは諸事その趣きを異にせるが、議員定数三十名に対し、立候補者四十一名を算へ、昭和三年一月六日（午前七時より午後五時まで）を以て選挙を行はれた。選挙会場は前回二級制度のと

きですら、二ヶ所の投票所を設けた位なれば、今回は猶更ら選挙権の拡張に伴ひ有権者激増せるを以て、前回同様、公会堂の外に分会場を勸興小学校に設置し、その投票区画を左の如く定められた。

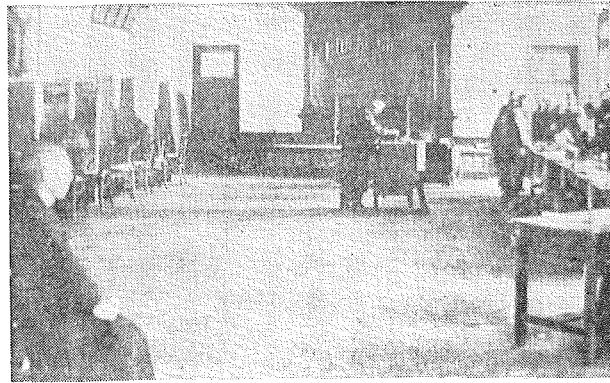
本会場（公会堂）（十七町）

下今宿、東田代、材木、柳、上芦、呉服、白山、唐人、水ヶ江、紺屋、牛島、蓮池、赤松、高木、元、東魚、寺の各町

分会場（勸興小学校）（十九町一津）

松原、米屋、中、多布施、伊勢屋、点合、伊勢屋本、道祖元、与賀、本庄、六座、八戸、岸川、西田代、西魚、厘外津、長瀬、神野、大財、上多布施の各町

斯くて所定の時刻に投票を了した、今回の有権者は七千七百七十九名で投票を了せし者は本会場（公会堂）二千七百六十四、分会場（勸興小学校）三千二十、合計五千七百八十四名で棄権者千三百九十五名、即ち有権者の一割九分弱に当たっている、之を全国のソレに比すれば本市の棄権率は当時稀に見る低率で、成績良好だと謂はれていた。そして分会場の投票函は投票締切後



普通選挙実施当時の選挙会場光景

直に封鎖し、嚴重警衛の下に自動車にて本会場に護送し翌七日午前九時から本会場の分と共に開票、午後四時十分終了したが、普選第一回の第九期議員当選者は左の通りである。

○ 普選第一回（第九期）議員（昭和三年一月六日選挙）……右上の数字は当選回数……

内田清一<sup>4</sup> 伊丹次郎<sup>1</sup> 永倉義晴<sup>2</sup> 山崎五八<sup>1</sup> 飯盛一次<sup>2</sup> 副島与市<sup>1</sup> 鴨打亀一郎<sup>3</sup> 谷口和造<sup>1</sup> 森永利吉<sup>1</sup> 太田寿一<sup>1</sup> 船津常六<sup>3</sup>  
 永松三郎<sup>1</sup> 片江常市<sup>2</sup> 武田義助<sup>1</sup> 新ヶ江助次郎<sup>1</sup> 坂井善太夫<sup>1</sup> 高岸種一郎<sup>1</sup> 毛利善六<sup>3</sup> 相浦守次郎<sup>1</sup> 相良憲太<sup>2</sup> 尾崎徳次郎<sup>3</sup>  
 古賀保臣<sup>3</sup> 百崎欽一<sup>2</sup> 大庭芳一<sup>1</sup> 瀬戸口勝市<sup>1</sup> 山田安義<sup>2</sup> 田中操<sup>1</sup> 徳永八郎<sup>1</sup> 小部松一郎<sup>1</sup> 伊東甚三<sup>3</sup>  
 右の内、当選後左の如く異動あり。

永松三郎昭和四年一月辞任、船津常六同年四月二日死亡、森永利吉同年十二月廿日死亡其の補欠選挙を昭和四年四月十九日執行し左の如く当選せるが、是は永松、船津両議員の補欠なるべきか。

補欠当選 野口武彦<sup>1</sup> 久保法一<sup>1</sup>

普選第二回の市会議員選挙の事情並びにその後の昭和十五年一月六日の選挙にいたる概略を同じく前掲書から摘記する。

普選第一回（第九期）議員任期満了に付、昭和七年一月六日第二回（第十期）の議員選挙を執行した。普通選挙法の運用と政治思想の向上に由つてか、三十議員の定数に五十八名という殆ど倍数の立候補者あり、何れも当選を期して市政戦場を馳驅し、寧ろ候補濫立の噂さへありて、当市に於ては市制施行以来のレコードを作つたが、候補者中には、為に相当苦戦を経た者もあつたらしい、選挙会場は公会堂（本会場）の外に協和館を分会場とし選挙区画を左の通り定められた。

公会堂（本会場）

下今宿、高木、水ヶ江、蓮池、東田代、上芦、紺屋、呉服、材木、元、牛島、白山、柳、東魚、赤松、松原の各町  
 協和館（分会場）

米屋、中、多布施、伊勢屋、伊勢屋本、与賀、西魚、岸川、本庄、点合、厘外津、道祖元、六座、神野、長瀬、上多布施、八戸、唐人、大財、寺、西田代の各町

投票は一月六日午前七時から午後五時まで各選挙場に於て執行されたが、今回の有権者数は七千四百八十二名で、投票を了せし者は本会場（公会堂）三千四百五十一、分会場（協和館）三千四百三十九、合計六千八百九十票を算へ、棄権者は五百九十二名即ち有権者の七分強に過ぎなかつた、これを前回普選最初の棄権率たる一割九分強に比すれば、非常の好成績といふことを得やう、開票は翌七日午前九時から公会堂に於て執行し、午後四時過に至つて立候補者五十八名の当落の運命は決せられ、野田市長は各自の得票を読み上げた、その当選の栄冠を贏ち得たる第十期議員は左の通りである。

○ 普選第二回（第十期）議員（昭和七年一月六日選挙）

鴨打亀一郎<sup>4</sup> 瀬戸口勝市<sup>3</sup> 飯盛一次<sup>3</sup> 森永茂四郎<sup>1</sup> 池田千太郎<sup>1</sup> 北島広次<sup>2</sup> 太田寿一<sup>2</sup> 藤田治郎<sup>1</sup> 徳永八郎<sup>2</sup> 上瀧<sup>1</sup> 英<sup>2</sup> 武田義助<sup>1</sup> 納富公一<sup>1</sup> 古川一矢<sup>1</sup> 百崎欽一<sup>3</sup> 坂井善太夫<sup>2</sup> 高岸隆<sup>1</sup> 徳広佐吉<sup>2</sup> 久米法一<sup>2</sup> 嘉村彦四郎<sup>3</sup> 伊丹次郎<sup>3</sup> 川口孫三<sup>1</sup>  
 副島与市<sup>3</sup> 野口武彦<sup>2</sup> 伊東甚三<sup>4</sup> 永倉太郎<sup>2</sup> 小部忠一<sup>2</sup> 池田芳穂<sup>1</sup> 真崎賤雄<sup>1</sup> 相浦守次郎<sup>4</sup> 荒木稔<sup>1</sup>  
 右の内当選後左の如く異動があつた。

荒木 稔昭和七年九月辞任、藤田治郎同八年四月失職、永倉太郎同年七月辞任、上瀧英同十年辞任、鴨打亀一郎同十年八月死亡、其の補欠選挙は行っていない。

○ 普選第三回（第十一期）議員（昭和十一年一月六日選挙）

副島与市<sup>4</sup> 小林常作<sup>1</sup> 大庭芳一<sup>1</sup> 野口武彦<sup>3</sup> 武田義助<sup>3</sup> 百崎欽一<sup>4</sup> 坂井善太夫<sup>4</sup> 飯盛一次<sup>4</sup> 納富公一<sup>2</sup> 徳永八郎<sup>3</sup> 川頭久次郎<sup>1</sup> 池田芳穂<sup>2</sup> 真崎賤雄<sup>2</sup> 高岸隆<sup>2</sup> 太田寿一<sup>3</sup> 松永岩三郎<sup>1</sup> 川口孫三<sup>2</sup> 徳広佐吉<sup>3</sup> 小部忠一<sup>1</sup> 中野清次<sup>1</sup> 服部初太郎<sup>1</sup> 久米法一<sup>1</sup> 川副俊八<sup>2</sup> 谷口和造<sup>2</sup> 北島広次<sup>2</sup> 森永茂四郎<sup>2</sup> 古川一矢<sup>2</sup> 新ヶ谷助次郎<sup>5</sup> 柿森文六<sup>1</sup> 伊東甚三<sup>5</sup>  
 右の内当選後左の如く異動があつた。

池田芳穂昭和十一年八月死亡、古川一矢、谷口和造は同年十月失格、松永岩三郎・小部忠一は同年十二月失格となりたれば其の補欠として市第二十條及び第三十三條に依り選挙会を開き左の如く補欠当選者を定めた。

宮地広吉 昭和十一年九月三日当選、前任池田芳穂の補欠

浦川熊太郎 同年十月十九日当選、前任古川一矢の補欠

嘉村彦四郎 同年十月三十一日当選、前任谷口和造の補欠

伊丹次郎 同年十二月二十日当選、前任松永岩三郎の補欠

相浦守次郎 同年十二月二十三日当選、前任小部忠一の補欠

津田重彦 同年十二月二十六日当選、是より先き松永岩三郎の補欠として伊丹次郎病氣中に当選せるが、同月二十三日死亡せしを以て、更に伊丹の補欠として津田が当選したのである。

なお其の後昭和十二年十二月浦川熊太郎、同十四年二月飯盛一次、同年八月副島与市いづれも死亡したれど、其の補欠選挙は之を行はなかつた。

○ 普選第四回(第十二期)議員(昭和十五年一月六日選挙)

高岸<sup>3</sup> 隆 小林<sup>2</sup> 常作 中野<sup>2</sup> 清次 徳広<sup>3</sup> 佐吉 久米<sup>4</sup> 法一 坂井<sup>4</sup> 善太夫 武田<sup>4</sup> 義助 徳永<sup>4</sup> 八郎 満松<sup>1</sup> 常次 相浦<sup>6</sup> 守次郎 江口<sup>1</sup> 善六 宮地<sup>2</sup> 広吉 大庭<sup>1</sup> 芳一 古川<sup>1</sup> 松三 川頭<sup>2</sup> 久次郎 松隈<sup>1</sup> 才一 納富<sup>6</sup> 公一 新ヶ江<sup>3</sup> 助次郎 北島<sup>3</sup> 広次 真崎<sup>3</sup> 賤雄 中野<sup>1</sup> 子正人 松尾<sup>1</sup> 伝次 百崎<sup>5</sup> 欽一 太田<sup>4</sup> 寿一 古瀬<sup>1</sup> 貫輔 森永<sup>3</sup> 茂四郎 深川<sup>1</sup> 辰次 舟木<sup>1</sup> 右馬之助 音成<sup>1</sup> 源三郎

○ 普通選挙施行後の有権者と投票率

年 度 有権者数 投票者数  
昭和三年 七、一七九名 五、七八四名 八〇・五パーセント

昭和七年 七、四八二名 六、九八〇名 九三・二九パーセント

昭和十一年 七、八七〇名 六、六〇八名 八三・九パーセント

昭和十五年 七、四五九名 六、五八四名 八八・〇パーセント

○ 普通選挙後の市会議長と副議長

〔議長(上段)〕

〔副議長(下段)〕

○ 第九期(昭和三年二月)

内 田 清 一

伊 丹 次 郎

○ 第十期(昭和七年二月)

嶋 打 亀 一 郎(昭和十年八月三十日死亡)

瀬 戸 口 勝 市

瀬 戸 口 勝 市(昭和十年九月十日補欠)

百 崎 欽 一(昭和十年九月十日補欠)

○ 第十一期(昭和十二年一月)

太 田 寿 一

飯 盛 一 次(昭和十四年二月五日死亡)

○ 第十二期(昭和十五年一月)

坂 井 善 太 夫

相 浦 守 次 郎(昭和十四年二月十三日補欠)  
徳 永 八 郎